

市川市地域防災計画

震災編

【案】

令和6年●月
市川市防災会議

震 災 編

目 次

防災体制における基本的な用語	1
第1章 総論	5
第1節 計画の目的	6
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の体系	6
第4節 計画の運用	7
第1 定期的な計画内容の見直し	7
第2 他の計画との関係	7
第5節 市・市民・事業者の責務	8
第1 市	8
第2 市民	8
第3 事業者	8
第6節 関係機関の業務大綱	9
第1 市川市	9
第2 千葉県	10
第3 指定地方行政機関	11
第4 指定公共機関	11
第5 指定地方公共機関	12
第6 その他の公共的団体	12
第7 市民及び事業者	13
第8 自衛隊	13
第7節 本市の概況	14
第1 位置	14
第2 面積	14
第3 地盤特性	14
第4 人口特性	14
第8節 計画の前提条件	16
第1 地震災害の履歴	16
第2 地震被害の想定	17
第3 千葉県による津波被害等の想定	23
第2章 震災予防計画	25
計画の主旨	26
第1 目的	26
第2 基本目標	26
第3 計画の体系	26
第1節 災害に強い都市構造の構築	29

第1 地盤災害防止対策	29
第2 建築物の不燃化・耐震化	31
第3 土木・ライフライン施設の安全化	33
第4 災害に強い都市構造づくり	34
第5 防災拠点施設・空間の整備	36
第2節 災害に強い協力体制の確立	38
第1 震災対応体制の整備	38
第2 協力体制の整備	40
第3 情報連絡・伝達体制の整備	42
第4 消防・救助体制の整備	43
第5 応急医療体制の整備	44
第6 津波に対する被害予防体制の整備	45
第7 避難体制の整備	47
第8 要配慮者支援対策	50
第9 帰宅困難者・滞留者対策の整備	54
第10 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備	56
第11 被災者支援の仕組みの整備	59
第3節 災害に強い市民の育成	60
第1 防災知識の普及	60
第2 市民・事業者の防災力強化	61
第3 防災訓練	63
第3章 震災応急対策計画	65
計画の主旨	66
第1 目的	66
第2 基本目標	66
第3 計画の体系	66
第1節 迅速な活動体制の確立	69
第1 活動体制の確立	69
第2 職員の参集・配備	77
第3 応援・協力の要請	81
第4 災害救助法の適用手続	83
第2節 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達	86
第1 情報連絡体制の確立	86
第2 被災情報の収集・伝達	88
第3 広報活動の実施	94
第4 被災記録の整理	97
第3節 災害の拡大防止措置	99
第1 交通規制の実施	99
第2 道路・交通手段の確保	102

第3 消火・救助・救急活動の実施-----	105
第4 応急医療活動の実施-----	109
第5 避難情報の発令 -----	113
第6 危険区域の立入禁止措置 -----	117
第4節 被災者の生活支援-----	119
第1 避難所の開設・運営-----	119
第2 要配慮者対策の実施-----	122
第3 帰宅困難者・滞留者対策の実施 -----	124
第4 水、食糧、物資の供給-----	126
第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬-----	129
第6 被災地の清掃 -----	131
第7 被災地の警備 -----	134
第8 公共建物の応急対策-----	135
第9 被災者住宅の確保-----	137
第10 応急教育の実施-----	140
第5節 社会基盤の復旧 -----	142
第1 公共施設の復旧 -----	142
第4章 災害復興計画 -----	147
計画の主旨 -----	148
第1 目的 -----	148
第2 基本目標 -----	148
第3 運用体系 -----	148
第1節 復興まちづくり -----	149
第1 復興まちづくり -----	149
第2節 被災者の生活再建 -----	152
第1 市民生活再建支援 -----	152
第2 産業復旧支援 -----	156
第3節 激甚災害 -----	157
第1 激甚災害の指定に関する計画 -----	157

防災体制における基本的な用語

1 平常時の体制に関する用語

用語	解説
防災会議	○災害対策基本法に基づいて設置された組織で、市川市地域防災計画の作成と実施を推進する。

2 災害時の体制に関する用語

用語	解説
災害対策本部	○災害対策基本法に基づいて、災害時に地域防災計画に基づく応急対策を実施するために、臨時に設置される組織 ○大規模災害が発生した際、国、千葉県、他市町村の行政機関から職員の派遣を受けることができる。
本部会議	○応急対策の意思決定機関として <u>設置される</u> 組織 ○市長を議長とし、部局室長以上の幹部職員から構成される。
災害対応事務局	○本部会議の事務局及び災害対策本部長のスタッフ機能として <u>設置される</u> 組織
5 対応本部	○災害対策本部内に活動目的ごとに <u>設置される組織</u> ○5つの対応本部が計画されており、それぞれ複数の班から構成される。
消防本部	○消火・救出活動や延焼火災時の広域避難対策等を担当する。
医療本部	○一般社団法人市川市医師会等の参加を得て、応急医療活動を担当する。
被災生活支援本部	○避難所の開設・管理や物資供給等を担当する。
被災市街地対応本部	○市街地の被災調査や都市基盤の応急対策、被災地の清掃等を担当する。
行徳本部	○行徳地域の孤立化等の問題に備え、行徳地域の実情に応じた応急対策の立案・推進を担当する。
市川市災害ボランティアセンター	○災害ボランティアの受け入れのために、災害対策本部から独立した機関として <u>設置される</u> 組織 ○生涯学習センター内に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。
現地災害対策本部（災害班）	○市内を6地区に分割し、被災状況の収集等を実施するために <u>設置される</u> 拠点
小学校区防災拠点	○予め指名された近傍居住職員が小学校区を単位として地域住民と協力し、情報収集・発信、災害対策本部との連絡、避難所運営支援等の応急対策活動を行う拠点
消防署所	○11箇所が常設されているほか、臨時消防署が20箇所ある。
消防団詰所	○消防団による初期消火活動や救出活動の拠点となる。

用語	解説
医療救護所	○一般社団法人市川市医師会等の協力によって、市内で 6 箇所に開設される応急医療活動の拠点
避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所（市内に <u>122</u> 箇所を指定）
広域避難場所	○延焼火災等により避難場所に危険が迫ってきた際、広域避難を必要とする場合の避難地。現在市内に 5 箇所指定している。
避難所	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に <u>94</u> 箇所を指定）
福祉避難所	○要配慮者のために指定・開設する避難所
その他の主要施設	○応急対策期における予備的な利用や復旧期の活用に備えて、本市が管理する医療関連施設、清掃関連施設等

3 その他本市の体制に関する用語

用語	解説
応急危険度判定士	○発災直後から防災重要施設・建物の危険度判定を実施する。
被災宅地危険度判定士	○発災直後から被災宅地の危険度判定を実施する。
防災関係機関	○防災会議を構成する防災関係機関をはじめ、災害対応に関わる機関の総称
災害時支援協定市区町村	○災害時の相互応援協力について、協定を結んでいる市町村 ○東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（10 市 2 区 2 町 2 村）等の協定がある。
災害時支援協定事業者	○災害時の応急対策への協力について本市と協定を結んでいる民間事業者 ○情報提供、食糧供給、物資輸送、道路等の応急措置等に関する協定がある。
災害情報収集員	○災害時の緊急登庁の際等に、迅速かつ正確な情報収集を行うことを目的として、個人の携帯電話を使用し、現地(現場)の被害情報等を災害対策本部に連絡する本市職員
緊急初動配備職員	○災害対応の初動体制を強化するために、災害対応事務局、各対応本部（消防本部を除く。）、小学校区防災拠点及び医療救護所に参集するように指名した職員。休日夜間におけるより迅速な参集を目的として、市内居住（近隣市を含む。）職員で編成する。
小学校区防災拠点要員	○緊急初動配備職員のうち、市立小学校等に参集するように予め指定された職員
小学校区防災拠点協議会	○震災時に備えて、平常時から地元自治（町）会等により構成され、発災時に本市職員と協力して避難所の立ち上げ及び運営支援を実施するもの。

4 防災に関する用語

用語	解説
要配慮者	○高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	○要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。一般的に障がい者や要介護者等が挙げられる。
震災時の業務継続計画（B C P）	○震災時は、ひと・もの・情報及びライフライン等利用できる資源に制約があるなかで、応急対策業務及び復旧・復興業務や継続性の高い通常業務に対し、必要な資源を配分できるように平常時から必要な措置を講じるための計画
帰宅困難者	○通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域からの流入・滞在している者のうち、大規模地震が発生し、交通機関等が途絶したために、自力で帰宅することが困難になる者及び本市域を通過する者
災害時帰宅支援ステーション	○九都県市の協定に基づき帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ等のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
一時滞在施設	○帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設
帰宅困難者支援施設	○本市が締結する協定等により帰宅困難者等に対して、トイレ、水道水、食糧等の物資のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
滞留者	○帰宅困難者のうち大規模集客施設やターミナル駅等に滞留する者
流通在庫備蓄	○地域内の事業者とあらかじめ協定を締結し、事業者の倉庫等に保管されている流通前の食糧や日用品等を災害時に活用するもの
土砂災害警戒区域	○急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	○急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
急傾斜地崩壊危険区域	○急傾斜地の崩壊が発生した場合に、崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地の区域で、急傾斜地崩壊対策事業を実施するとともに、一定の行為が制限される。
<u>災害ケースマネジメント</u>	<u>○一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等をアセスメント（被災者のニーズの把握や自立・生活再建に向けた支援の必要性に関する評価）の実施により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、課題の解消に向けてアウトーチ（積極的な働きかけ）を継続的に実施し、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組</u>

◆第2章～第4章のレイアウト

1

第2章 地震防災計画
第1節 災害に強い都市構造の構築

市川市では、長期的な都市づくりの基本方針となる都市計画マスタープランを平成16年3月に策定おり、都市防災化の推進にあたっては、この都市計画マスタープランとの連携を図りながら、都市レベルと地区レベルの2つのスケールで防災まちづくりを取り組み、地震に強く、対応活動をバックアップする都市基盤等の整備をすすめていく。

第1 地盤災害防止対策

1 かけ、擁壁等の崩壊防止（被災市街地対応本部）
市内14箇所の崖地が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、県により急傾斜地崩壊危険区域受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備を進めている。また、市内には、88箇所の崖崩れ警戒区域が把握されており、それらの崖地についても崩壊防止対策を進めている。なお、土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、市内には指定されていない。
今後も、上記危険崖地をはじめ、かけ、擁壁等の崩壊防止対策を進めるとともに、かけ、擁壁等の崩壊による災害の発生を未然に防止するため対策を進める。

2 液状化対策
市川市南部には液状化現象が発生しやすい地域が広がっており、被害を低減するために、次のような対策を推進していく。
(1) ライフライン施設・公共施設の液状化対策（施設管理者）
ライフライン施設等の新設及び更新時には、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても、施設の被害を軽減できるような対策を検討する。
(2) 液状化現象に関する知識及び減災マップの周知徹底（災害対応事務局等）
市内各地域の液状化しやすい地域において新たに住宅を建築する際には、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。また、既存住宅の液状化対策工法についても、県等から情報を基に市民への広報を行う。
(3) 住宅の液状化対策の広報・周知（被災市街地対応本部）
液状化現象が発生しやすい地域において新たに住宅を建築する際には、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。また、既存住宅の液状化対策工法についても、県等から情報を基に市民への広報を行う。
(4) 飲料水や仮設トイレの備蓄（災害対応事務局、被災市街地対応本部）
ライフラインの途絶に備え、飲料水や仮設トイレの備蓄を進めていくよう検討する。特に仮設トイレについてはマンホールトイレの整備や外部調達など状況に応じて複合的に整備を回るとともに、整備に関しては女性の視点を反映し、安心快適な仮設トイレの整備を図る。
(5) 速やかな応急復旧体制の整備（被災市街地対応本部、行徳本部 等）
被害が発生した際の迅速な応急復旧のため、防災関係機関やライフライン事業者等との体制整備に努める。

(2)

①災害対応の時期（目安）を表示

- ・フェーズ0「予防」 : 平常時
- ・フェーズ1「参集」 : 直後～12時間以内の対応
- ・フェーズ2「体制確立」 : 12時間～24時間以内の対応
- ・フェーズ3「人命救助」 : 3日以内の対応
- ・フェーズ4「生活再建」 : 1週間以内の対応
- ・フェーズ5「復興」 : 1週間以降の対応

※時期はあくまでも目安であるため、応急対策の進捗に応じて調整する。

②実施担当を表示

- | | |
|-------|--------------------------|
| ・国県 | : 国や千葉県の機関 |
| ・関係機関 | : 国や千葉県の機関以外の防災関係機関や協定団体 |
| ・消防 | : 消防本部 |
| ・医療 | : 医療本部 |
| ・生活 | : 被災生活支援本部 |
| ・市街地 | : 被災市街地対応本部 |
| ・行徳 | : 行徳本部 |
| ・その他 | : 災害対応事務局等 |
| ・市民 | : 市民、市内の事業者等 |

第1章 総論

第1節 計画の目的

市川市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画で、本市の地域に係る災害に対し、本市、防災関係機関及び市民並びに事業者が、それぞれにもつ力を有効に発揮し協力することによって、本市の地域、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的とする。

なお、市川市地域防災計画は、震災編・風水害等編・大規模事故編・資料編の4編からなり、本計画はその震災編である。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりとする。

- (1) 本市の地域に係る地震・津波対策について定めるものである。
- (2) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者の責務を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図るためのものである。
- (4) 地震災害に対処するための恒久的な計画である。

第3節 計画の体系

構成	概要
①総論	計画の位置づけと、計画を策定する際に前提となるデータを整理する。 ・計画の運用方法 ・関係機関の業務大綱 ・本市の概況 ・被害想定等
②震災予防計画	震災への事前対策を「もの」、「ひと」、「しくみ」の3つの視点から整理する。
③震災応急対策計画	震災時の対応行動を時系列に整理する。
④震災復興計画	震災復興に関する基本的な考え方と体制を整理する。

第4節 計画の運用

本計画については、市川市防災会議及び関係機関等が、定期的にその内容の見直しを行うものとする。

また、本市は、計画内容の見直しを行う際の基礎資料となる調査、研究及びそれらの情報管理等を継続して行っていくものとする。

第1 定期的な計画内容の見直し

1 市川市防災会議による見直し

市川市防災会議は、毎年計画内容の検討を行う。

検討により、計画内容に修正の必要があると認めた場合には、災害対策基本法第42条の規定に基づき修正を行うものとする。

2 各関係機関による見直し

各関係機関は、各自の所掌する事項について、毎年計画内容の検討を行う。

検討により、計画内容に修正の必要があると認めた場合には、関係する他機関に連絡了解を得たのち、計画修正案を市川市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに市川市防災会議事務局（危機管理室危機管理課）へ提出しなければならない。

3 市民等との協議による見直し

市川市防災会議及び各関係機関は、必要に応じ、計画内容について市民等と協議を行うものとする。

なお、市民等の協議にあたっては、男女共同参画の視点から女性の意見も積極的に集め、見直しに反映させるよう配慮する。

第2 他の計画との関係

本計画は、本市域における大規模な災害から市民の生命・身体・財産を保護するため、本市・防災関係機関・市民等が果たすべき責務や役割、災害予防・応急対策・復興に関する事項等について定めた総合的な計画である。他計画との関係は、次のとおりである。

1 上位計画との関係

本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、市政運営の根本となる市川市総合計画や、発災前の施策を対象に、どのような大規模災害が発生しても、被害の最小化を推進していく市川市国土強靭化地域計画に基づき実施する施策と整合を図るものとする。

2 市川市消防計画との関係

消防計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防機関独自の任務を果たすため、迅速かつ効果的な活動を行うために策定される消防に限定された計画である。なお、大規模な災害が発生した際には、消防計画は本計画に包括される。

第5節 市・市民・事業者の責務

第1 市

本市は、災害対策基本法により、本市の地域、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、本市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づき、これを実施する責務を有すると明記されている。

なお、本市職員は、災害時における本市の責務を果たすため、平常時より災害に関する取組みを行わなければならない。

第2 市民

市民は、災害対策基本法により、生活必需品の備蓄等の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の防災活動への参加等、防災に寄与するよう努めなければならないとされている。

市民は、平常時より災害への備えを行うとともに、災害時には自身の身の安全の確保し、地域で相互に助け合うよう努める。

第3 事業者

事業者は、災害対策基本法により、災害時において本市が実施する災害対応に協力するよう努めることが規定されていることから、事業者は、平常時より従業員の安全を確保するため災害への備えを行うとともに、災害時には本市と協力し災害対応を行うよう努める。

第6節 関係機関の業務大綱

本市、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体等の管理者は、おおむね次の事務又は業務を行うものとする。

第1 市川市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 川 市	<ol style="list-style-type: none">1 市川市防災会議及び市川市災害対策本部に関すること。2 防災に関する組織の整備に関すること。3 防災に関する施設の整備に関すること。4 防災に関する物資及び資器材の備蓄に関すること。5 防災知識の普及及び地域（自主）防災組織の育成に関すること。6 防災に関する訓練及び調査研究に関すること。7 災害時における被害の調査、報告及び情報収集に関すること。8 災害の防除と拡大の防止に関すること。9 救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること。10 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。11 被災産業に対する融資等の対策に関すること。12 被災市営施設の応急対策に関すること。13 災害時における文教対策に関すること。14 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること。15 災害時における交通、輸送の確保に関すること。16 被災施設の復旧に関すること。17 被災者の生活再建支援に関すること。18 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
消 防 局	<ol style="list-style-type: none">1 火災・救助・救急についての情報収集・確認・管理に関すること。2 消防活動体制の確保・調整に関すること。3 医療機関との連携体制の整備に関すること。4 消火・救出活動の実施に関すること。5 救急活動の実施に関すること。6 行方不明者等の捜索に関すること。7 被災市街地の防火パトロールに関すること。8 消防活動記録の収集・管理に関すること。
消 防 団	<ol style="list-style-type: none">1 初期消火・救出活動への指導・支援に関すること。2 火災・救出についての情報収集・伝達に関すること。3 消防署所による消火・救出活動への協力に関すること。4 地域住民への避難誘導に関すること。5 危険区域等の警備・警戒に関すること。6 行方不明者等の捜索・収容活動への協力に関すること。7 応急給水活動への協力に関すること。

第2 千葉県

機関の名称	事務又は事務の大綱
千 葉 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 本市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 本市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の相互調整に関すること。
葛南地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の連絡調整に関すること。 2 災害に関する情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること。 3 本市の指導及び連絡調整に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。
葛南土木事務所 <u>葛南港湾事務所</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防の全般に関すること。 2 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 3 その他土木、<u>港湾</u>関係の災害対策に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。
市川健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産に関すること。 2 食品衛生、生活衛生（動物を含む。）及び飲料水に関すること。 3 防疫に関すること。 4 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む。）に関すること。 5 災害救助についての管内の連絡調整に関すること。 6 災害救助に関する管内他機関に属さない事項に関すること。 7 その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。
企業局市川水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営水道事業の応急対策に関すること。 2 県営水道区域内の応急給水に関すること。 3 飲料水の供給についての応援に関すること。
市川警察署 行徳警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報に関すること。 2 被災者の救出及び避難に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び検視に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 交通信号施設等の保全に関すること。 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 江戸川河口出張所	1 管内河川等の防災に関すること。 2 洪水予報水防警報に関すること。 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	1 管内国道298号の保全に関すること。 2 管内国道298号の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急輸送路の確保に関すること。
海上保安庁 千葉海上保安部	1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 2 船舶交通の安全、危険を防止し、又は混雑を緩和するための船舶交通の制限に関すること。 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

第4 指定公共機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
東日本電信電話株式会社（千葉西支店）、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 電気通信施設の保全に関すること。 2 災害時における <u>通信サービスの提供</u> に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本高速道路株式会社	1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路の保全に関すること。 2 首都高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日本郵便株式会社	1 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
日本赤十字社千葉県支部	1 <u>医療救護に関すること。</u> 2 <u>こころのケアに関すること。</u> 3 <u>救援物資の備蓄及び配分に関すること。</u> 4 <u>血液製剤の供給に関すること。</u> 5 <u>義援金の受付</u> 及び配分に関すること。 6 <u>その他応急対応に必要な業務に関すること。</u>

機関の名称	事務又は事務の大綱
日本放送協会	1 防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 2 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 4 被災者の受信対策に関すること。
日本通運株式会社（千葉支店）	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における物資の輸送に関すること。

第5 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
京葉瓦斯株式会社	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
京成電鉄株式会社 東京地下鉄株式会社 北総鉄道株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。

第6 その他の公共的団体

機関の名称	事務又は事務の大綱
一般社団法人市川市医師会	1 災害時における医療活動の協力に関すること。
一般社団法人市川市薬剤師会	1 災害時における医薬品等の調達及び処方の協力に関すること。
一般社団法人市川市歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
公益社団法人千葉県柔道整復師市川・浦安支部	1 災害時における柔道整復活動の協力に関すること。
市川市赤十字奉仕団	1 災害時における救助活動の協力に関すること。
東京都交通局	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
社会福祉法人市川市社会福祉協議会	1 災害時における災害ボランティアセンターの運営に関すること。 2 災害時における市民生活再建支援の生活福祉資金に関すること。

第7 市民及び事業者

機関の名称	事務又は事務の大綱
市民	<ol style="list-style-type: none">1 初期消火活動及び救出活動2 避難所の運営3 負傷者の医療救護所への搬送4 住宅の耐震診断・改修等震災の予防措置5 食糧・飲料水等の備蓄及び非常持出品の準備6 家具の転倒防止7 電気・ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策8 地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成9 本市及び千葉県等が実施する防災対策への協力10 自発的な防災活動への参加
事業者	<ol style="list-style-type: none">1 消火活動及び救出活動2 備蓄食糧・物資・資器材の提供3 協定に基づく協力活動4 従業員の安全の確保、帰宅困難者対策5 地域の防災活動への積極的な参加6 来客者の安全確保7 事業継続計画（BCP）の策定

第8 自衛隊

機関の名称	事務又は事務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none">1 災害派遣の準備<ol style="list-style-type: none">(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。(3) 防災資材の整備及び点検に関すること。(4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。2 災害派遣の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。(2) 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

第7節 本市の概況

第1 位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市及び東京湾にそれぞれ面し、西は江戸川及び旧江戸川を隔てて東京都江戸川区及び葛飾区と相対している。

第2 面積

面積等

面積		56.39km ²
広ぼう	東西	8.2km
	南北	13.4km
周囲		54.8km
海岸線		6.8km

第3 地盤特性

本市の地盤は、北部に台地、中部から南部にかけては低地となっており、低地は次の6種類に分類される。

地盤特性

種類	特性
谷底低地	国分川や大柏川沿いに広がる。地盤は腐植土と陸成の粘性土から構成される。
後背湿地	総武線沿いの砂洲と台地の間に分布する。表層地盤は層厚5~10mのシルト質砂層からなり、地震の際には液状化現象が心配される。
砂洲	低地の中では標高が高い。表層地盤は層厚6~11mの厚い砂層からなり、低地の中では地盤がもっともよい。
海岸低地	砂洲より海側に広がる低地。表層地盤は砂層、シルト質砂層、シルト層等で、層厚は2~12mと変化に富む。
干拓地	海岸低地と埋立地の間に、近世以降の干拓によって陸化された。
埋立地	海岸に造成された地域。埋土の材料や厚さにはかなり変化があるが、多くは沖合いからサンドポンプで運ばれた砂からなる。

第4 人口特性

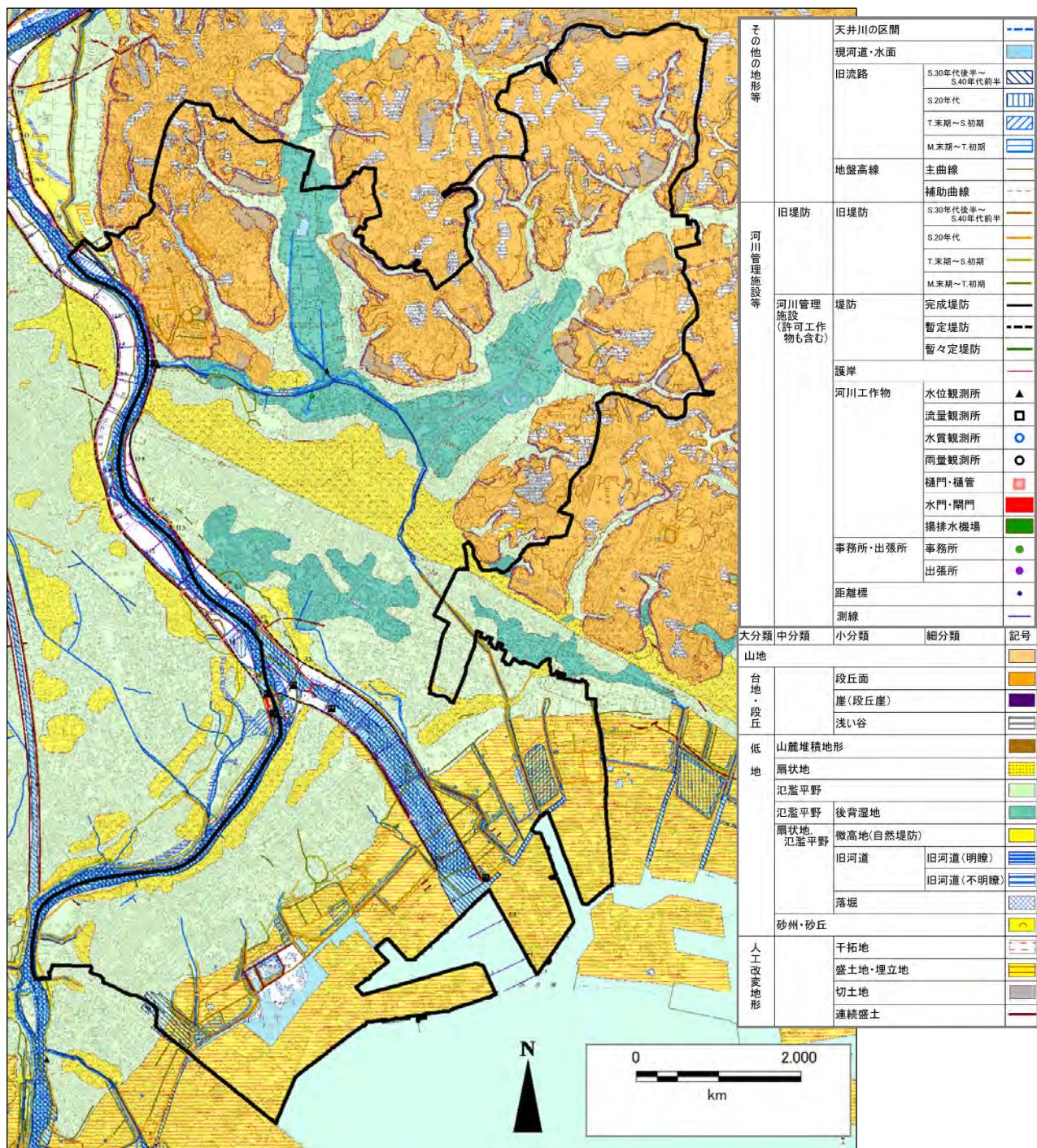
本市の人口は、令和6年4月30日現在、494,871人である。

人口特性

年次	世帯数(世帯)	人口(人)		
		総数	男	女
令和6年	<u>259,370</u>	<u>494,871</u>	<u>250,059</u>	<u>244,812</u>

住民基本台帳人口(令和6年4月30日)

治水地形図



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1治水地形分類図「浦安」（平成17年更新）「松戸」（平成17年更新）「船橋」（平成19年更新）を使用したものである。

第8節 計画の前提条件

本計画では、令和5年度に本市が実施した地震被害想定の検証結果と平成23年度に千葉県が実施した津波シミュレーション結果を前提条件とする。

第1 地震災害の履歴

市川市史（昭和46～50年）及び千葉県東葛飾郡誌（大正12年）に見られる地震災害に関する主な記述は以下のとおりである。

地震災害の履歴

発生年月日	災害名	被災概要	出典
818年7月		下総、相模、武藏、常陸、上野、下野等の国に地震があり、山が崩れ谷が埋まり、無数の百姓が圧死。	市史
1590年2月		大地震、人畜死傷多し。	郡誌
1601年12月16日		海嘯、地震、人畜死傷多し。	郡誌
1703年11月23日	元禄地震	大地震の被害多く加ふるに浦安船橋地方は海嘯にて人畜多く死せり。 大地震のため行徳領の塩除堤大破。	郡誌 市史
1855年10月2日	安政江戸地震	大地震、漬家死人数知れず江戸最も甚だし。	郡誌
1923年（大正12年）9月1日	<u>大正関東地震</u> <u>（関東大震災）</u>	本市域では、操業を始めたばかりの上毛モスリン中山工場で、レンガ造りの建物が倒れ、外へ逃げようとした女工11名が下敷きとなって死亡したほか、中山村で男子3名、行徳町で女子1名計15名の死者を出し、行徳町で家屋の全壊3、南行徳村で全壊2、半壊7の被害が報告されている。	市史
2011年（平成23年）3月11日	東北地方太平洋沖地震 <u>（東日本大震災）</u>	最大震度5弱を観測し、市内（特に行徳地域の沿岸地域）で液状化被害が発生した。さらに、地震発生後、首都圏の鉄道が運休となったため多数の帰宅困難者が発生した。 また、福島第一原発の被災による放射能問題や計画停電等のこれまでにない問題も発生した。	

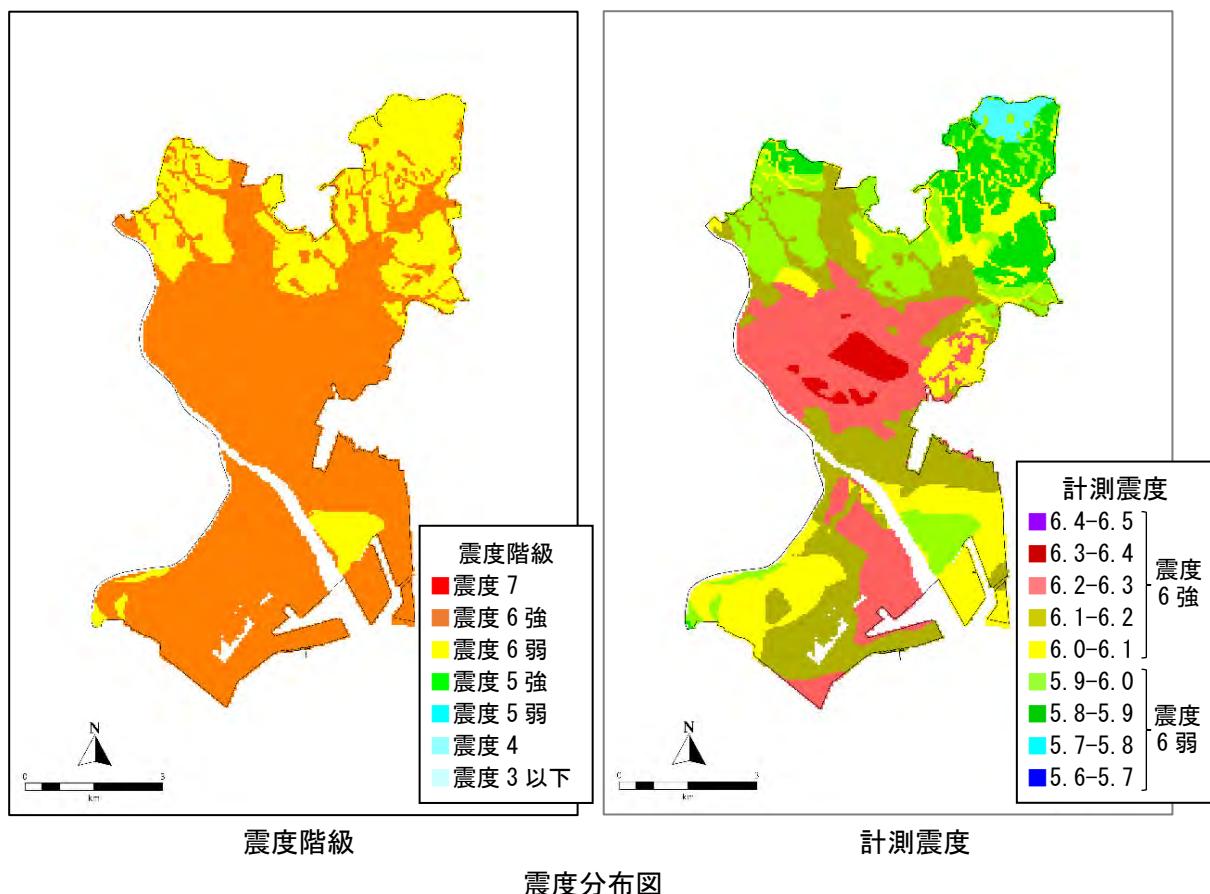
第2 地震被害の想定

1 想定地震

本市において最も被害が大きいと想定されている東京湾直下（本市の真南）のフィリピン海プレート内を震源域とする東京湾直下地震（マグニチュード7.3、断層平均深さ約48km）を本計画の想定地震とする。

2 想定地震による震度

本市全域で震度6弱、6強の地震に見舞われ、特に市中央部や行徳地域の東部では震度が高くなっている。

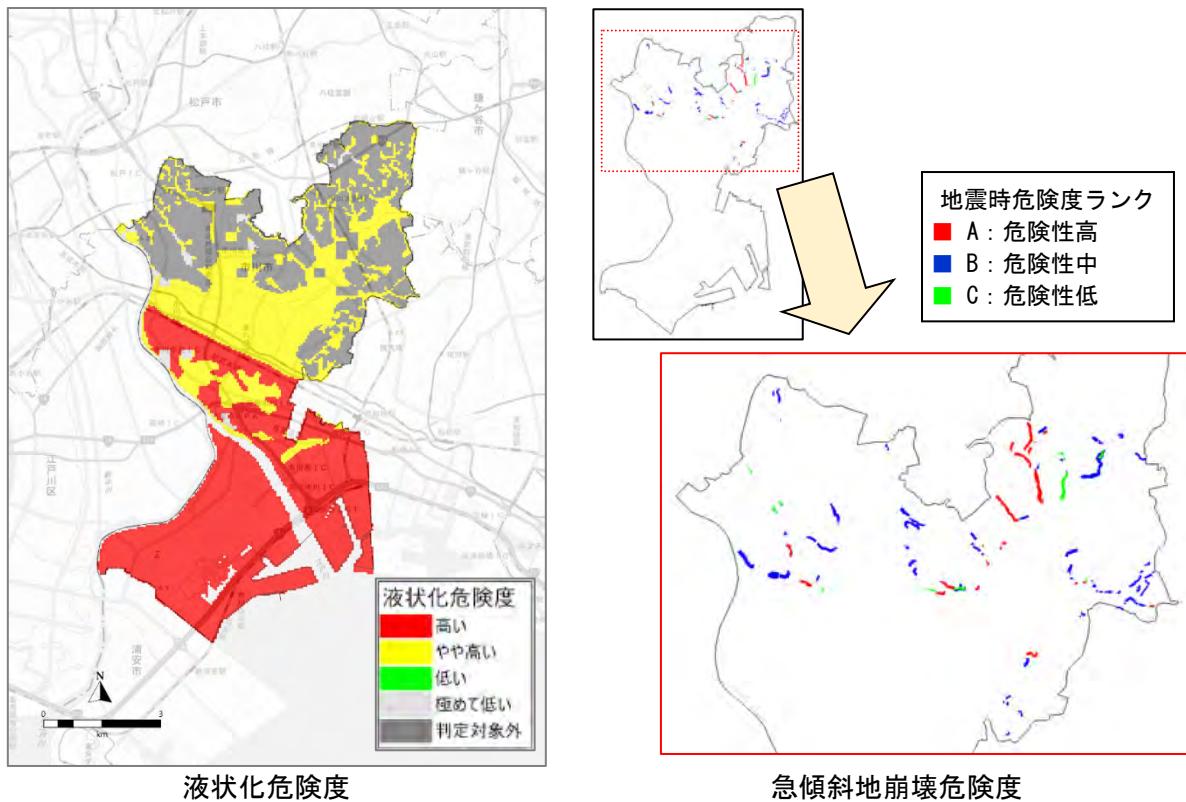


3 液状化被害

液状化の危険度分布は、本市を形成している元々の地盤による影響が大きく、北部のローム台地を除いたエリアでその危険度が高くなっている。

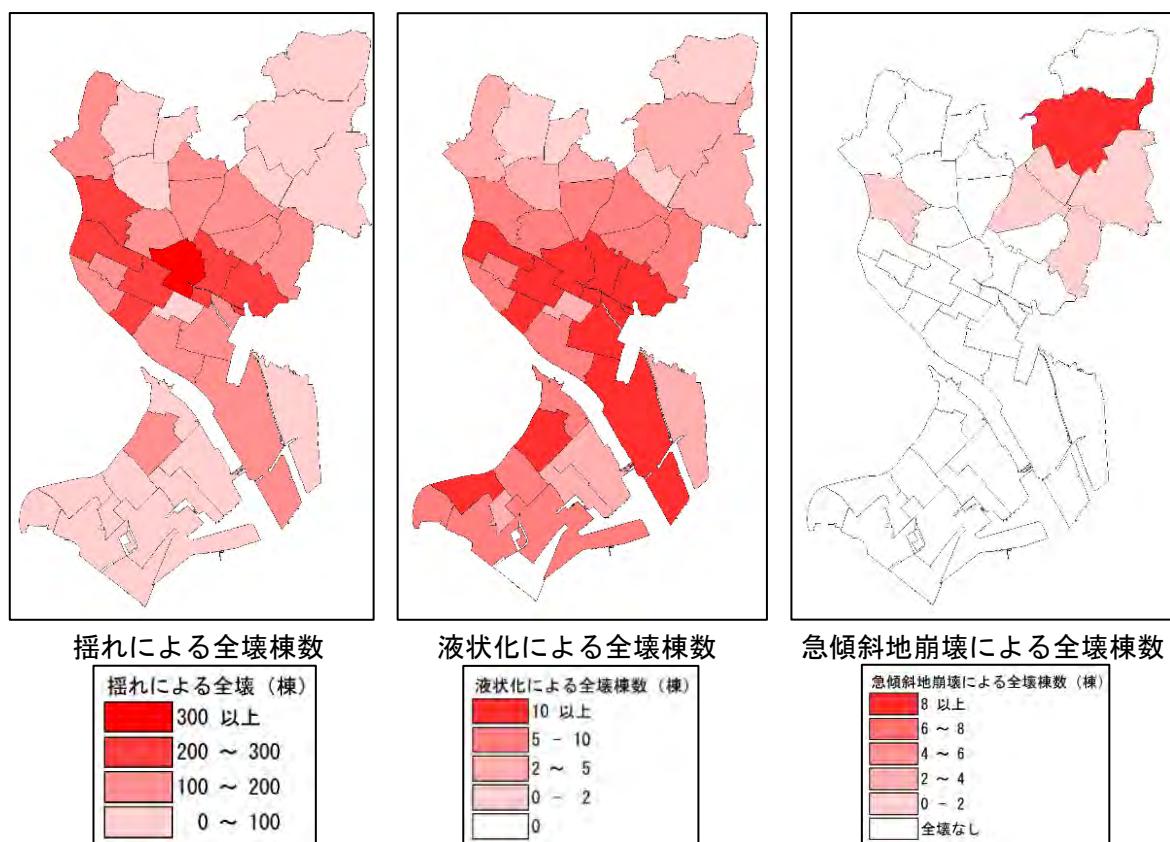
4 急傾斜地崩壊被害

土砂災害警戒区域等が市北部に位置しており、そのうち、約4分の1の警戒区域等が、地震時に崩壊危険度が高い区域となっている。



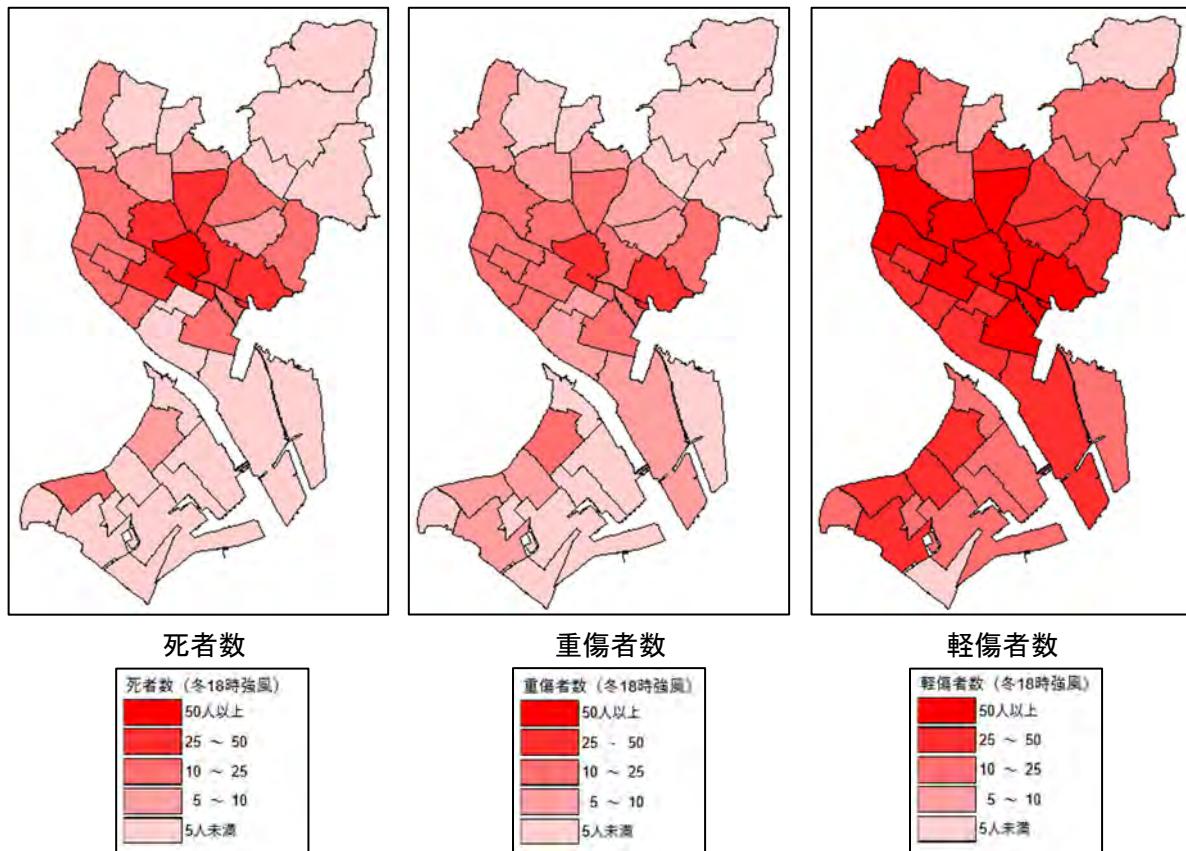
5 建物被害

被害分布は、震度の大きい市中部等で、その危険度が高くなっている。市全体では5,000棟を超える全壊（倒壊含む）被害が想定されている。



6 人的被害

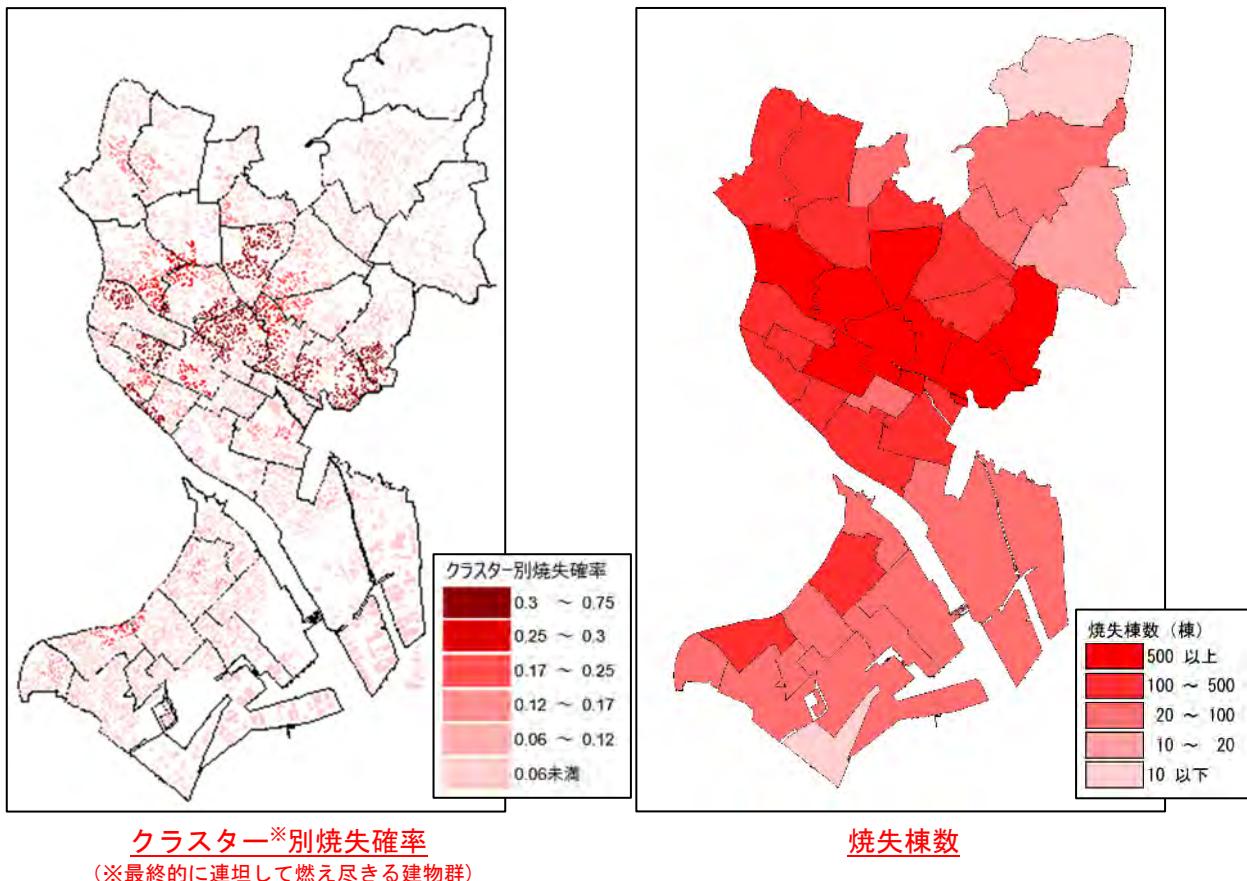
建物被害の多いと考えられる市中部等において多くの被害が予想される。市全体では冬18時強風時の発災で約450人の死者、約390人の重傷者、約1,400人の軽傷者が想定されている。



7 火災による被害

本市全域で約77件の出火が想定され、木造建物被害の危険度が高い密集市街地での出火危険が高くなっている。

建物延焼危険度は、風向：北北西（本市における年間風向で最も多いもの）、風速：6 m（強風時として、本市における年間の平均風速3 mの倍の風速）を想定しシミュレーションを行っており、焼失棟数については、初期消火と公設消防等による消火活動によって消火できずに残った火災（残出火）が延焼拡大し、自然鎮火するまでに焼失する棟数である。強風時には10,000棟を超える焼失が想定されている。



8 ライフライン被害

停電、通信被害については1週間以内、断水、都市ガスの供給停止については1ヶ月以内、下水道の機能支障については1ヶ月程度での復旧が想定された。

LPガスの被害は利用世帯のうち、2割弱の世帯に支障があると想定された。

9 道路・鉄道被害

緊急輸送道路及び緊急活動道路区間に於いて、17箇所の被害が想定された。

鉄道については、市内の路線全体のうち約6割が震度6弱以上の揺れに見舞われることから、過去の地震同様に復旧に1ヶ月以上を要する。

10 避難者・帰宅困難者の想定

発災直後は主に建物被害に伴う避難者が発生するが、発災から1週間後には建物被害のほかにも、断

水、停電、下水道の機能支障等による避難者が増加し、最多となる98,000人を超える避難者が想定される。そのうち約49,000人は避難所に避難することが想定された。

市内から市外への通勤・通学者のうち、約55,000人が市外で帰宅困難となることが想定された。また、市外から市内への訪問者のうち、約25,000人が市内に滞留する帰宅困難者となることが想定された。

11 物資需要

避難者数や断水人口などをもとに、アルファ米や粉ミルクなどの食料、飲料水、毛布等の生活必需品について、3日間で膨大な物資が必要となることが想定された。

12 医療機能支障

市内で対応が難しくなる入院患者数は500人を超え、日常の治療を受けることができなくなる患者も3,000人を超えると想定された。

13 災害廃棄物の想定

建物解体に伴い発生する災害廃棄物のほか、家屋内から出される片付けごみなども含み、約170万トンの災害廃棄物量の発生が想定された。ごみの内訳としては、コンクリートがらが最も多くなると想定された。

14 直接経済被害

建物被害やライフライン被害、土木施設の被害や災害廃棄物処理など、直接経済被害は約9,500億円にのぼると想定された。

小学校区別想定結果一覧表（東京湾直下地震）

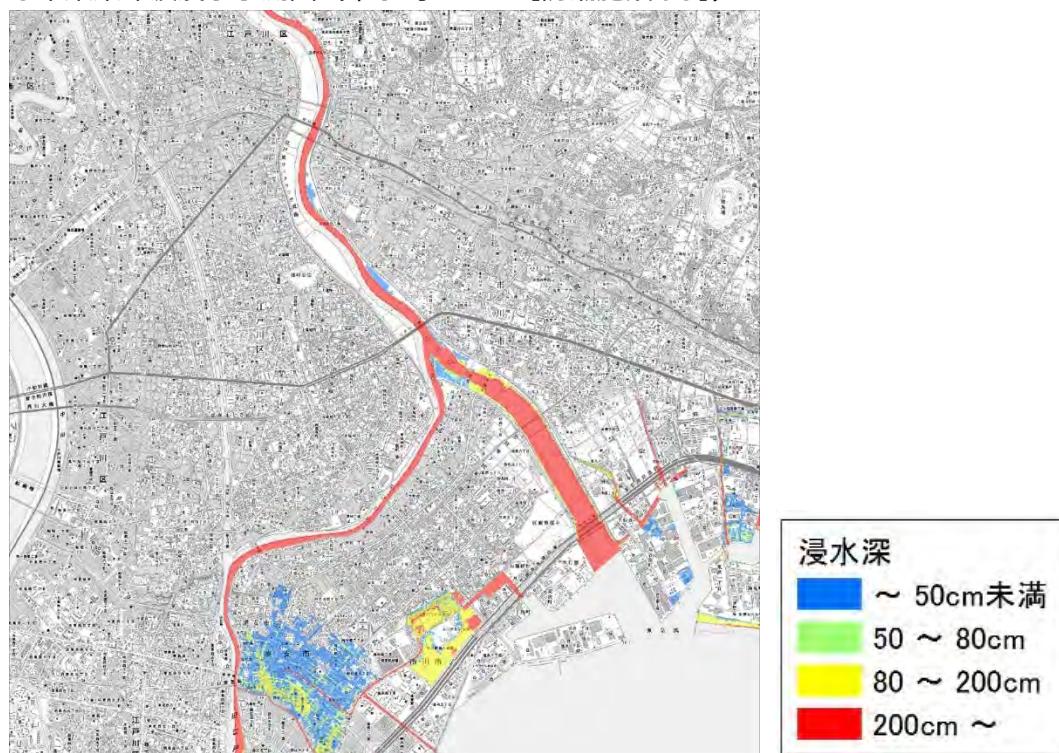
No	小学校区	震度	液状化危険度	区域内建物棟数	建物被害				火災による被害				人的被害			避難者（1日後）						
					半壊棟数	全壊棟数	うち倒壊棟数	被害棟数	被害率	全出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数	軽傷者	重傷者	死者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者			
1	市川小学校	6強	極めて高い	3,482	554	296	21	850	24.4%	5.5	3.9	3.5	428	81	21	22	3,431	2,058	1,372	5,272	2,636	2,636
2	真間小学校	6弱・強	高い	3,549	435	224	16	659	18.5%	2.1	1.4	1.3	514	59	17	23	2,356	1,413	942	2,939	1,469	1,469
3	中山小学校	6強	高い	4,479	566	303	24	870	19.4%	1.9	1.3	1.2	1,159	84	27	45	5,060	3,036	2,024	5,725	2,863	2,863
4	八幡小学校	6強	極めて高い	3,759	607	338	31	945	25.1%	4.4	3.1	2.8	1,577	124	39	69	6,063	3,638	2,425	7,010	3,505	3,505
5	国分小学校	6弱・強	高い	2,505	258	91	5	349	13.9%	0.9	0.6	0.5	164	22	6	6	746	448	298	1,083	541	541
6	大柏小学校	6弱・強	高い	4,398	321	94	2	416	9.4%	1.2	0.7	0.6	38	18	4	1	442	265	177	718	359	359
7	宮田小学校	6強	極めて高い	1,666	270	134	9	404	24.2%	1.9	1.4	1.2	297	45	12	17	2,077	1,246	831	3,013	1,507	1,507
8	富貴島小学校	6強	極めて高い	3,678	520	254	24	775	21.0%	1.9	1.3	1.2	748	65	19	24	2,930	1,758	1,172	3,876	1,938	1,938
9	若宮小学校	6弱・強	高い	4,113	416	192	12	609	14.8%	1.4	0.9	0.8	707	48	15	20	2,269	1,361	907	2,660	1,330	1,330
10	国府台小学校	6弱・強	極めて高い	4,752	367	136	7	503	10.5%	1.3	0.5	0.5	158	28	7	5	902	541	361	1,119	560	560
11	平田小学校	6強	極めて高い	3,117	489	235	20	724	23.2%	2.8	1.9	1.7	660	75	21	30	3,583	2,150	1,433	5,134	2,567	2,567
12	鬼高小学校	6強	極めて高い	3,154	460	208	16	669	21.2%	4.1	2.8	2.6	207	54	13	11	2,134	1,280	853	4,041	2,021	2,021
13	菅野小学校	6強	高い	3,181	425	205	18	630	19.8%	1.5	1.0	0.9	752	57	18	28	2,768	1,661	1,107	3,566	1,783	1,783
14	行徳小学校	6強	極めて高い	3,557	482	165	8	648	18.2%	2.4	1.7	1.5	181	45	10	9	1,823	1,094	729	3,956	1,978	1,978
15	信篤小学校	6弱・強	極めて高い	3,319	454	169	8	624	18.8%	3.5	2.4	2.2	68	34	7	3	1,515	909	606	3,250	1,625	1,625
16	稻荷木小学校	6強	極めて高い	2,845	385	172	12	557	19.5%	2.1	1.5	1.3	104	34	8	4	1,085	651	434	2,364	1,182	1,182
17	南行徳小学校	6弱・強	極めて高い	3,167	381	98	2	480	15.1%	2.1	1.3	1.2	242	39	8	10	1,708	1,025	683	3,375	1,687	1,687
18	鶴指小学校	6強	極めて高い	2,773	448	229	20	678	24.4%	1.6	1.1	1.0	330	48	13	12	1,678	1,007	671	2,541	1,270	1,270
19	宮久保小学校	6弱・強	高い	4,480	441	153	8	595	13.2%	1.4	0.8	0.7	323	34	9	10	1,369	822	548	1,845	923	923
20	二俣小学校	6弱・強	極めて高い	1,461	174	54	2	228	15.6%	1.6	1.1	1.0	22	13	2	1	611	366	244	1,456	728	728
21	中国分小学校	6弱・強	高い	2,931	200	69	3	270	9.2%	0.8	0.3	0.3	125	16	4	3	489	294	196	541	270	270
22	曾谷小学校	6弱・強	高い	3,076	308	111	4	419	13.6%	0.8	0.5	0.4	163	26	6	5	746	448	298	897	448	448
23	大町小学校	6弱・強	高い	1,034	61	21	*	82	7.9%	0.2	0.1	0.1	*	3	*	*	65	39	26	87	44	44
24	北方小学校	6強	高い	2,333	277	107	8	384	16.4%	1.1	0.8	0.7	230	26	7	7	1,021	613	408	1,631	815	815
25	新浜小学校	6強	極めて高い	2,273	248	60	*	309	13.5%	2.8	1.9	1.8	80	29	5	4	1,121	673	449	2,996	1,498	1,498
26	百合台小学校	6弱・強	高い	3,878	414	162	10	577	14.8%	1.4	0.8	0.8	840	53	16	26	2,628	1,577	1,051	3,133	1,567	1,567
27	富美浜小学校	6強	極めて高い	3,019	340	78	1	418	13.8%	2.8	2.0	1.8	44	34	5	3	1,242	745	497	3,920	1,960	1,960
28	柏井小学校	6弱・強	高い	3,639	217	61	2	278	7.6%	0.7	0.3	0.3	19	11	3	*	281	168	112	526	263	263
29	大洲小学校	6強	極めて高い	2,274	350	173	13	523	22.9%	1.7	1.2	1.1	318	45	12	13	2,044	1,226	817	3,142	1,571	1,571
30	幸小学校	6強	極めて高い	1,852	217	50	2	268	14.4%	3.4	2.4	2.1	49	22	4	3	887	532	355	2,376	1,188	1,188
31	新井小学校	6弱・強	極めて高い	1,793	194	46	1	241	13.4%	1.7	0.8	0.8	96	16	4	4	925	555	370	2,001	1,001	1,001
32	南新浜小学校	6強	極めて高い	1,972	266	72	1	339	17.1%	2.0	1.4	1.3	51	21	4	2	799	479	319	2,014	1,007	1,007
33	大野小学校	6弱・強	高い	2,268	189	47	1	237	10.4%	2.1	1.4	1.2	67	17	3	2	494	296	198	913	456	456
34	塩焼小学校	6強	極めて高い	1,710	200	48	3	248	14.5%	2.5	1.7	1.6	22	19	3	1	737	442	295	2,578	1,289	1,289
35	稲越小学校	6弱・強	高い	1,660	148	62	3	210	12.6%	0.5	0.2	0.2	32	9	2	1	282	169	113	354	177	177
36	塩浜学園	6強	極めて高い	224	24	6	*															

第3 千葉県による津波被害等の想定

千葉県では、平成23年度に津波シミュレーションを実施し、その結果を「津波浸水予測図」として作成・発表している。本市において想定されている4ケースのうち、被害が最大となるのは「東京湾口10m【防潮施設なし】」のケースで、最大津波高は2.5m、高谷新町や新井等の箇所で河川からの越流による浸水が想定されている。

なお、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成30年11月に千葉県が公表した想定最大規模の津波浸水想定図は、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもの、そして、発生頻度が極めて低いものであることから、「なんとしても人命を守る」という観点での長期的な津波防災地域づくりの参考とする。

○千葉県津波浸水予測図（東京湾口 10m【防潮施設なし】）



第2章 震災予防計画

計画の主旨

第1 目的

震災予防計画では、震災から人命を守り、財産を保護することを目的に大規模地震時の被害を軽減し、かつ発生した被害に適切に対応するために、基本目標を立ててその目標に向けた平常時の減災対策を定める。

第2 基本目標

震災予防計画の基本目標は、以下の3つの柱で構成される。

1 災害に強い都市構造（もの）の構築

日常からの防災まちづくりによって、被害の発生予防と拡大を防止し、災害対応に必要とされる機能を持つ「災害に強い都市構造」を構築する。

2 災害に強い市民（ひと）の育成

職員・市民・事業者に対し、日常的な防災教育等を実施していくことによって、震災対策について自ら強い関心と深い理解を持ち、かつ、大規模地震発生時において冷静沈着に行動できる「災害に強い市民」を育成する。

3 災害に強い協力体制（しくみ）の確立

日常からの連携を強めることによって、大震災に行政・市民・事業者が協力して的確かつ円滑な対応を行える「災害に強い協力体制」を確立する。

◆女性の視点を活用した防災施策の実施

本市では、過去の災害の事例をもとに防災施策に女性の視点を反映するため、「防災女性プロジェクト（BJ☆Project）」を立ち上げ、市長へ防災施策に関する提言を行った。その後、これまでの経験・知識を活かして、防災上の課題の検証に加え、大学での講義や様々な団体からの依頼に応じた講演会、さらに防災訓練などの防災イベント等を通じた啓発を実施し、女性の視点を活かした減災対策について一層の強化を図っている。

第3 計画の体系

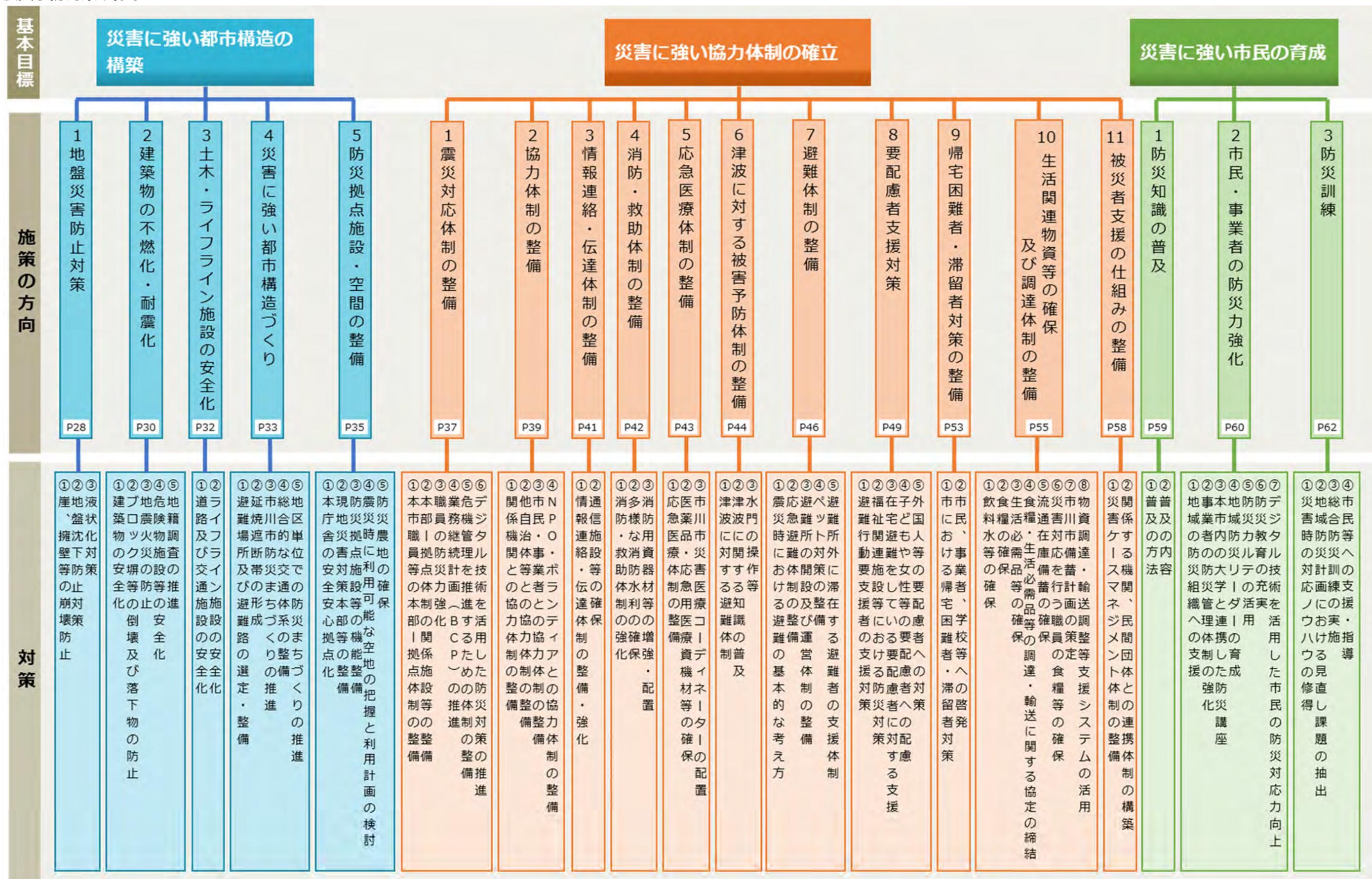
震災予防計画の体系をP 28の図に示す。

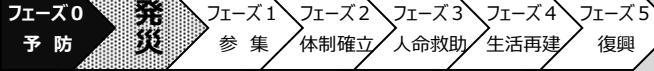
また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。

震災予防における各部局の主な基本業務

部局	主な基本業務
<u>市長公室</u>	・防災知識の普及
<u>危機管理室</u>	・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及
<u>総務部</u>	・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討
<u>企画部</u>	・業務継続関係
<u>財政部</u>	・防災関連業務に関する予算措置の検討
<u>管財部</u>	・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備
<u>情報管理部</u>	・情報システムの維持・強化
<u>文化国際部</u>	・外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進
<u>スポーツ部</u>	・各施設における安全対策及び避難者受入体制の整備
<u>市民部</u>	・ボランティアとの協力体制の整備 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進
<u>経済観光部</u>	・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進
<u>こども部</u>	・保育園、 <u>幼稚園</u> における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討
<u>福祉部</u>	・高齢者、要介護者等への支援対策の推進
<u>保健部</u>	・応急医療体制の整備
<u>環境部</u>	・災害廃棄物処理体制の整備 ・ペット対策の推進
<u>街づくり部</u>	・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備
<u>道路交通部</u>	・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保
<u>下水道部</u>	・下水道施設の液状化対策
<u>行徳支所</u>	・漁港・海岸施設の安全対策
<u>議会事務局</u>	・議員への連絡方法の確立
<u>生涯学習部</u>	・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設における避難者受入体制の整備
<u>学校教育部</u>	・学校における防災対策・防災教育の推進
<u>消防局</u>	・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備

震災予防対策の体系





第1節 災害に強い都市構造の構築

本市では、長期的な都市づくりの基本方針となる都市計画マスタープランを平成16年3月に策定しており、都市防災化の推進にあたっては、この都市計画マスタープランとの連携を図りながら、都市レベルと地区レベルの2つのスケールで防災まちづくりに取り組み、地震に強く、対応活動をバックアップする都市基盤等の整備を進めしていく。

第1 地盤災害防止対策

1 崖、擁壁等の崩壊防止（街づくり部）

市内14箇所の崖地が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、千葉県により急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備を進めている。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、令和5年11月14日現在、市内の75箇所が千葉県により土砂災害警戒区域（うち、土砂災害特別警戒区域63箇所）に指定されている。

その他にも、土砂災害警戒区域に指定はされていないものの、未整備である等、注意が必要になるかけ地を市独自で把握しており、それらのかけ地についても所有者や付近住民に対応を呼びかける等、順次対策を進める。

2 液状化対策

本市南部には液状化現象が発生しやすい地域が広がっており、被害を低減するために、次のような対策を推進していく。

（1）ライフライン施設・公共施設の液状化対策（施設管理者）

ライフライン施設等の新設及び更新時には、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても、施設の被害を軽減できるような対策を検討する。

（2）液状化現象に関する知識及び減災マップの周知徹底（危機管理室等）

市内各地域の液状化しやすさの調査や被害想定を減災マップや本市公式Webサイト等で公表し、市民・事業者等への広報と周知徹底を図る。

また、主に木造住宅など小規模建物の建築主や設計者等を対象に、液状化の基礎知識や本市における液状化リスク、液状化対策の検討手順、液状化対策工法等を、分かりやすく解説した手引きやリーフレットを作成する。

（3）住宅の液状化対策の広報・周知（街づくり部）

液状化現象が発生しやすい地域において新たに住宅を建築する際には、建築確認申請や開発協議等の機会を捉え、手引きやリーフレットなどを用いて液状化リスクの周知や液状化対策の検討促進を図る。

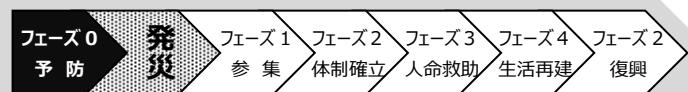
また、既存住宅の液状化対策工法についても、千葉県等からの情報をもとに市民への広報を行う。

（4）建築物の液状化対策講習会の開催（危機管理室、街づくり部）

液状化対策について、専門家の育成や技術者の知識・技術の向上を図るため、建築技術者等を対象とした講習会の開催を検討する。

（5）飲料水や災害用トイレの備蓄（危機管理室、街づくり部、環境部、下水道部、生涯学習部）

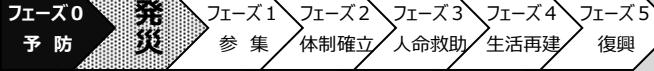
ライフラインの途絶に備え、飲料水や災害用トイレの備蓄を進めていくよう検討する。特に災害用トイレにつ



いては、マンホールトイレの整備や外部調達等の状況に応じて複合的に整備を図るとともに、整備にあたっては多様性の視点を反映し、安心快適な仮設トイレの整備を図る。

(6) 速やかな応急復旧体制の整備（道路交通部、下水道部、行徳支所等）

被害が発生した際の迅速な応急復旧のため、防災関係機関やライフライン事業者等との体制整備に努める。



第2 建築物の不燃化・耐震化

1 建築物の安全化

本市では、「市川市耐震改修促進計画」に基づき、本市及び市民が連携して既存建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全で安心な街づくりを進める。

(1) 市有建築物の安全化（施設管理者）

「市有建築物耐震化整備プログラム」に基づき、一定規模以上の施設の耐震改修を進め、平成26年度末で耐震化率100%に達した。

今後は、病院、福祉施設、学校施設等の防災上重要な建築物について、一層の安全対策に努める。

(2) 民間建築物の安全化（街づくり部）

「市川市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進させる施策を推進し、令和7年度までに、耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とする。

特に、耐震診断・改修に対する補助制度の継続・拡充の検討や、相談会の開催等による耐震化の啓発に係る取組みを着実に実施する。

また、緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、施策を推進するとともに、部分的に一つの部屋の安全性を確保する耐震シェルターの設置などに対する補助も行う。

(3) エレベーターの地震対策の推進（危機管理室、街づくり部、施設管理者）

市有施設に対し、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努めるとともに、民間建築物に設置されているエレベーターについても改修等の機会を捉え、閉じ込め防止装置の設置を誘導する。

県と協力し、一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーター保守管理会社の連絡体制の強化に努め、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。

また、市有施設のエレベーター内に簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットなどの設置を推進するほか、民間施設についても設備設置の促進を行う。

2 ブロック塀等の倒壊及び落下物の防止

(1) ブロック塀等の倒壊防止（街づくり部）

緊急車両等の通行を阻害する恐れのあるブロック塀等および、小学校等の避難所までの避難の為の通行を阻害する恐れのあるブロック塀等（小学校避難所から半径1500m以内）について対策を図る。

(2) 落下物の防止（街づくり部、道路交通部）

窓ガラスや外装材、屋外広告物等の落下を防ぐため、対策を図る。

3 地震火災の防止（危機管理室、街づくり部、消防局、消防団）

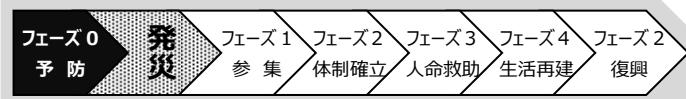
(1) 出火防止

地震に伴い発生する火災を防止するため、以下の出火防止対策を推進する。

ア 火災が発生した場合、早期に発見し拡大防止を図るため、住宅用火災警報器を設置する。

イ ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないよう指導する。

ウ 通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を図る。



(2) 初期消火

火災に対して多くの市民等が対応できるよう、各家庭への住宅用消火器の設置や防炎製品の使用について普及啓発を図り、各種イベントを通じ消火器の取り扱いや火気器具の適正使用について指導する。

また、排水栓やスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を推進し、初期消火体制の強化を図る。

(3) 火災防止制度の推進

火災に対し、施設管理者が適切な対応を図れるよう、消防訓練や予防査察による指導を通じて防火・防災管理制度を推進する。

(4) 延焼拡大の防止

本市では延焼火災の危険性が高いため、常備消防と消防団は協力して、効果的な消火活動を行う。

また、装備資器材等を含めた防災機能の充実強化を図る。

4 危険物施設等の安全化（消防局、危険物取扱事業者）

(1) 危険物施設等の保安監督の指導（消防局）

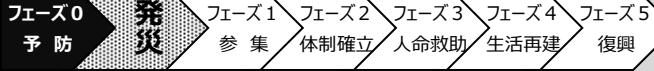
地震による二次被害を防止するため、危険物施設等の所有者、管理者に対する設備等への安全装置付設の指導や応急措置・復旧を定めた計画作成の指導等の対策を図る。

(2) 危険物施設等の取組み（危険物取扱事業者）

危険物施設等の所有者、管理者は、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従業者等に対する教育を計画的に実施し、危険物施設等に対する保安の確保に努める。

5 地籍調査の推進（道路交通部）

災害による土地形状の変化が発生した際の円滑な復旧に資するため、地籍調査を推進する。



第3 土木・ライフライン施設の安全化

1 道路及び交通施設の安全化

(1) 道路施設（道路交通部、首都高速道路株式会社）

ア 一般道路の安全化

地震による路面のさく裂や陥没等を防ぐために、道路の舗装改修の実施計画の策定及びその実施や防災上重要な路線の拡幅等を図る。

イ 無電柱化の推進

市川市では、「防災・強靭化」、「交通安全」、「景観形成」といった国や県の無電柱化推進計画の基本方針を踏まえ、道路事業や再開発事業、大規模開発事業の機会に合わせて設定した無電柱化推進計画を策定し、無電柱化を推進している。

ウ 橋りょうの安全化

河川架橋、路線橋、歩道橋等の橋りょうについて、震災時の避難及び緊急物資輸送に支障のないよう、落橋・倒壊防止対策を図る。

エ 高速道路の安全化

「橋、高架の道路等の技術基準について」に基づき、道路構造物、管理施設、災害時の情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検等の安全性の強化を図る。

(2) 鉄道施設（各鉄道事業者）

各鉄道事業者は、各事業所の整備計画等に基づき、車両や施設の耐震対策、防災体制等の整備を行う。

(3) 港湾・漁港施設（千葉県、危機管理室、行徳支所）

緊急物資の輸送拠点としての活用を考慮し、耐震強化岸壁の整備や液状化対策等の可能性について、検討する。

2 ライフライン施設の安全化

(1) 上水道施設（千葉県企業局市川水道事務所）

千葉県は、企業局水道事業震災対策基本計画に基づき、施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

(2) 下水道施設（下水道部）

下水道総合地震対策計画に基づき、管路施設、マンホールの耐震性の強化及び液状化対策や施設のネットワーク化等の対策について検討を進める。

(3) 電気施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

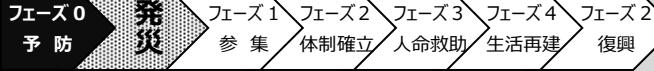
法令等で定める技術基準等に基づき、建物や設備、土木工作物の安全化対策を行う。

(4) ガス施設（京葉瓦斯株式会社、千葉県 LP ガス協会市川支部）

設備、施設の設計については法令等で定める技術基準等に基づき、安全化対策を行う。

(5) 電気通信施設（東日本電信電話株式会社）

建築基準法等に基づき、各施設等の安全化対策を行う。



第4 災害に強い都市構造づくり

大規模地震に襲われても都市として機能できるよう、都市構造の強化を図る。

1 避難場所及び避難路の選定・整備 (危機管理室、道路交通部)

(1) 方針

各地区に必要とされる安全な避難場所、広域避難場所やそれらの避難場所を結ぶ複数の安全な避難路を確保できるように努める。

(2) 選定

地域の実情に応じた具体的な避難場所及び避難路を確保する。

(3) 整備

地震時に迅速かつ安全に避難できるよう避難場所を示した案内板等の整備や避難路となる都市計画道路の優先整備等の対策を進める。

2 延焼遮断帯の形成 (街づくり部、道路交通部)

(1) 方針

震災時の延焼被害を最小限に止められるよう、道路、河川、公園等のオープンスペースをはじめ、耐火建築物や緑地等からなる延焼遮断帯の形成を図る。

(2) 都市防災不燃化促進事業の導入

延焼遮断帯や地域の建築物の不燃化の進捗状況等をもとに、都市防災不燃化促進事業の導入等を図る。

(3) 防火地域・準防火地域等の指定

必要に応じ、防火地域・準防火地域の指定の拡大等を図る。

(4) 緑地の保全

都市緑地法に基づき特別緑地保全地区を指定する等、良好な緑地の保全に努める。

(5) 重点地区の設定

建物密集地域や公共施設等の重要施設が存する地域を重点地区として設定し、延焼遮断帯の形成に努める。

3 市川市防災まちづくりの推進

防災は、行政の重要な基本的責務の一つであるが、住民個人にとっても、日常生活における重要な基礎的因素である。

このことから、行政の都市レベルによる上記施策に加え、住民との協働による防災まちづくりを進めていく必要がある。

本市では、行政と住民の共通認識のもとで防災意識等の向上を図るとともに、公民の役割を明確にし、狭小敷地の密集や基盤未整備等、各地域の課題に対応した防災まちづくりを推進する。

4 総合的な交通体系の整備

(1) 方針

災害時の道路交通の遮断・混乱に備えて、多様な交通手段を確保し、緊急交通網の体系化を図る。



(2) 緊急活動道路網の選定等 (道路交通部)

災害時には、物資・資器材等の搬入、応急給水活動、瓦礫の搬送等が必要となるため、緊急活動道路を事前に選定した上で、緊急活動道路網計画を策定して、災害時の円滑な道路交通を確保する。

選定にあたり、千葉県の緊急輸送道路と有機的に連携を保つこととする。

活動路線が総合的に機能するよう道路啓開等に関わる業者との協定締結や道路啓開業務に必要な工事資材等の確保対策を講ずる。

(3) 輸送拠点の確保 (危機管理室)

効率的に物資等の輸送を行うため、緊急物資等の受入口として、大洲防災公園、広尾防災公園を輸送拠点に設定するとともに、道の駅いちかわ、市川地方卸売市場及び民間施設の活用を検討する。

(4) 代替交通手段の確保 (千葉県、道路交通部、行徳支所)

震災時の代替交通手段を確保するために、港湾・漁港施設の耐震強化や海上から内地へのアクセス路の整備等の対策について検討する。

(5) 災害廃棄物処理拠点及びエネルギー創出拠点の整備の検討 (環境部)

次期クリーンセンターの整備に際しては、震災時の廃棄物処理拠点として整備を行うとともに、廃棄物の焼却により得られる電気及び熱エネルギーを災害時に利活用できるよう検討する。

5 地区単位での防災まちづくりの推進

防災の強化に向けて、地区の特性に応じたきめの細かなまちづくりを進めていく。

特に、災害危険度の高い密集住宅市街地等を中心に、まちづくり事業を活用した面的な整備を進める。

(1) 市街地再開発事業 (街づくり部)

既存の市街地再開発事業地区においては、事業実施計画等の検討にあたり、可能な限り周辺市街地の防災性の向上に貢献できる計画となるよう配慮する。

また、市街地再開発事業を計画する際には、周辺地域の防災課題を調査・把握し、周辺市街地の防災力の向上に貢献する計画となるよう配慮する。

(2) 土地区画整理事業 (街づくり部)

土地区画整理事業を計画する際には、あらかじめ防災課題を調査・把握し、可能な限り周辺市街地の防災力の向上に貢献する計画となるよう配慮する。

(3) 狹あい道路の拡幅等対策 (道路交通部、街づくり部)

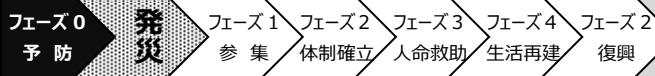
狭あい道路は、緊急時において緊急車両の乗入れができない等、消防・緊急活動に大きく支障をきたすおそれがあるため、狭あい道路の拡幅整備を進める。

(4) その他の事業による整備 (街づくり部)

密集市街地における地区レベルでの防災まちづくりを推進するために、有効な事業等を検討する。

(5) 事前復興への取組み (危機管理室、街づくり部)

大規模地震による甚大な被害が予想される地区を中心として、日頃から震災復興まちづくりについての模擬訓練を行い、復興まちづくりの検討・推進体制と進め方についての理解を促すとともに、日頃からの地区住民主体による防災まちづくりの推進を促す事前復興の取組みを検討する。



第5 防災拠点施設・空間の整備

震災時の対応活動に焦点を置いて、市民等の活動を都市構造の面からバックアップする対策として、都市や地区の拠点となって機能する施設及び空間の整備、並びに、これらのネットワーク化等を進めていく。

1 第1庁舎の安全安心拠点化（管財部）

第1庁舎については、建替え時に電気及び水道のバックアップ機能を積極的に導入し、防災拠点機能の充実を図ってきた。

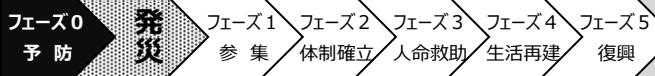
震災時は、本市全域における災害応急対策活動の中核拠点となれるよう適切な維持・管理に努めていく。

2 現地災害対策本部等の整備（危機管理室、施設管理者）

震災時の対応活動に必要な防災拠点施設等を地区の特性等に応じて整備する。

防災拠点施設等

防災拠点施設	機能
災害班（6班）	災害対応を行うための拠点 市内を6つの地区に区分し、それぞれに1箇所設置される。
小学校区防災拠点	発災初動期を中心に小学校区を単位として地域住民と協力した情報収集・発信、災対本部との連絡、避難生活支援等の応急対策活動を行う拠点 予め指名された近傍居住職員が市立小学校に参集し設置する。
医療救護所	応急医療活動の拠点 市川市医師会等の協力により、6箇所に設置する。
避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所 以下の災害種別ごとに被害想定等を考慮して指定されている。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>120箇所</u> ○津波 <u>120箇所</u> ○江戸川氾濫 <u>103箇所</u> ○真間川氾濫 <u>110箇所</u> ○高潮 <u>120箇所</u> ○土砂災害（崖崩れ） 88箇所
広域避難場所	延焼火災等によって避難場所に危険が迫ってきた場合等に避難する場所
避難所	災害の危険性があり避難した住民等や災害により自宅に戻れなくなった住民等が滞在するための施設 被害想定や施設の規模、物資輸送等を考慮して指定している。 また、災害時には市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮して、避難所を開設する。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 92箇所 ○津波 92箇所 ○江戸川氾濫 <u>90箇所</u> ○真間川氾濫 <u>89箇所</u> ○高潮 90箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 74箇所
福祉避難所	要配慮者のために指定・開設する避難所（45施設）
災害時帰宅支援システム	九都県市の協定に基づき帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ等のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
一時滞在施設	帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設
帰宅困難者支援施設	本市が締結する協定等により帰宅困難者等に対して、トイレ、水道水、食糧等の物資のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
防災倉庫	市内14箇所及び小・中学校（53校）、義務教育学校（1校）に設置している。



消防署所	11箇所が常設されている。
臨時消防署	災害時に開署される非番消防職員のための活動拠点。消火及び救出用資器材が格納され、市内20箇所に設置されている。
消防団詰所	消防団による初期消火及び救出活動の拠点

3 防災拠点施設等の機能整備（危機管理室、福祉部、環境部、施設管理者）

各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。

- (1) 施設の耐震性・耐火性の強化、非構造部材の耐震対策
- (2) 通信設備の整備
- (3) 自家用発電機の整備（太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入）
 - ア 現在進めている小中学校等への太陽光発電設備・蓄電池の設置を継続・拡充する。
 - イ 代替施設も含めた防災拠点施設への非常用電源や太陽光発電設備・蓄電池を導入し、数日間の稼働を確保する。
- (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保
- (5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化
- (6) 要配慮者対策（福祉避難所の確保、障がい者用機器等の備蓄等）
- (7) 避難所に指定した建物の機能強化（冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備、救護所の施設整備）

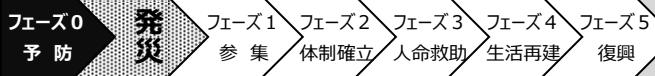
4 震災時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（危機管理室、街づくり部、環境部、道路交通部、下水道部）

震災時、空地は、避難地、延焼遮断帯、救護活動の場、緊急物資の集積場、仮設住宅の建設地となる等、多岐にわたり有効な役割を果たすため、以下の対策について検討を進める。

- (1) 震災時の対応活動に必要な空地の洗出し
 - ア 応急仮設住宅の建設用地
 - イ 応援要員の駐屯地
 - ウ 復旧資器材置場
 - エ 瓦礫置場等
- (2) 利用目的別に求められる空地の要素や利用時期の整理
- (3) 利用可能な空地の現況把握
- (4) 空地の利用計画の作成
- (5) 一定の既存空地の保全

5 防災農地の確保（危機管理室）

円滑な復旧活動に役立てるため、災害時に仮設住宅建設用地・復旧用資材置場等として、活用可能な農地を予め登録する防災農地制度を推進する。



第2節 災害に強い協力体制の確立

第1 震災対応体制の整備

各地区の状況確認と職員参集・配備を連動させ、地域の共助による自主活動と連携して、早期の被災状況把握と地区ごとの対応体制の確立を並行して行う体制（本部一拠点体制）の整備を図る。

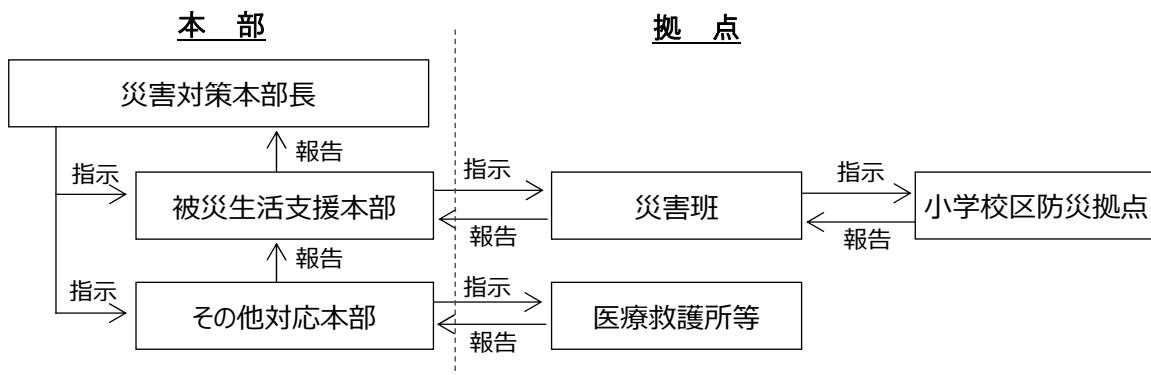
1 本市職員等の本部一拠点体制の整備 (危機管理室、各部局室)

以下の条件を満たす体制を整備していく。

- (1) 現地拠点重視型の対応体制
- (2) 各地の被災状況の確認を優先した参集・配備体制
- (3) 地域の共助による自主活動と連携した活動体制
- (4) 市民の自発的な活動やボランティア活動と効果的な協力ができる体制

2 本部一拠点体制の関係施設等の整備 (危機管理室、各部局室)

本部一拠点体制に必要な施設及び資器材について、震災対応に適した配置を考慮して、整備を進めていく。



本部一拠点体制（概念図）

3 職員の防災力強化 (危機管理室、各部局室)

本市職員が適切に震災時の応急対応等を実施するため、必要な知識の普及とそれぞれの役割に応じた訓練を行い、防災力の強化を図る。

(1) 職員の自助に対する取組み

震災時に応急対策業務等を確実に実施するため、各家庭や職場で水・食糧等の備蓄、住まいの耐震化や家族との連絡方法の確認等を自主的に実施するよう促し、必要な支援を行う。

(2) 職員の防災研修

職員研修においては「防災」を必須科目として組み込み、職員の防災意識と対応力の向上を図る。また、災害対応の核となるリーダーを職員の中から育成していく。

(3) 各対応本部の対策検討・訓練の実施

各対応本部において、災害対応対策のマニュアル作成・訓練の実施等を行うとともに、発災時の課題等について検討を行い、防災力の向上を図る。



(4) 女性の視点の反映

防災施策について、女性の視点から見直し等を検討し、防災対策の推進・強化を図る。

4 業務継続計画（B C P）の推進（危機管理室、各部局室）

(1) 方針

市川市業務継続計画（B C P）の策定、見直しにより、災害発生時の行政機能を継続・維持できる体制を構築し、推進していく。

(2) 業務継続計画の基本的な考え方

非常時優先業務に加え、職員参集率や庁舎の耐震性等の状況を確認し、現状の課題を把握する。

(3) 業務継続計画の推進

業務継続計画を効果的に遂行するために、業務継続計画を管理・運用する業務継続マネジメント（BCM）を推進する。

5 危機管理を推進するための体制の整備（危機管理室、各部局室）

市は、「市川市危機管理の推進に関する規則」に基づき、以下の手順により、組織的に震災対応力の向上を図る。

(1)危機管理統括者である危機管理監は、毎年度、重点的に実施すべき訓練項目を定めた訓練計画の作成、危機管理責任者に対する訓練計画実施のための個別の計画の作成を指示する。

(2)危機管理責任者である部局室長は、危機管理監の指示に基づき、所管業務に関する個別の訓練計画を作成し、実施する。

6 デジタル技術を活用した防災対策の推進（危機管理室、企画部、情報管理部）

市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。



第2 協力体制の整備

1 関係機関との協力体制の整備 (危機管理室、各部局室)

(1) 方針

震災時に連携が欠かせない関係機関と平常時からコミュニケーションを取り、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、その関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 各種協定等に基づく協力体制の整備

必要に応じて、震災対応体制の中へ関係機関の協力を位置付けるとともに、専門的な視点で検討する機会を設ける等して体制の強化を図る。

また、定期的に協定団体・事業者との情報交換会を開催し、本市の施策の紹介や情報交換、意見交換を通じ、協力関係の強化を図る。

(3) 千葉県情報連絡員との協力体制の整備

災害発生時には、被害状況や災害対応、人的・物的ニーズ等の情報収集を行うため、千葉県より情報連絡員が派遣される。そのため、日ごろから情報連絡員の役割について理解の共有化を図るなど、千葉県との情報共有や連携の強化を図る。

(4) 被災市区町村応援職員確保システム（総務省）の活用

大規模災害が発生した場合には、被災住民の生活再建等を支援するため、避難所運営や罹災証明書の交付等について迅速・的確な対応が求められる。

被災市区町村において、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に備え、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する「被災市区町村応援職員確保システム（総務省）」の活用を検討する。

2 他自治体等との協力体制の整備 (危機管理室、各部局室)

(1) 方針

被災した1自治体が全ての震災対応を行うことは困難であるため、柔軟かつ積極的に他自治体等との協力体制の整備を図る。

(2) 協定等に基づく相互応援体制の整備

自治体間の相互応援については、協定等によってその関係及び活動内容等を明確化し、体制の整備を図る。

また、定期的に情報交換、訓練等を実施し、連携強化を図る。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく受援・応援体制の整備

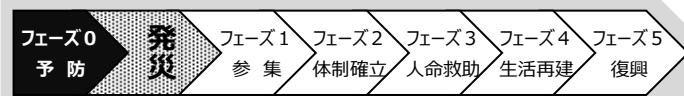
応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

また、被災自治体への応援職員の派遣については、課題の抽出や職員の災害対応経験の蓄積など、本市の災害対応力向上にも資することから、一定の知見を有する職員の GADM（災害マネジメント総括支援員）等への登録を推進するとともに、要請があった場合は、積極的に派遣を検討する。

(4) 受援計画・応援計画の整備

「市川市災害時受援計画」を基に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受けることができるよう、体制の整備に努める。

また、応援を円滑に実施するため、応援に関する計画を策定する。



3 市民・事業者との協力体制の整備 (危機管理室、各部局室)

(1) 方針

震災時には、防災関係機関の活動だけでは対応しきれない様々な活動が求められるため、市民・事業者等の協力体制の整備を図る。

(2) 自治（町）会による防災活動への支援

震災時、各地域で市民等が協力して対応活動ができるよう、各自治（町）会の防災活動に対して、以下の支援を実施している。

- ア 防災資器材購入に関する補助金の交付
- イ 防災訓練等の実施に関する補助金の交付

(3) 地域の実情に応じた協力体制の整備

市民・事業者間で震災時に機能する組織的な協力体制をつくるために、地域の実情に応じた体制の整備を進める。

4 NPO・ボランティアとの協力体制の整備 (市民部)

(1) 方針

震災時の対応活動に対し、NPO・ボランティアを受け入れていくための体制の整備を進める。

(2) 市内ボランティア団体等との連携

令和5年7月1日現在、市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち67団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。

震災時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた各種ボランティア団体等と震災時の活動を想定した連携体制の整備を図る。

また、平成14年に結成された「市川災害ボランティアネットワーク」は、震災時のボランティア活動について意見交換を行い、日頃から防災、減災に関する啓発活動を進めている。

(3) 市川市災害ボランティアセンターの開設に向けた協力体制の整備

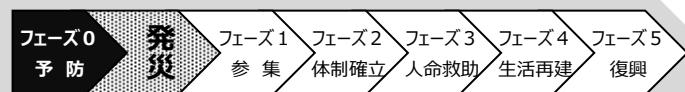
震災時に社会福祉法人市川市社会福祉協議会が市川災害ボランティアネットワーク、市川市ボランティア協会等と協力して、外部からのボランティアを円滑に受け入れができるよう、平常時から協力体制を強化する。

また、市川市災害ボランティアセンターの開設運営訓練等を支援し、震災時の開設に備える。

ただし、「専門ボランティア」の受入れは、活動内容別に各対応本部が行うものとし、市川市災害ボランティアセンターは、「一般ボランティア」の受入れを行うことを原則とする。

(4) ボランティアに対する事故補償制度の検討

ボランティアの受入体制を整備するにあたり、各種事故補償制度の適用について整理する。



第3 情報連絡・伝達体制の整備

震災時に情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達系統の体系化と防災行政無線をはじめとする無線通信施設等の整備を図る。

1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 (危機管理室、市長公室、情報管理部、消防局)

(1) 情報連絡・伝達体制の整備

震災時の情報連絡・伝達体制として、無線通信連絡網とその通信連絡要領、有線通信連絡網を定めている。

有線回線の情報連絡・伝達体制については、平常業務における電話の使用を制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたれるよう、本市各部及び防災関係機関それぞれに連絡責任者と使用する指定電話を定める。

なお、指定電話に変更があった際には、災害対応事務局（危機管理室）に修正を報告する。

そのほか、協定に基づく京葉西部地区タクシー運営委員会などの協力を得て、十分な情報連絡・伝達体制の整備を図る。

(2) 情報連絡・伝達体制の強化

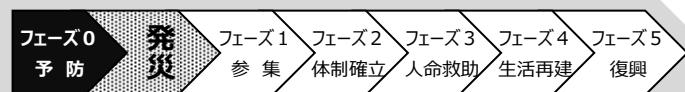
情報連絡・伝達体制の機能強化に向け、以下の情報関連対策について検討する。

通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集のマルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・通信に関するマニュアルの作成等 ・定期的な通信訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> <u>・ドローン等無人航空機を活用した被害情報の収集</u> <u>・崖地センサー（クリノール）の活用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送機関への放送要請の体制整備 ・S N S を活用した情報発信体制の整備 <u>・市川市メール情報配信サービスへの登録促進</u> <u>・職員間のビジネスチャットツールの活用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内 L A N の管理 ・データ更新体制の強化 ・被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用等

2 通信施設等の確保 (危機管理室、管財部、情報管理部)

震災時の通信機能を補強していくために、以下の対策について検討する。

- (1) 通信機器・施設の耐震性の向上
- (2) 防災行政無線の再整備
- (3) 通信機器・配線等の整備
- (4) 有線通信施設の輻輳対策（専用回線網の整備、回線のマルート化）
- (5) 災害時優先電話の増備



第4 消防・救助体制の整備

大規模火災に対応していくために、震災時における消防組織体制の強化と消防水利及び消防用資器材の拡充を図る。

消防本部では、震災時の消防体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や市川市消防局広域応援出動計画及び市川市消防局広域応援受援計画に基づき、消防機関相互の連携強化に努める。

1 消防・救助体制の強化 (危機管理室、消防局)

初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図る。

震災時は、同時多発的に多数の傷病者が発生することから、住民への救護知識及び技術の普及に努め、自治(町)会等を中心とした救助体制の推進を図る。

また、地域防災力の中核となる消防団は、地域との密着性、要員動員力、即時対応力を兼ね備えていることから、積極的な入団を促進し、消防団員の確保を図る。

2 多様な消防水利の確保 (危機管理室、消防局)

災害に備えて、各地区に十分な消防用水を確保していくために、多様な水源の活用を図る。

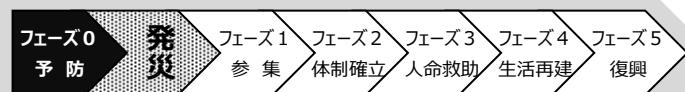
なお、建築物の延焼危険度の高い地域及び耐震対応を行っていく上で重要な地域について、優先して耐震性貯水槽等の消防水利の整備計画を作成し、整備に当たる。

特に上水道施設の被害が予想される行徳及び南行徳地域については、消防用水として消火栓以外の水利確保に努める。

また、特定の水源については、関係者との事前協議を行い、取水体制等の整備の検討を行っていく。

3 消防用資器材等の増強・配置 (危機管理室、消防局)

震災時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も利用できるよう、国の「第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。



第5 応急医療体制の整備

震災時、早期に医療救護所を開設し、円滑な応急医療活動ができるよう、救護班の編成や応急用医療資器材の配備等の応急医療体制の整備を図る。

一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及び公益社団法人千葉県柔道整復師会市川・浦安支部との協定に基づいて、医療救護所の開設及びその運営体制を定めている。

1 応急医療体制の整備 (保健部、消防局)

震災時の応急医療体制の整備に向け、以下の対策を進める。

- (1) 医療機関における震災対策の徹底
 - ア 既入院患者の安全確保・避難体制
 - イ 平常時の業務と震災時に新たに発生する業務の整理等
- (2) 非常参集体制の整備
 - ア 自主参集基準の設定（一般社団法人市川市医師会等との協議による。）
 - (3) 通信手段の確保（優先電話の指定）
 - (4) 緊急医療活動の研修・訓練
 - (5) 広範地域における長期連携体制の整備
 - (6) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

2 医薬品・応急用医療資機材等の確保 (危機管理室、保健部)

震災時の応急医療活動に必要な資機材等を確保するため、一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて、6箇所の医療救護所において、資機材の備蓄及び医薬品の備蓄が完了している。

なお、千葉県市川健康福祉センターには、災害用備蓄医薬品（500人分）、災害用備蓄衛生材料を備蓄してあるので、その活用を図る。

今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。

- (1) 備蓄医薬品等の管理体制の整備（医薬品、衛生材料の入替え等）
- (2) 医療用水の確保

3 市川市災害医療コーディネーターの配置 (保健部)

震災時の応急医療活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、応急医療活動の総合調整役として市川市災害医療コーディネーターを配置する。市川市災害医療コーディネーターは、応急医療活動に関する助言及び関係機関との調整を行う。



第6 津波に対する被害予防体制の整備

平成24年に千葉県が発表した津波浸水予測図では、本市における最大津波高は、2.5mと想定されている（湾口で10m（防潮施設なし、防潮水門開放）の場合）。

高谷新町や新井等の箇所で河川からの越流による浸水が想定されているものの、直ちに人命に影響を与えるものではないが、津波発生時に確実な避難が可能になるよう早急な情報提供等の必要な対策を推進する。

◆津波対策の基本的な考え方

津波には、海岸保全施設等のハード対策と津波避難を軸としたソフト対策による多重防御の考え方が求められる。

しかし、本市に想定される津波の最大浸水深は2m程度で、到達時間にも余裕があるため、適切な情報提供方策の整備を行うことで人命の確保は可能であると考えられる。

このため、本市においてはソフト面に重点を置いた対策を講じるものとし、津波発生時においては、本計画の個別計画である津波避難計画における対応行動を基軸とする。

1 津波に対する避難体制（危機管理室、消防局）

(1) 避難場所及び避難所の指定

津波からの避難のため避難場所及び避難所の指定を行う。

なお、被害想定は、千葉県が発表した津波浸水予測図（湾口で10m（防潮施設なし、防潮水門開放）の場合）を使用する。

(2) 避難指示

避難指示は、津波注意報・警報を基本とするが、震度4以上の地震を覚知した場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらゆる情報等を積極的に収集し、それらを総合的に判断して発令する。

(3) 避難誘導等

避難誘導については、防災行政無線、広報車等により、避難場所（津波）に誘導することを基本とし、地域内企業、住民等の自主避難と連動して迅速、的確に実行可能な体制を確立する。

(4) 津波浸水予測図の周知

減災マップ等により、千葉県地震被害想定結果に基づく津波浸水予測図の周知を図る。

(5) 津波避難計画の作成

本市では、「千葉県津波避難計画策定指針」に基づき、津波避難計画を定めている。

津波による浸水が予想される地域では、必要に応じて、本市と自治（町）会、地域（自主）防災組織等との協働により、地域ごとの避難計画の作成を検討する。

2 津波に関する知識の普及（危機管理室、学校教育部、消防局）

(1) 市民に対する津波に関する知識の啓発

「第3節第1 防災知識の普及」における様々な機会と方法により、津波の基礎知識、津波警報発表時の避難方法等を紹介し、地域の「自助」「共助」により、速やかな避難行動が行えるよう啓発を行う。

(2) 多様な手段による津波情報の伝達

気象庁から津波注意報・警報が発表された場合、防災行政無線（同報無線）、広報車、サイレン等に



より市民に情報を伝達する。

また、夜間や休日の情報伝達に備えてJ-ALETRの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用やエリアメール、緊急速報メールの自動発信等、市民に確実に情報が届くよう多用な手段を用いて迅速に情報提供を行う体制を整備する。

3 水門の操作等 (下水道部)

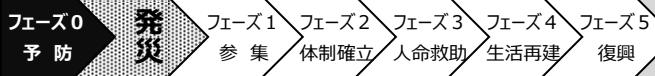
津波注意報・警報の発表時に必要に応じて、水門を操作する。

また、水位計により常時監視体制を取り、津波注意報・警報の発表にかかわらず、機場位置で1.8mの警戒潮位を越えると判断されるときは、水門を操作する。

なお、平常時には、水門の点検、護岸の巡視等、有事にその機能が十分に發揮されるよう万全を期す。

津波注意報・警報の発表時の操作を想定している水門等

水門 等	点検・操作
真間川水門	
高谷川水門	
猫実1号水門	
中江川水門	
二俣2号水門	
湊水門	
高谷樋門	
原木樋門	
塩焼陸閘	
	下水道部



第7 避難体制の整備

災害状況に応じて危険地域から安全かつ早急に避難し、被災者が安定した避難生活を送れるよう避難体制の整備と強化を図る。

1 地震時における避難の基本的な考え方

地震時の避難は、応急避難と避難生活の大きく2つの段階に分かれ、それぞれ使用する施設の運営体制が異なる。この点について混乱のないよう市民や施設管理者に周知徹底を図り、震災時に適切な避難行動と各避難施設による受入れが行われるよう体制の整備を行う。

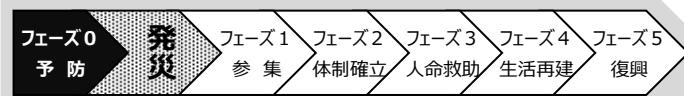
特に公共施設は災害時に役割が大きく変わることから、各施設の施設管理者に対し、震災時の避難者等の受入れについて、周知の徹底を図る。

応急避難	<p>延焼火災や津波等からの緊急的な避難であり、延焼火災時には、まず、最寄りの避難場所へ避難し、避難場所に危険が迫ってきたら広域避難場所へ移動するという二段階避難を想定している。</p> <p>応急避難が必要な期間は比較的短時間であるため、各避難場所における水、食糧、生活必需品等の供給は想定していない。</p> <p>自動車を運転中に自動車を置いて応急避難をする場合は、道路外の場所に移動させるか、やむを得ない場合は道路の左側に寄せ駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままでドアロックしない状態で応急避難を行う。</p> <p>なお、応急避難時には徒歩又は自転車での避難を原則としているが、避難行動要支援者等は自動車を使用した避難も考えられる。</p>
避難生活	<p>自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。</p> <p>避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。</p> <p><u>また、指定避難所に限らず、安全性が確認できる場合には、避難所外避難として、自宅や知人宅・親戚宅、車中、ホテル等で避難生活を送ることも考えられる。</u></p>

2 応急避難体制の整備 (危機管理室、市民部、経済観光部、福祉部、環境部、道路交通部)

早急かつ安全に避難ができるよう、以下の対策を図る。

- (1) 避難情報発令のための手順整理
- (2) 避難誘導体制の整備・周知（減災マップの配布等）
- (3) ペット同行・同伴避難体制の整備
- (4) 避難情報の伝達方法の充実
- (5) 自治（町）会等による集団避難体制の確立
- (6) 避難行動要支援者対策の実施（避難行動要支援者の避難指示区域外への避難）
- (7) 避難環境の整備（避難誘導標識、夜間照明施設等の整備）
- (8) 帰宅困難者対策の検討
- (9) 車中泊者の把握及び対応方法の検討



3 避難所の開設及び運営体制の整備（危機管理室、経済観光部、福祉部、環境部）

避難所の開設及び運営を円滑に行えるよう以下の対策を図るとともに、「市川市避難所マニュアル」を作成し、運営体制を確立する。

（1）避難所の開設・運営・閉鎖に関する方針の明確化

避難所の開設・閉鎖基準や避難所に必要な資器材・備品等の準備等を明確化し、災害時に避難者を迅速に受け入れる体制を整備する。

（2）要配慮者対策

高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備する。

（3）感染症対策

避難所で感染症が蔓延しないよう、感染症対策に配慮した避難所体制を整備するため、以下の対策等について検討する。また、市川健康福祉センターと連携し、自宅で療養する感染症患者等の情報を必要に応じて共有するとともに、発災時の避難方法や搬送方法等についての体制を整備する。

ア、避難の在り方（分散避難や在宅避難など）に関する周知

イ、一部の避難所に避難者が集中することのないよう、必要に応じて多数の避難所を開設

ウ、衛生用品や間仕切り等、感染症対策に効果的な物資の備蓄

（4）ペット対策

ペット同行・同伴避難者を受け入れる体制を整備する。

（5）避難所の環境整備

避難所生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーテーション等の備蓄・調達や、プライバシー確保のための空間や入浴施設の確保、医師又は看護師等による巡回体制の準備、暑さ・寒さ対策、ごみ処理のルール化等について検討する。

（6）避難者の状況把握に係る環境整備

デジタル技術を活用し、避難者名簿の作成環境の整備に努める。

4 ペット対策の整備（千葉県、環境部）

「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」および「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、次の取組みを進める。

（1）飼い主責任の原則

「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ケージ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。

（2）ペット同行・同伴避難の周知

飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、一部の避難所では、ペットと同じ空間で過ごす「同伴避難」ができる旨を周知する。

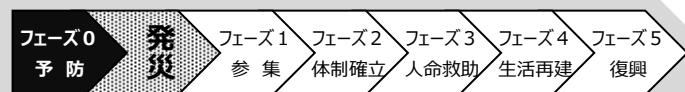
なお、避難所となる施設の特性や状況によっては、ペットとの同行避難が認められない場合もある旨や、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする旨も合わせて周知する。

（3）ペット同行避難に関わる受け入れ先の確保

「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」に基づき、小学校等の避難所内の一画に、ペットを飼育できる場所を確保する。

（4）ペット同伴避難所の整備

「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、ペットと同伴避難ができる避難所を整備する。



(5) 動物の救助及び保護体制の整備

逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。

また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、マイクロチップ、名札等のペットへの装着について周知に努める。

(6) 一時預かり

ペットの一時預かりが可能なペット関連事業者等にも災害時の協定を締結できるよう千葉県と調整する。

ペット飼育者は避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。

5 避難所外に滞在する避難者の支援体制（危機管理室、こども部、福祉部）

避難所外避難者に対して必要な生活関連物資の配布、情報の提供、保健医療サービスの提供その他これら者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、次の取組みを進める。

(1) 避難所外避難者の把握のための備え

避難所外避難者の状況把握のために地域（自主）防災組織や自治（町）会などの役員、民生委員等の協力について日頃から周知・啓発を行う。

(2) 避難所外避難者への物資・情報提供のための備え

避難者と同様に支援の必要な在宅避難者に対しても、食料・物資の供給や情報の提供などの生活支援を行う。

避難所外避難者に対して、避難所等で物資の配布や情報の提供を行うこと、避難行動要支援者等、所定の場所まで来ることが困難な者については近隣住民やボランティアと協力して自宅まで届けることなどのルールについて、自治（町）会や地域（自主）防災組織等と事前に協議を行う。

併せて、自宅が安全な場合は、避難所への避難を減らすため、在宅避難に向けた食料や飲料水、生活用品を備える日常備蓄の強化を周知・啓発する。

(3) 避難所外避難者に対する健康・福祉上の支援体制の構築

災害発生時は、健康・福祉上の支援ニーズが高まることを想定し、避難所外避難者に対する健康・福祉上の支援のための保健師等の体制の検討、関係機関との協力体制の構築、他の地方公共団体から応援を受ける場合の役割分担の明確化等を行う。

(4) 車中泊者の把握及び対応方法の検討

過去に起きた地震では、本震後の余震に対する不安やペットの世話等を理由に一般避難所のような建物内への避難ではなく、車中泊避難を選択した事例がある。車中泊避難は、建物倒壊の危険はなく、プライバシー空間の確保ができるなどのメリットがある一方で、長期的な避難に対しては、エコノミークラス症候群等の健康面での危険性がある。そのため、車中泊避難の実施期間は、1、2日程度の「命を守る避難」を原則とするが、災害時には一定量の車移動・避難が想定されることから、予め以下の内容について検討を行う。

- ・避難所や避難場所における車中泊への対応方針
- ・車中泊避難者への必要物資の支援方法
- ・エコノミークラス症候群等の健康被害への対策と健康管理方法

第8 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者の支援対策

(1) 基本方針

過去の大規模災害では、地域の住民により、避難に特に支援を要する者「避難行動要支援者」の多くの命が救われた。

そこで、本市では、避難行動要支援者に対して適切かつ円滑な支援を行うため、「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、以下の対策を推進する。

(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携 (福祉部)

本市では、避難行動要支援者本人や家族等から同意が得られた場合、自治（町）会、民生委員・児童委員（市川市民生委員児童委員協議会）の避難支援等関係者に対して、平常時から避難行動要支援者名簿を提供し、災害時における情報伝達、安否確認、救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制を整備する。

また、平常時において、避難支援等関係者が避難行動要支援者と円滑に信頼関係を構築できるよう支援を行う。

なお、避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿については、本市全体の避難行動要支援者名簿ではなく、避難支援等関係者の属する自治（町）会ごとの避難行動要支援者が記載された名簿とする。

(3) 避難行動要支援者の把握 (福祉部)

災害時に、より迅速な安否確認や救助・救援活動を実施するため、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握することが必要である。

平常時から本市の各担当部署が保有する情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (福祉部)

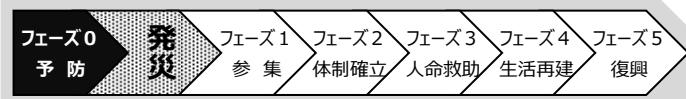
避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、以下の者を対象者とする（施設入所者及び長期入院している者は除く。）。

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳を所持している者
- ③療育手帳を所持している者
- ④精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- ⑤本市の障がい福祉サービスを受けている者
- ⑥市川市難病患者等福祉手当を受給している者
- ⑦①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する者

(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法 (福祉部)

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は、氏名、生年月日、年齢、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項とする。

自ら名簿に登載を希望する者からの申請を除き、これらの個人情報については、本市の各担当部署から提供を受ける。



(6) 避難行動要支援者名簿の更新 (福祉部)

隨時、本市の各担当部署から情報提供を受けることにより、避難行動要支援者名簿の個人情報を最新の状態に更新する。

また、概ね1年に1度の頻度で更新した避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する。

(7) 避難行動要支援者名簿の管理 (福祉部)

市川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の流出を防止する等、適切な管理を行う。

また、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿を共有名簿として提供する場合、以下の対策を講じる。

- ①個人情報の取扱いに係る覚書を締結（本市と避難支援等関係者）
- ②避難行動要支援者名簿の管理責任者の選任（避難支援等関係者）
- ③避難行動要支援者名簿の保管場所の届出（避難支援等関係者）
- ④避難行動要支援者名簿の取扱者登録書の作成（避難支援等関係者）
- ⑤避難行動要支援者名簿の個人情報についての守秘義務に関する説明（本市）

(8) 個別避難計画の作成促進 (福祉部)

避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「個別支援シート（個別避難計画）」の作成を促す。個別避難計画の作成に際しては、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するとともに、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう仕組みづくりに努める。

(9) 避難情報の伝達 (福祉部)

災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに避難情報を伝達する。避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。

なお、視覚障がい者や聴覚障がい者等が的確に情報を受け取る必要があることから、防災行政無線、本市公式 Web サイト、SNS、メール等、様々な情報形式や手段を用いることとする。

(10) 避難支援等関係者の安全確保 (福祉部)

避難支援等関係者に対し、以下の事項について周知を行う。

- ①災害時には、まず、自分の身を守ること。
- ②自身及び家族等の安全を確保した上で、可能な範囲内で支援活動を行うこと。
- ③避難行動要支援者の支援は、法的な義務を負うものではないこと。

また、避難行動要支援者に対し、災害の状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを周知して、理解を得るよう努める。

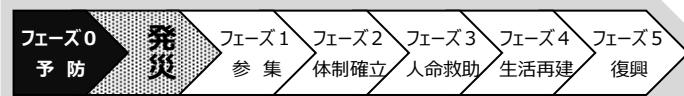
(11) 防災設備等の整備 (福祉部、消防局)

高齢者、身体障がい者の安全を確保するための「見守り通報装置」の貸与、聴覚障がい者等へ情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、火災報知器等の設置等の推進に努める。

(12) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進 (福祉部)

災害時には、長距離の移動や避難生活に耐えられない避難行動要支援者もいることから、自宅の耐震・不燃化、家具の転倒防止、食糧や飲料水の備蓄等、在宅避難への支援を推進する。



(13) 防災知識の普及、防災訓練の充実 (福祉部)

避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者への具体的な支援方法や「支え合い」の重要性を周知するとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、災害に対する基礎知識等の普及に努める。

2 福祉関連施設等における防災対策 (福祉部)

福祉関連施設等の利用者の安全を確保するため、本市及び民間の福祉関連施設等に対し、次の対策を講じるよう周知を行う。

(1) 施設の安全対策

福祉関連施設等の施設管理者は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気・ガス・水道等、ライフラインの供給停止に備えて、生活維持に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災資器材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、施設利用者の避難確保計画をはじめ、予め施設職員の任務分担や動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民や地域（自主）防災組織等とのつながりを深め、利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりに努める。

(3) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や利用者等が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災学習を実施する。

また、施設の職員や利用者等が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

3 在宅避難が必要な要配慮者に対する支援 (福祉部)

電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備等について、日頃から主治医や関連施設等と相談するよう周知する。

4 子どもや女性等の要配慮者への配慮 (危機管理室、こども部、福祉部、学校教育部)

子どもの安全を確保するため、保育園、幼稚園、小学校等において、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを預かり、保護者に子どもの安否を迅速に連絡する体制の整備を進めていく。

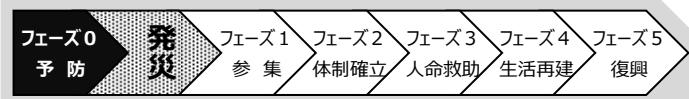
また、女性に対する配慮として、生活必需品等の提供方法、避難所や帰宅困難者の休憩施設における空間の分離、相談体制の整備、託老・託児システムの設立、防犯対策等を検討していく。

さらに、「BJ☆Project」による活動で得られた知見等に基づき、避難所運営における多様性への配慮についても検討する。

5 外国人等の要配慮者への対策 (文化国際部)

日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。

- ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実
- ②図等を多用した避難案内板の整備
- ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施



- ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力
- ⑤ボランティア等の確保
- ⑥翻訳機器の配置やアプリの活用などの検討
- ⑦多様な宗教的、文化的習慣を踏まえた備蓄の呼びかけ



第9 帰宅困難者・滞留者対策の整備

大規模地震が発生すると、市内の事業所や学校等に通勤・通学している人々が帰宅困難者となるとともに、市内の在住者が市外の通勤先や通学先で帰宅困難者となることが想定される。

また、本市は、東京に隣接する立地特性から、都心等から本市を通過して帰宅しなければならない帰宅困難者が多数発生することから、帰宅困難者・滞留者対策を整備・推進する。

1 帰宅困難者・滞留者対策（千葉県、危機管理室、経済観光部）

（1）情報収集・提供体制の構築

災害時における鉄道運行状況や道路交通情報の収集伝達体制の整備を図るとともに、千葉県及び隣接市等と、鉄道・道路状況等に関する相互の情報交換体制の確立を図る。

また、帰宅困難者・滞留者が「むやみに移動を開始しない」で適時に帰宅できるよう、関係機関等と協力して地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供する体制を構築する。

（2）帰宅困難者支援施設の確保

徒歩帰宅者に帰宅情報や一時的な休憩の場を提供するため、帰宅困難者支援施設の準備を行う。

また、幹線道路沿いに立地する事業所等に対し、徒歩帰宅者に対する情報提供や支援等の協力を依頼する。千葉県を含む九都県市では、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、コンビニエンスストアが帰宅困難者に飲料水、トイレ、道路情報、一時的な休憩場所の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」となることが計画されている。

なお、千葉県では徒歩帰宅者をガソリンスタンドで支援するため、千葉県石油商業組合と協定を締結している。

（3）帰宅困難者・滞留者対策の充実に向けた取組み

帰宅困難者・滞留者対策をより充実していくために、次の取組みを進める。

ア 東日本大震災における帰宅困難者の行動パターンやニーズの分析

東日本大震災における帰宅困難者・滞留者の歩行ルート、利用施設、公的支援に対するニーズ等に関する情報や記録を収集・分析し、対策の留意点を把握する。

イ 九都県市による広域的な対策の推進との連動

帰宅困難者等対策は、広域的に講じる必要があることから、九都県市と連動し、帰宅困難者等対策を推進する。

ウ 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

駅周辺帰宅困難者等対策協議会において、官民で協働・連携して対策の検討を行う。

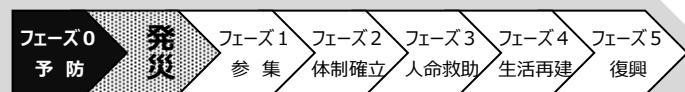
エ 帰宅困難者等に係る物資備蓄

帰宅困難者に対し、食糧等を提供するための備蓄に努める。

2 市民、事業者、学校等への啓発

（1）一斉帰宅の抑制（千葉県、危機管理室、市長公室、経済観光部）

帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機でき



るよう、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。

さらに、県や関係機関と連携して防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(2) 安否確認に関する啓発 (危機管理室、経済観光部、学校教育部)

災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（Web171）等）やSNS等、複数の安否確認手段について普及・啓発を図るとともに、企業や学校等、関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

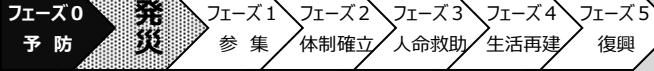
(3) 事業者・学校等に対する啓発 (危機管理室、経済観光部、福祉部、生涯学習部、学校教育部)

事業者・学校等に対して、自社従業員や教職員・児童生徒等の一定期間の収容、食糧や飲料水（3日分以上、推奨1週間）、生活必需品等の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制整備を啓発する。

また、事業者等に対し、帰宅困難者を想定した訓練の必要性を啓発するとともに、集客施設を有する事業所等に対し、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討するよう併せて啓発する。

(4) 帰宅困難者の備え (危機管理室、経済観光部)

市民に対して、平常時から鉄道等の途絶に備え、食糧や物資の準備等を啓発する。



第10 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備

大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。

その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。なお、物資の確保及び調達に際しては、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

1 飲料水等の確保（危機管理室、千葉県企業局）

(1) 方針

断水等により飲料水等を確保できない市民等に対し、最小限必要な量の飲料水（1人1日3リットル）及び生活用水を供給できる体制を整備しているが、より円滑に飲料水及び生活用水を確保するため、新たな水の供給源と供給体制の整備を図る。

(2) 身近な貯水施設等の整備

断水等の被害を受けた地区における給水体制が整うまでの水源として、各地区内に震災対策用貯水施設等（飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性貯水槽付き井戸、防災用井戸、市立小中学校等の受水槽への緊急遮断弁・給水用の仮設給水栓等の設置）を整備する。

(3) 応急給水資器材の確保

断水等の被害を受けた地区に対し、浄・給水場からの運搬給水等を実施するために、応急給水資器材を必要量確保し、適切に配備する。

また、衛生面に注意を払い、資器材等の維持管理を行う。

さらに、不足する応急給水資器材の調達及び水道施設の円滑な復旧による応急給水活動の実施に向けて、今後、以下の対策についての検討を進める。

ア 復旧資器材等の備蓄

イ 指定給水装置工事事業者との協定等による協力体制の確立

(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導

応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。

なお、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。

(5) 応急給水計画の作成

応急給水活動について関係機関と協議の上、応急給水計画を作成する。

2 食糧の確保（危機管理室、施設管理者）

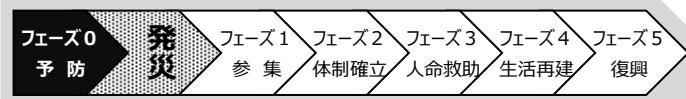
(1) 方針

震災時の食糧については、各家庭及び事業所で最低3日分以上（推奨1週間）の備蓄をしていることを前提として、家屋の倒壊、焼失等で自宅での炊事が不可能な市民等に対し、食糧の提供ができるよう、以下の対策について検討する。

(2) 緊急食糧の確保

安定した食糧供給の体制が整うまでの緊急食糧として、食糧の備蓄及び調達体制の整備を図る。

乳幼児の食糧については、3日分の粉乳等を備蓄として用意する。家屋の倒壊、焼失等で自宅での炊



事が不可能な市民等については、1日分を備蓄として用意する。

なお、緊急食糧は小・中学校の備蓄倉庫及び防災倉庫に分散して備蓄する。

(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け

停電や断水等の長期ライフライン途絶に備え、平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日分以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄する等、各家庭での自助に対する取り組みについてパンフレット等での啓発を行う。

(4) 炊き出し等のための準備

被災状況に応じて、市内学校給食施設において、炊き出しを行う体制を整備する。

3 生活必需品等の確保 (危機管理室、環境部、街づくり部、下水道部、生涯学習部)

(1) 方針

家屋の倒壊、焼失等で生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難である市民等に対して、生活必需品等が提供できるよう以下の対策を進める。

(2) 生活必需品・資器材の備蓄

生活必需品等については、家屋の倒壊、焼失等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者用を優先して備蓄を進めている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校53校、義務教育学校1校に備蓄し、定期的に更新している。

今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していくため、要配慮者が必要とする最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。

また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄していく。

(3) 災害用トイレの確保

「市川市災害時トイレ確保・管理計画」に基づき、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等、それぞれの特徴を踏まえ、必要数量を平時から把握し、調達体制を整えるとともに、男女別のトイレの確保及び設置や、高齢者や身体に障がいがある者への対応、夜間に安心して利用できる周辺整備等に配慮する。

また、マンホールトイレ対応施設の整備や、仮設トイレを設置する避難所の場所、優先順位、設置数等についてマニュアルを作成する。

(4) 衛生用品の備蓄

避難所で感染症が蔓延することのないよう、衛生用品を備蓄していく。

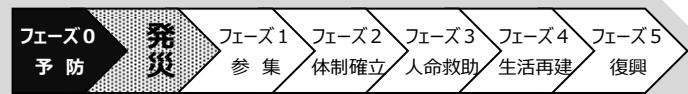
4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定の締結 (危機管理室)

調達・輸送については、民間事業者との間で物資協定を締結して必要量の確保や物資の輸送力の確保を図っており、今後も、必要に応じて協定の拡充を行う。

また、物資等を迅速に供給するため、物資の管理、仕分け等の方法について、民間事業者との協定の締結を検討し、民間事業者のノウハウの活用を図る。

5 流通在庫備蓄の確保 (危機管理室)

備蓄品の全てを市所有施設において管理することは、スペースの確保等が困難であることから、一部を流通在庫備蓄により管理するよう努める。



6 災害対応を行う職員等の食糧の確保（危機管理室、施設管理者）

震災時には、被災した市民等ばかりではなく、災害対応を行う職員等の食糧の確保も重要な課題となることから、今後、応急対策活動の拠点となる施設への備蓄を含めて、職員等の食糧を確保する。

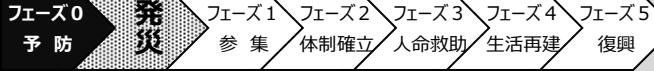
なお、保育園、幼稚園、福祉施設等の各施設においては、施設利用者や職員等の備蓄を行うよう努める。

7 市川市備蓄計画の策定（危機管理室）

自助・共助を基本に市民が日ごろから家庭内備蓄を行うように促進するとともに、「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」が必要とする物資について、適切な場所に適量を分散備蓄するため、適宜、「市川市備蓄計画」を見直していく。

8 物資調達・輸送調整等支援システムの活用（危機管理室）

備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等と情報共有を図るよう努める。また、備蓄・調達・輸送体制の整備と並行して、同システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録を行うほか、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。



第11 被災者支援の仕組みの整備

地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1 災害ケースマネジメント体制の整備（危機管理室、福祉部）

発災後に円滑に災害ケースマネジメントを実施するため、平時から防災部局、福祉部局が連携して災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、実情に応じた体制を構築するとともに、以下について事前に検討する。

<事前に検討すべき事項の例>

- ① 業務分担（中心となって進める部局）
- ② 活用する予算事業等の確認・整理
- ③ アウトリーチの実施方法・体制
- ④ 発災後の部局間連携手段（会議の開催方法、メンバー等）
- ⑤ アセスメントシートや支援記録の様式の作成 等
- ⑥ 部局間での避難行動要支援者名簿等の共有による、支援が必要となる可能性が高い者の事前把握

2 関係する機関、民間団体との連携体制の構築

社会福祉協議会や保健師、民生委員・児童委員などの福祉関係の機関や団体等との連携のほか、フィナンシャルプランナーや弁護士、建築士、宅建業者などの生活再建に関わる機関や団体等とも、災害時の連携協定の締結などによって平時から協力体制の構築を検討し、発災直後から速やかに連携できるよう備える。

第3節 災害に強い市民の育成

第1 防災知識の普及

大規模地震時には本市の職員も被災し、迅速な災害対応が困難になる可能性もあるため、地域住民・事業者等による総力戦で取り組むことが必要になる。

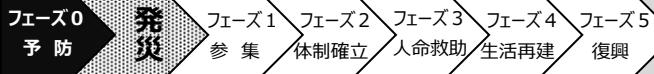
そのため、平常時から地域住民・事業者等を対象に防災知識の普及活動を行い、その理解及び協力を得るよう努めるとともに必要な支援を行う。

1 普及の方法

印刷物、本市公式Webサイト、集会、学校教育等による防災意識の普及を図る。

2 普及の内容

自らの身を守る	地域防災力の向上	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震対策 ・家具の固定 ・ブロック塀倒壊対策 ・屋外落下物対策 ・地震発生時の心得 ・非常食糧、飲料水等の準備 ・初期消火の心得 ・住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ・緊急地震速報の活用方法 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握 ・防災学習 ・帰宅困難者の心得 ・地震保険制度 ・<u>感染症対策</u> ・<u>要配慮者に特に必要な物資の備蓄</u> ・<u>ペット同行避難の準備</u> ・<u>被災後の生活再建に係る知識</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新たな地震被害想定に基づく被害の様相等の知識</u> ・交通規制 ・学校施設等の防災対策 ・<u>過去の災害教訓の伝承等</u>



第2 市民・事業者の防災力強化

市民・事業者等が震災時に自らの命は自らが守る（自助）、自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という意識をもって、初期消火、救出、被災生活や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体制づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。

1 地域の防災組織への支援（危機管理室）

地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等に対し必要な支援を行う。

支援	内容
活動の促進	地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等が行う訓練・研修会、その他の活動に支援する。
地域（自主）防災組織への助成	地域（自主）防災組織の活動に必要な防災用資器材等の整備を促進するため、必要に応じて助成を行う。
小学校区防災拠点協議会の設立・活動支援	小学校区防災拠点協議会の設立を支援し、訓練や研修会等を通じ、地域の協力関係を強化していく。
地区防災計画の策定推進	小学校区防災拠点協議会ごとに地域の事情や特性に応じた自助・共助の精神に基づく地区防災計画の策定を推進する。

2 事業者の防災管理体制の強化（危機管理室、経済観光部、消防局）

震災時、各事業者が適切に対応できるよう防災計画等の充実や自衛消防組織等の活動体制を整えるよう指導を図る。

（1）防災計画の充実

市川市震災予防条例第12条により、全ての事業者に対して防災計画を作成すること、防災上危険な施設に対してその計画を届け出ることを義務づけている。

特に、防災上危険な施設については、計画に基づく訓練指導を行い、計画内容の充実を図っている。

また、消防法に基づく消防計画及び予防規程の作成義務のある事業者においては、防災計画に震災に関する事前対策、応急対策、避難対策等の内容をもり込むよう指導を図っている。

（2）自衛消防組織の強化

小規模事業所等については、自主防災体制を確立するための組織づくりと併せて訓練及び講習を実施する等、指導の強化を図っている。

（3）事業継続計画（B C P）の策定促進

中小企業者等を対象に、事業継続計画（B C P）の策定促進を行うとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう、県と連携して計画策定への支援を行う。

（4）事業継続マネジメント（B C M）の取組促進

事業継続計画（B C P）を策定した企業等に対して、事業継続マネジメント（B C M）の取組みを通して、防災活動の推進に努めるよう啓発および支援策の検討を行う。



3 市内の大学と連携した防災講座 **(危機管理室)**

(1) 市内の大学と連携した防災講座

大規模地震、津波、風水害(台風、洪水、ゲリラ豪雨)について、そのメカニズムや基礎知識・対策等の講義に関する支援を行い、災害時にリーダーシップの取れる人材育成に努める。

(2) 「いちかわTMO講座」における講座

「いちかわTMO講座」は、本市と包括協定を締結している千葉商科大学と和洋女子大学の協力により、平成20年から、本市とNPO法人いちかわライフネットワーククラブが共同で主催し、まちづくりのリーダーを養成する講座である。そのカリキュラムのひとつとして、本市が防災に関する講義を実施しており、今後も継続して、防災意識の高揚と災害時の市民対応力の向上に努める。

4 地域における防災リーダーの育成 **(危機管理室、消防局、消防団)**

平常時における地域での防災に関する啓発活動や、災害時における地域での対応活動を推進するため、女性を含めた地域における防災リーダーの育成に努める。

5 防災カルテの活用

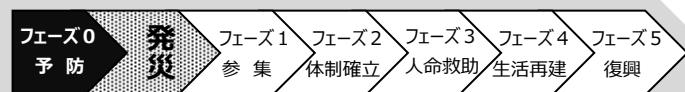
地域によって起こり得る災害リスクや被害特性は異なるため、これらの特性を理解したうえで、効果的に防災・減災対策を進めていくことが重要である。そこで、小学校区ごとに作成した防災カルテを活用し、家庭や地域で効率的な対策を促進することで、地域の防災力の向上に努める。

6 防災教育の充実 **(学校教育部、こども部)**

学校、幼稚園、保育園等は、幼児・児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。

7 デジタル技術を活用した市民の防災対応力向上

本市公式LINEの防災メニューやYouTubeのショート動画などを活用し、積極的な情報発信に努める。今後は、デジタル技術をより一層、防災の分野に取り入れていくために、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発により、市民がデジタル技術を活用して事前の防災啓発活動や避難行動の検討を行う環境づくりに努める。



第3 防災訓練

震災時に、市民・事業者をはじめ、本市、各防災関係機関が的確な対応活動ができるよう、総合防災訓練及び各組織等での防災訓練を行う。

1 災害時の対応ノウハウの修得（震災対応の流れと役割の確認）

本市、市民及び事業者等は、震災時により適切な行動をとるため、本計画に基づいた防災訓練を実施し、災害時の対応を修得する。

市民、事業者等から訓練等の申請があった場合、積極的に協力するものとする。

2 地域防災計画における見直し課題の抽出

本市、市民及び防災関係機関等は、それぞれの訓練において、本計画に定められた震災対応や役割を確認して、必要に応じて課題を抽出し、適時、見直しを図るものとする。

3 総合訓練の実施

本市、市民、防災関係機関、協定締結事業者等が一体となって実施する総合防災訓練を毎年開催し、協力体制を高め、防災知識の向上、技能の修得を行う。

4 市民等への支援・指導（危機管理室、消防局）

(1) 訓練の指導

市民や地域を対象とした訓練指導体制を強化する。

(2) 訓練指導用資器材の整備

消防局及び危機管理室において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。

(3) 防災訓練に伴う災害補償

市長が実施する防災訓練又は自治（町）会長が市長に届け出て実施する防災訓練に参加した市民等が当該訓練により死傷した場合、消防団員等と同様の災害補償が受けられるものとする（市川市震災予防条例第27条第2項）。



第2章 震災予防計画
第3節 災害に強い市民の育成

第3章 震災応急対策計画

計画の主旨

第1 目的

震災応急対策計画は、大規模地震時における被害の発生・拡大を最小限にとどめるため、必要な活動体制を確立し、関係者による震災対応行動の円滑な流れを形成することを目的とする。

第2 基本目標

大規模地震発生時には、速やかな初動と地域ごとの被害特性に応じた対応が求められており、これらを実現するため、本計画における基本目標として以下の5点を設定している。

- (1) 情報の流れを重視した対応体制を整備する。
- (2) 人命の尊重を優先した対応の流れをつくる。
- (3) 時系列での行動計画を立案する。
- (4) 本市・市民・事業者の協力体制を整備する。
- (5) 行徳地域の孤立化を想定し、東葛飾地域における自治体間の相互応援協定等、各種協定の効果的な活用等による重点的な対応を図る。

第3 計画の体系

1 マニュアルによる各職員及び関係者への徹底

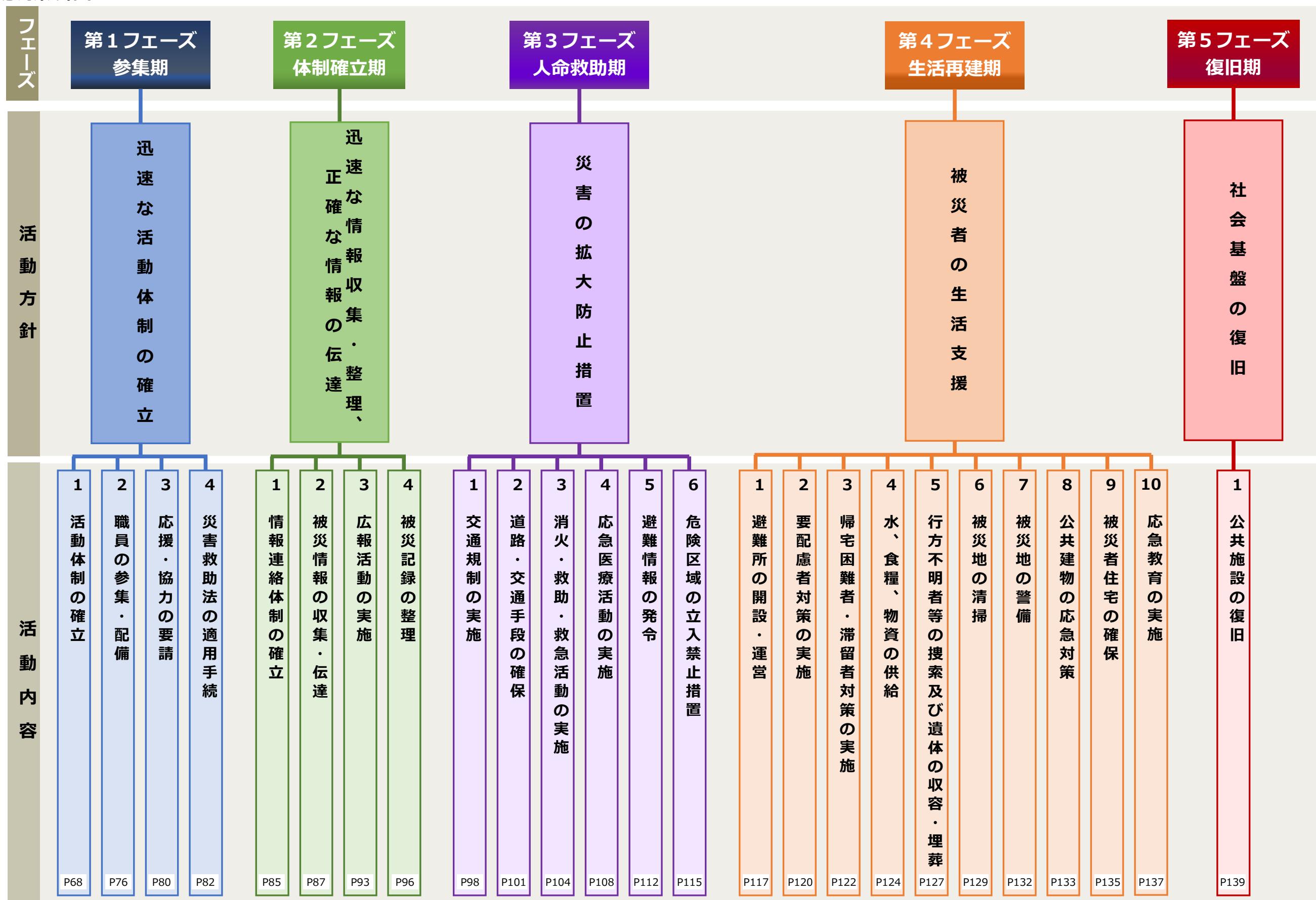
本計画は、主に大規模地震時の役割分担と対応行動の流れについて枠組みを示したものである。

実際の震災対応行動を円滑に推進するためには、各対応本部で独自に具体的な対応策を定めたマニュアルを活用する。

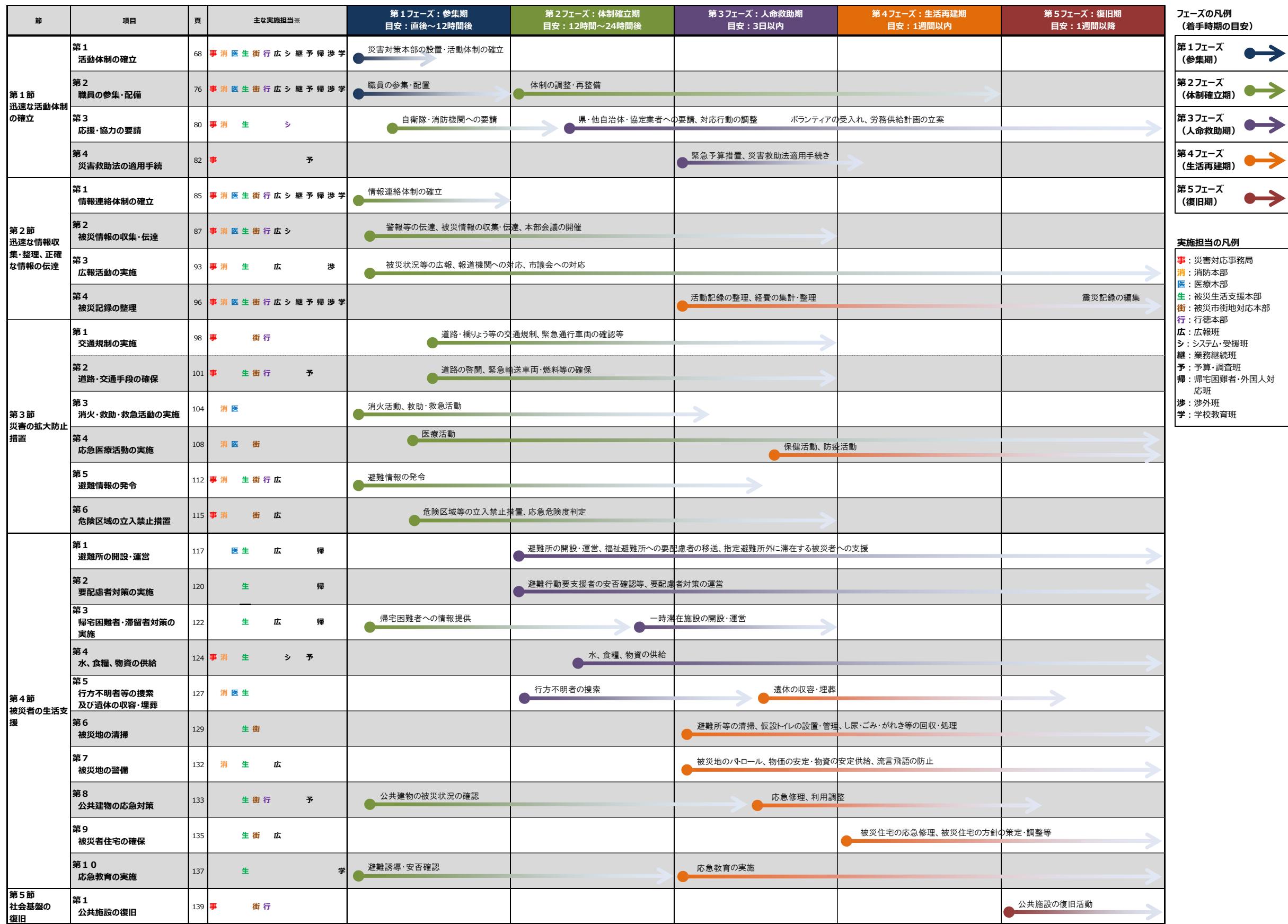
2 震災予防計画の達成状況に応じた見直し

「第2章 震災予防計画」の施策の実施に伴って、震災応急対策における取組みの可能性も拡大していくため、適時、震災予防計画の達成状況を確認し、その状況に応じて本計画もさらに充実した内容へと見直していく。

震災応急対策の体系



震災応急対策フロー





第1節 迅速な活動体制の確立

第1 活動体制の確立

1 災害対策本部の開設

市長は、次の場合に災害対策本部を開設し、応急対策活動を推進する。

災害対策本部の設置基準

市長が認めた場合	①本市域で震度4又は震度5弱を観測した場合
自動設置	①本市及び周辺域で、震度5強以上の地震が発生した場合 ②津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」が発表された場合 ③「南海トラフ地震に関する情報」で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合 ④市内において、地震や津波による大規模災害発生のおそれがある場合

災害対策本部の設置場所

災害対策本部 設置場所	第1庁舎 災害情報収集室及び委員会室
代替施設（第1庁舎が使用不能の場合）	第2庁舎 2階 会議室1及び4階 大会議室

2 本部－拠点体制

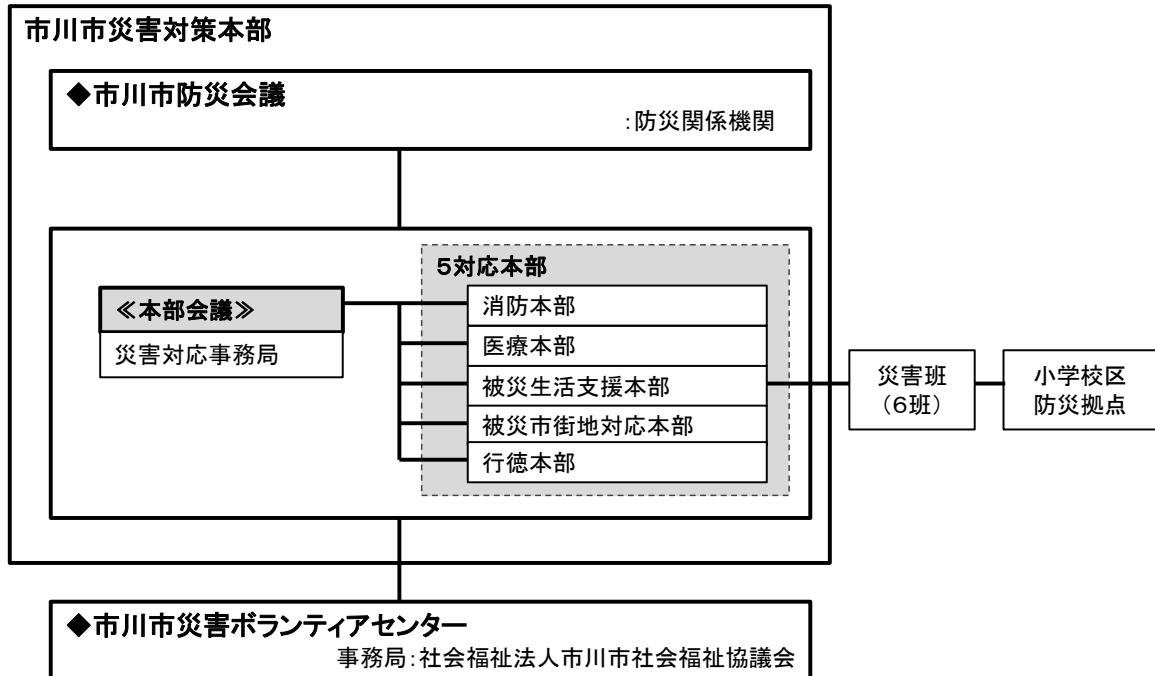
災害対策本部には、応急対策活動の意思決定機関である本部会議、調整機関である災害対応事務局を設置するほか、応急対策活動の推進機関として5つの対応本部を設置する。

さらに各地域の状況に応じたきめ細かな対策の立案・実施を可能とするため、本市域を6地区に分割して各地区に災害班を置き、その下に各市立小学校単位で小学校区防災拠点を設置し、本市と地域が協働で応急対策活動を実施する体制とする。

また、発災初動期の円滑な対応を行うため、市内の居住者を中心に構成する「緊急初動配備職員」を指名し、それぞれの参集場所を指定する。

災害対策本部の開設場所である第1庁舎（災害情報収集室及び委員会室）には、本部会議及び災害対応事務局を設置するものとし、各対応本部はそれぞれのマニュアルに基づいて各班を設置し、応急対策活動を実施する。

なお、震災対応に係る各種ボランティア活動を受け入れるために、社会福祉法人市川市社会福祉協議会に災害対策本部から独立した機関として、市川市災害ボランティアセンターを設置する。



3 各対応本部・拠点の組織構成

各対応本部・拠点組織の責任者及び代表者は次のとおり。

《災害対策本部長（本部会議長）》

第1順位	市長
第2順位	副市長
第3順位	教育長
第4順位	危機管理監

《各対応本部長》

	第1順位	第2順位	第3順位
消防本部	消防局長	消防局次長 (警防 担当)	消防局次長 (総務 担当)
医療本部	保健部長	保健部次長	保健医療課長
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会 事務局長
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	下水道部長
行徳本部	行徳支所長	行徳支所次長	行徳支所 総務 課長



《災害対応事務局長》

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対応事務局	危機管理室長	危機管理課長	地域防災課長
	第1順位	第2順位	第3順位

《災害班》

	第1順位	第2順位	第3順位
災害1班	スポーツ部長	スポーツ部次長	班長の指名する者
災害2班	市民部長	市民部次長	班長の指名する者
災害3班	生涯学習部長	生涯学習部次長	班長の指名する者
災害4班	こども部長	こども部次長	班長の指名する者
災害5班	文化国際部長	文化国際部次長	班長の指名する者
災害6班	行徳支所長	行徳支所次長	班長の指名する者

《各現地対応拠点の責任者》

	第1順位	第2順位	第3順位
小学校区防災拠点	リーダー	サブリーダー	参集した職員の中から互選
消防署所	消防署（所）長	以下、階級に従う。	
医療救護所	医療本部のマニュアルによる。		
避難所施設	施設管理者	以下、参集した職員の中から互選	



第3章 震災応急対策計画 第1節 迅速な活動体制の確立

本部会議構成員

本 部 会 議			定 位 置
本 部	本 部 長	市 長	委 員 会 室
	副 本 部 長	副 市 長	
		教育長 危機管理監 市長公室長 企画部長 総務部長（被災生活支援本部長） 財政部長 管財部長 情報管理部長 文化国際部長 スポーツ部長 市民部長 経済観光部長 福祉部長 こども部長 保健部長（医療本部長） 環境部長 街づくり部長（被災市街地対応本部長） 道路交通部長 下水道部長 行徳支所長（行徳本部長） 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 教育次長 生涯学習部長 学校教育部長 消防局長（消防本部長） 消防団長	
	本部員		
	関係機関	自衛隊 海上保安庁 千葉県警察 社会福祉法人市川市社会福祉協議会 等	

※本部会議の事務は、災害対応事務局が担当する。

本市の災害対応体制及び所掌事務

本部・拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）
本部会議	①市長 ②副市長 ③教育長 ④危機管理監	●市長 ○部長以上の幹部職員	➢ 応急対策活動の意思決定機関
災害対応事務局	①危機管理室長 ②危機管理課長 ③地域防災課長	●危機管理課 ○地域防災課	➢ 災害対応事務局の庶務に関すること ➢ 災害活動方針案の作成に関すること ➢ 被害状況の分析に関すること ➢ 本部会議の運営に関すること ➢ 防災行政無線、緊急速報メールの発信に関すること ➢ 避難情報の発令準備に関すること ➢ 千葉県や自衛隊等との連絡・調整に関すること
消防本部	①消防局長 ②消防局次長 <u>(警防担当)</u> ③消防局次長 <u>(総務担当)</u>	●消防局 ○消防団	➢ 消防本部の庶務に関すること ➢ 消火、救助、救出に関すること ➢ 延焼火災時等の広域避難対策に関すること ➢ 行方不明者等の捜索活動の推進に関すること ➢ 消防活動記録の収集・管理に関すること ➢ 消防計画の立案、推進、管理に関すること
医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部 <u>○こども部の一部</u>	➢ 医療本部の庶務に関すること ➢ 応急医療活動、保健活動、防疫活動に関すること ➢ 医療救護所における応急医療活動体制の整備、保健・防疫活動の実施に関すること ➢ 遺体の処理、埋葬に関すること
被災生活支援本部	①総務部長 ②総務部次長 ③選挙管理委員会事務局長	●総務部 ○企画部の一部 ○文化国際部 ○スポーツ部 ○市民部 ○経済観光部 ○こども部 ○福祉部 ○環境部の一部 ○選挙管理委員会事務局 ○生涯学習部 ○農業委員会事務局	➢ 被災生活支援本部の庶務に関すること ➢ 災害対策本部指揮所内の各係（市民からの要望受付等）に関すること ➢ 災害班の運営支援に関すること ➢ 小学校区防災拠点の運営支援に関すること ➢ 避難所の開設・管理に関すること ➢ 労務供給に関すること ➢ 救援物資の供給に関すること ➢ 要配慮者への支援に関すること ➢ 生活再建支援に関すること ➢ 公共施設等の利用調整・管理に関すること ➢ 応急仮設住宅の入居斡旋に関すること ➢ ペット対策に関すること ➢ 帰宅困難者の支援に関すること ➢ 外国人の支援に関すること

本部・拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）
5 対応本部 被災市街地対応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部 ○会計課	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災市街地対応本部の庶務に関すること ➢ 被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の応急確保に関すること ➢ 応急危険度判定本部及び被災宅地危険度判定本部の開設・運営に関すること ➢ 崖や河川、海岸等の巡回・監視及び避難に係る意見具申に関すること ➢ 土砂災害への対応に関すること ➢ 道路規制に関すること ➢ 倒木の処理に関すること ➢ 排水施設等の運転管理及び排水活動に関すること ➢ 住宅再建支援（都市復興）方針の策定に関すること ➢ 防疫活動、消毒の実施に関すること ➢ 清掃に関すること ➢ 環境汚染の防止に関すること ➢ 災害廃棄物処理に関すること ※<u>罹災証明書交付</u>のための住家認定調査の計画・実施への協力
行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所 <u>総務</u> 課長	●行徳支所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 行徳地域の孤立化等の問題に備えた、行徳地域の実情に応じた応急対策の立案・推進に関すること ➢ 港湾の被災状況の調査、把握に関すること ➢ 東京湾沿岸部の高潮に関する巡回警戒に関すること ➢ 災害6班の運営に関すること
本部長直轄班 広報班	①市長公室長 ②市長公室次長 ③市長公室秘書課長	●市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本部長等のスケジュール管理に関すること ➢ 記者発表、取材対応、報道機関への広報依頼に関すること ➢ 災害ポータルページの更新に関すること ➢ メール情報配信サービスの配信に関すること ➢ SNSの配信に関すること ➢ 広報車・広報紙等による市民への広報に関すること



第3章 震災応急対策計画 第1節 迅速な活動体制の確立

本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）
本部長直轄班	業務継続班	①企画部長 ②情報管理部長 ③企画部次長	●企画部 ○情報管理部 ○市民部の一部	➢ 業務継続に関すること ➢ 応援・受援に関すること ➢ ボランティアの受け入れに関すること ➢ 情報システムの維持管理に関すること
	予算・調査班	①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長	●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	➢ 緊急予算措置に関すること ➢ 庁舎管理に関すること ➢ 車両の調整・配備に関すること ➢ 物資管理に関すること ➢ <u>罹災証明書交付</u> に関すること
	涉外班	①議会事務局長 ②議会事務局次長 ③議会事務局庶務課長	●議会事務局	➢ 市議会対応に関すること
	学校教育班	①学校教育部長 ②学校教育部次長 ③学校教育部義務教育課長	●学校教育部	➢ 学校（園）への必要な指示に関すること ➢ 疎開している児童、生徒等への対応に関すること ➢ 学用品の調達・供給に関すること ➢ 応急教育体制の整備に関すること
現地対応拠点等	現地災害対策本部（災害班）	災害1班	①スポーツ部長 ②スポーツ部次長	●スポーツ部 ○市長公室の一部 ○情報管理部の一部 ○市民部の一部
		災害2班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部 ○会計課
		災害3班	①生涯学習部長 ②生涯学習部次長	●生涯学習部
		災害4班	①こども部部長 ②こども部次長	●こども部
		災害5班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部 ○生涯学習部の一部
		災害6班	※行徳本部で対応	●行徳支所

本部・拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）
現地対応拠点等	小学校区防災拠点	①リーダー ②サブリーダー	○緊急初動配備職員の内、小学校区防災拠点要員として指名された職員及び被災生活支援本部からの派遣職員 ➢ 地区の情報収集・発信、災害班との連絡 ➢ 避難所開設・運営支援 ➢ 物資の供給等被災生活の支援 ➢ 地域への広報活動
	消防署所	階級に従う	○消防署所 ➢ 担当区域における出火状況の確認、消火救出活動を行うほか、延焼火災時には、消防本部の指揮に従い、延焼阻止活動、広域避難誘導を行う。
	消防団詰所	階級に従う	○消防団 ➢ 初期消火、救出活動及び市民活動の指導、支援並びに消防署所による消火救出活動等に協力する。 ➢ 水、食糧・物資の緊急輸送活動等への支援活動を行う。
	医療救護所	一般社団法人市川市医師会が指名	○保健部 ➢ 災害発生の直後に指定施設において開設し、初期の応急医療活動を実施する。 ➢ 医療機関が復旧するまでの期間は、地域の保健・防疫活動の拠点として位置づけられる。
	避難所等	施設管理者から互選	○避難所の管理者 ➢ 住宅の被災等により自宅での生活が困難な者が避難生活を送る施設 ➢ 災害状況に応じて、被災生活支援本部の指示により、避難所、福祉避難所、遺体安置所、応急物資の供給拠点等として開設・運営を行う。
市川市災害ボランティアセンター	社会福祉法人市川市社会福祉協議会が指名	● 社会福祉法人市川市社会福祉協議会	➢ 災害対策本部から独立した機関として、災害ボランティアの受入業務を行う。

凡例

①：第1順位 ●：統括部局

②：第2順位 ○：担当部局

③：第3順位

4 震災対応行動計画

それぞれの時期の対応行動は、同時並行的に進められる内容であり、対応項目ごとに担当する対応本部が現地対応拠点と連携しながら実施する。

震災対応の時系列は、震災応急対策フロー（P68）に示すとおりである。

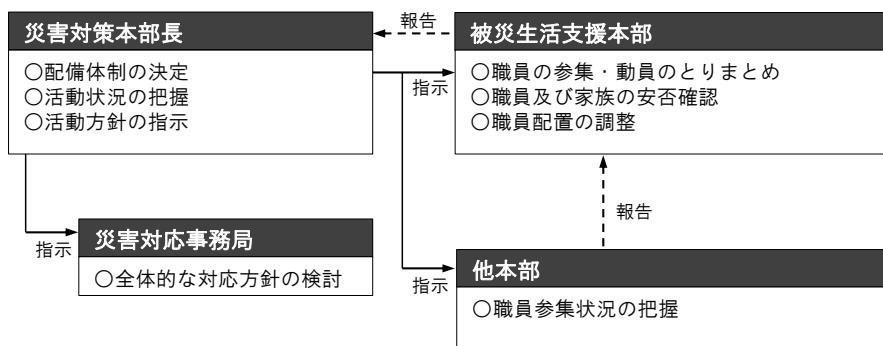
なお、対応の時期については目安として示すもので、必ずしもこの時期に実施しなければならないと限ったわけではない。対応行動を実施する際には、対応の時期よりも全体の対応の流れを重視して実施することが重要である。

第2 職員の参集・配備

<基本方針>

- 本市域で「震度5強以上」を観測した場合は、災害対策本部を自動開設する。
- 各職員は、気象庁による震度情報、津波情報、南海トラフ地震に関連する情報等に基づいて参集し、配備体制をとる。本市域で「震度5強以上」を観測した場合は、全職員が参集する。
- 各地区の被災状況と対応能力との間にバランスが取れていない場合、全体的な対応体制の調整と再整備を図る。

<体制>



<行動計画>

1 配備体制

各職員は、気象庁による震度情報、津波情報、南海トラフ地震に関連する情報等に基づいて次頁の表に示す配備体制をとる。本市の震度情報が公表されない場合、千葉県北西部及び東京23区のどちらか大きい方の震度情報を読み替えるものとする。

災害対策本部は、第1・第2配備体制においては市長が必要と認めた場合、災害対策本部体制においては職員配備に伴い自動的に開設する。

配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員
第1 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」が発表された場合 ○<u>本市域で「長周期地震動階級3」以上が観測された場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報及び被災情報の収集 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定められた職員
第2 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度5弱」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報及び被災情報の収集 ○本部 - 小学校区防災拠点体制設立準備 ・災害対策本部の開設準備 ・関連職員への待機指示 ・本部・小学校区防災拠点の開設準備 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 ○小・中学校避難所の開設準備 ○帰宅困難者・滞留者への対応準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部会議の構成職員 ○各対応本部の指定職員（緊急初動配備職員を除く。） ○消防本部全職員 ○避難場所に指定されている施設の施設管理者 ○緊急初動配備職員 ○災害対応事務局
災害対策 本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度5強以上」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」が発表された場合 ○「南海トラフ地震に関連する情報」で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合 ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の自動開設 ○本部 - 小学校区防災拠点体制による応急対策活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員（緊急初動配備職員を含む。）

2 職員の参集・配備方法

(1) 参集・配備に関する情報の伝達

気象庁から震度情報、津波情報、南海トラフ地震に関連する情報等の発表があった場合は、以下の方法により、各職員への情報伝達を行う。各職員は、伝達された情報に基づく配備体制に応じて参集・配置を行う。

勤務時間内	危機管理室から各職員へ、庁内放送、庁内 LAN、電話等を用いて、気象庁情報及び配備体制の連絡を行う。
勤務時間外	各職員は、テレビ、ラジオ、居住地の自治体等を通じて気象庁情報を把握した場合、その情報に基づいて自主参集・配備を行う。 危機管理室から連絡があった場合には、その内容に従う。

(2) 勤務時間内における参集・配備方法

勤務時間内に震度情報等を確認した場合、参集対象となる職員は、できるだけ迅速に日常業務を離れ、本部・拠点へ参集し、初期対応体制の整備を図るとともに、参集対象とはならない職員についても、被災状況によっては参集が求められる可能性があるため、速やかな参集に備える。

なお、市民等の利用者が存在する施設では、避難誘導により利用者の安全を確保した上で、初期対応体制の整備を図る。

(3) 勤務時間外における参集・配備方法

勤務時間外に地震情報等を確認した場合、参集対象となる職員は、定められた本部・拠点に、徒歩又は自転車あるいは状況に応じてオートバイにより直接、参集する。

参集対象とはならない職員についても、被災状況によっては参集が求められる可能性があるため、速やかな参集に備えて自宅等で待機する。

(4) 緊急初動配備職員による参集・配備方法

発災初動期の緊急参集体制であり、予め指名された緊急初動配備職員は、勤務時間内・外を問わず、震度情報、津波情報等を確認した場合、直ちに定められた本部・拠点等に参集し、初期対応体制の整備を図る。なお、緊急初動配備職員は、他の職員の参集状況等により順次交代し、その他の応急対策業務又は所属の本来の業務に移行する。

(5) 参集・配備できない場合の対応

家族の被災、交通手段の途絶等の理由により参集できない場合には、以下の情報とともに、参集できない旨を所属長又は対応本部の連絡窓口に連絡するよう努め、本部からの指示に従う。

- ・参集できない理由

- ・現在地の周辺の被災状況

- ・当面の行動予定

[災害対策本部体制における各職員の基本的な参集・配備場所]

① 本部会議の構成職員	第1庁舎
② 災害対応事務局担当職員	第1庁舎
③ 消防本部担当職員	消防庁舎
④ 医療本部担当職員	第1庁舎
⑤ 被災生活支援本部担当職員	第1庁舎
⑥ 被災市街地対応本部担当職員	第2庁舎
⑦ 行徳本部担当職員	行徳支所
⑧ 災害班担当職員	各施設
⑨ 小学校区防災拠点職員	定められた小学校区防災拠点
⑩ 各公共施設の管理者	施設の被災状況確認後、定められた場所

※原則、各対応本部長及び災害班長は、各担当職員と同様の場所に参集する。

※被災状況等に応じ、適時見直しを行い、局面ごとに適正な配置を調整する。

3 体制の調整・再整備

地震発生直後の対応体制は極めて応急的なものであり、各地区の被災状況と対応能力との間にバランスが取れていない可能性がある。各地区の被災状況と対応状況が明らかになった段階で、災害対応事務局及び被災生活支援本部は、それらを比較検討し、全体的な対応体制の調整と再整備を図る。

(1) 職員及び家族の安否確認（各対応本部）

- ア 各対応本部は、担当職員と家族の安否・動向確認に努め、被災生活支援本部に報告する。
- イ 安否確認は、各職員からの参集時の報告や電話等による確認等によって行う。
- ウ 被災生活支援本部は、各対応本部及び本部直轄班の参集状況を整理し、体制管理を行う。

(2) 対応状況の把握（各対応本部）

- ア 各対応本部は、担当職員及び市民等の対応状況を把握・管理する。
- イ 災害班は、地区内の施設や小学校区防災拠点等からの情報連絡に基づいて、地区ごとの職員及び市民等の対応状況を把握し、被災生活支援本部に報告する。
- ウ 被災生活支援本部は、各対応本部が把握した職員及び市民等の対応状況をとりまとめ、本市における震災対応の全体状況を把握・管理する。

(3) 職員配置等の調整（被災生活支援本部）

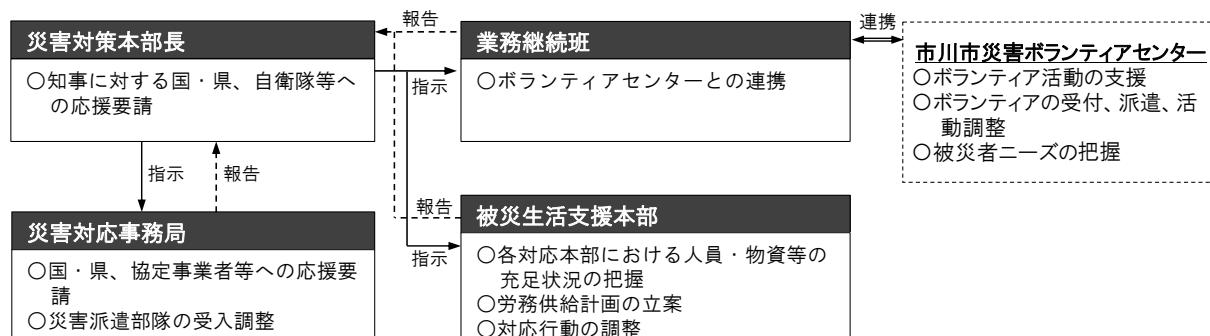
- ア 被災生活支援本部は、各対応本部からの人員派遣要請、千葉県や他市町村等からの応援職員の派遣、災害ボランティアの活動状況に応じて、各対応本部及び本部直轄班等の職員配置の調整を行う。

第3 応援・協力の要請

<基本方針>

1. 地震の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請を迅速に判断し、必要があれば直ちに知事を通じて派遣要請を行う。
2. 被害が拡大し、本市のみでは応急対策等が困難となる場合、千葉県や他の自治体等への応援協力の要請を行うほか、労務供給計画の立案を行う。

<体制>



<行動計画>

1 他の自治体への応援要請（災害対応事務局）

- (1) 各部局等において人員が不足している場合、関係機関、団体等に対する応援要請を図る。
- (2) 要請を行う際、事前に定められた事項を、要請する機関、団体等に対し的確に伝えるよう留意する。
- (3) 物資に関する支援についても同様に要請を行う。
 - ア 国の応援を必要とするときには、市長が指定行政機関の長に対して職員派遣を要請するか、又は知事に対して指定地方行政機関の職員派遣についての斡旋を求める。
 - イ 他の市町村等の応援を必要とするときには、自治体間の協定等に基づいて、市長が他の市町村長に応援要請を行う。

2 消防機関への応援要請（消防本部）

(1) 他の消防機関への応援要請

消防本部長は、他の消防機関の応援を必要とするときには、協定先消防機関（代表消防機関）の消防長に応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、本市及び千葉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡する。

また、特に必要がある場合、知事に連絡を行った旨を本市の被災状況と併せて、消防庁長官に直ちに連絡する。

3 自衛隊の派遣要請（災害対応事務局）

自衛隊の災害派遣を必要とするときには、市長が知事に対して災害派遣要請を行う。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接、陸上自衛隊需品学校長に通知する。災害派遣部隊の撤収は、知事、市長、派遣部隊の長が協議の上行う。

4 応援協定等に基づく応援・支援要請（災害対応事務局）

応援協定、支援協定に基づいて民間事業者等に応援・支援を要請するときには、個々の協定の定めに従うが、要請手続は災害対応事務局において行う。

- (1) 応援要請を行う場合には、応援を受ける担当本部が受入体制を整備する。また、他市町村等から応援を受けた場合には、その活動の指揮命令は担当本部が行う。
- (2) 原則、本市が経費を負担するが、協定に定められている場合には、その定めに従う。

5 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請（災害対応事務局）

災害対策本部の運営など、全庁的な災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては、千葉県を通じて応援職員確保調整本部（設置前は総務省）に対し、対口支援団体決定後は、当該対口支援団体に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

6 NPO・ボランティアの受け入れ（市川市災害ボランティアセンター、業務継続班）

- (1) ボランティアの受け入れについては、市川市社会福祉協議会を中心に、市川市災害ボランティアセンターを設立して行うものとする。なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、業務継続班が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行う。

市川市災害ボランティアセンターの設立後、業務継続班は、対応職員を派遣し、活動を支援する。

- (2) ボランティアの派遣・活動調整は、市内ボランティア団体の判断によって、市川市災害ボランティアセンターが実施する。ただし、各種専門ボランティアは、それぞれの活動を担当する対応本部が実施するため、専門性が高いニーズについては業務継続班を通じて、協力を依頼する。
- (3) ボランティアの被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

7 労務供給計画の立案（被災生活支援本部）

被災生活支援本部は、人員が不足している場合、労務者等の雇用・供給に関する計画を立案し、公共職業安定所に対して、求人申込みを行う。

8 対応行動の調整（災害対応事務局、被災生活支援本部）

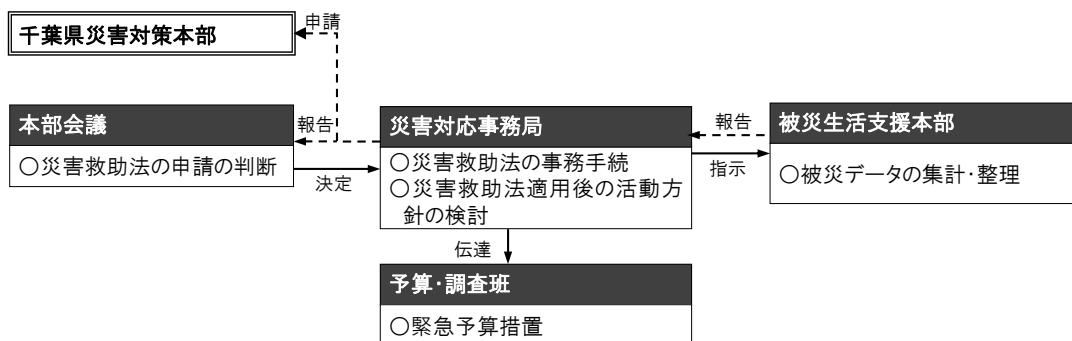
- (1) 震災対応行動に関して、各部間や関係機関との活動調整・管理等の全体調整は、被災生活支援本部及び災害対応事務局が実施する。
- (2) 各地区における小学校区防災拠点や関係機関との活動調整・管理等、地区ごとの調整については、各災害班が把握し、被災生活支援本部の指示のもと実施する。

第4 災害救助法の適用手続

<基本方針>

1. 発災直後の緊急的な対策に備え、予算・調査班は、当面の応急対策活動費について緊急予算措置を行い、各対応本部へ早急に通達する。
2. 被災状況の概要が明らかになった段階で、災害対応事務局は、その後の対応行動に備えて災害救助法の適用を検討し、本部会議による決定の後、必要な手続を行う。
3. 災害救助法が適用された場合には、知事が救助を実施するが、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、市長は救助に着手する（千葉県災害救助法施行細則第5条）。
4. 災害救助法に規定された範囲内の対応で不十分な場合、別途、本市独自の対応を並行して行う。
5. 災害救助法が適用されない場合、あるいは適用されるまでの期間についても、市長の責任において、災害救助法が適用された場合に準じた対応を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 発災直後における緊急予算措置（予算・調査班）

- (1) 初動期の応急対策活動においても、大量の資器材・物資の購入や労務確保等が必要となる。
- (2) 予算措置が早期に示されないと、必要な応急対策活動に支障をきたすため、地震の規模、被災報道等を参考に、当面の応急対策活動費についての緊急予算措置を行い、災害対応事務局や各対応本部へ早急に通達する。

2 災害救助法の適用要否の判断（災害対応事務局）

- (1) 被災状況に応じて災害救助法適用の要否を判定し、本部会議に判断を仰ぐ。
 - (2) 本部会議において災害救助法適用の要請が決定された場合、申請及びその後の手続を行う。
- (3) 次のような一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、県知事を通じ、内閣府に対して特別基準の適用を申請する。なお、特別協議による救助の期間の延長については、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、救助期間の延長に必要な具体的な事例を明確化して期間の設定を行う。**

ア 災害救助法が適用されないときで、あらかじめ定められた基準では万全を期すことが困難な場合

イ 災害基準法の対象数量又は期間について特別な事情がある場合



3 被災概況の集計・整理（災害対応事務局）

- (1) 本部会議において災害救助法適用の要請が決定された場合、千葉県災害対策本部に災害救助法適用の意向を伝え、各対応本部が集計・整理した本市の被災概況を提出する。
- (2) 千葉県災害対策本部（千葉県防災危機管理部）と連絡調整を密に行いながら、遂次、災害救助法適用に必要な被災データの取りまとめを行う。

[災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項及び第2項解説）]

災害救助法による救助は、次に掲げる基準に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

- 1) 原則として同一の原因による災害であること。
- 2) 本市を単位として判定
- 3) 被害が次のいずれかに該当すること。
 - ① 住家を滅失した世帯の数が本市においては、150世帯以上あること（施行令第1条第1項第1号）。
 - ② 千葉県の区域内の住家滅失世帯数が、2,500世帯以上であり、かつ、本市の住家滅失世帯数が75世帯以上であること（施行令第1条第1項第2号）。
 - ③ 千葉県の区域内の住家滅失世帯数が、12,000世帯以上であり、本市の区域内の住家滅失世帯数が、多数であること（施行令第1条第1項第3号前段）。
 - ④ 被害にかかった者の救助に著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号後段）。
 - ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けれるおそれが生じた場合

※滅失の算定方法（災害救助法施行令第1条第2項）

- | | |
|------------|-----|
| イ 全壊、全焼、流失 | 1世帯 |
| ロ 半壊、半焼 | 2世帯 |
| ハ 床上浸水 | 3世帯 |

4 災害救助法適用後の活動方針（災害対応事務局）

- (1) 災害救助法の適用により、災害救助は千葉県災害対策本部長の指揮に基づいて実施されることになるが、本市における災害対応全般の第一次的な責務が市川市災害対策本部長にあることに変わりはない。
- (2) 災害救助法は、本市による災害対応活動の一部を支援するものであり、災害救助法の枠組みにとらわれずに、本部会議が示す方針に従って、必要な対策と並行して実施する。
- (3) 本部会議では、千葉県災害対策本部との対応方針に関する調整を密に行い、各職員や被災現場での対応活動に混乱が生じないよう努める。

5 災害救助法の適用手続（災害対応事務局）

(1) 本市による適用手続

- ア 被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事（千葉県災害対策本部事務局）に報告する。
- イ 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことが



できないとき、本市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 千葉県による適用手続

- ア 知事は、本市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、本市に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。
- イ 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

告 示

○○年○月○日の○○災害に関し○月○日から○○市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

○○年○月○日

千葉県知事 ○○ ○

「災害救助法」による救助の種類

- ・避難所の設置（市）
- ・応急仮設住宅の供与（県、市）
- ・炊き出しその他による食品の給与（市）
- ・飲料水の供給（市）
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（市）
- ・医療・助産（市）
- ・被災者の救出（市）
- ・住宅の応急修理（市）
- ・学用品の供与（市）
- ・埋葬（市）
- ・死体の搜索・処理（市）
- ・障害物の除去（市）



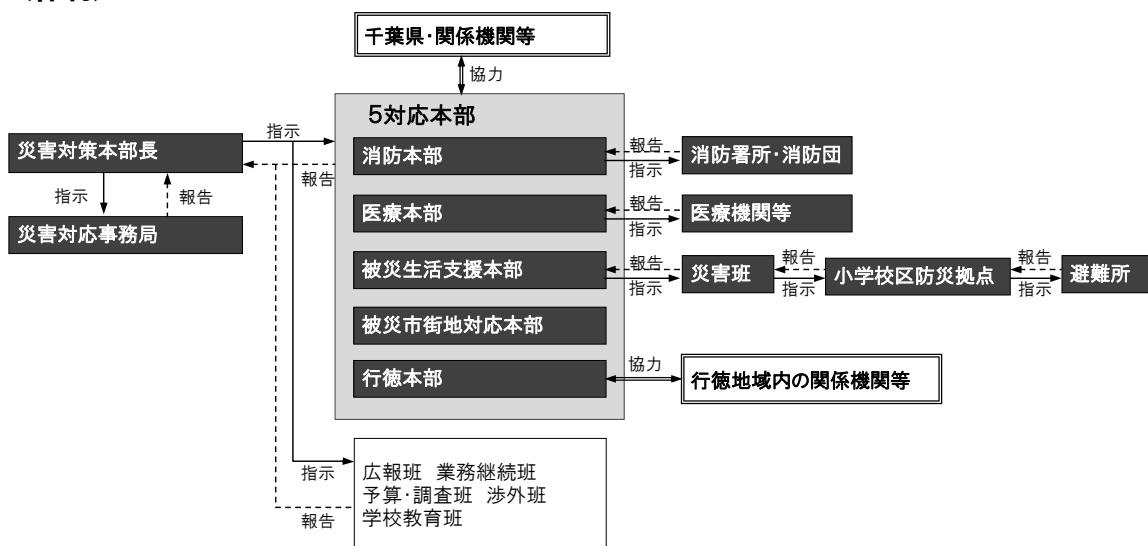
第2節 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達

第1 情報連絡体制の確立

<基本方針>

1. 通信障害が発生した場合、地域防災無線（MCA無線）を有効活用する。
2. 無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合、関係機関へ協力を求めるとともに、緊急性の高い情報をお優先的に収集・伝達することが重要となる。

<体制>



<行動計画>

1 情報連絡の手段

(1) 本市の情報連絡手段

各対応本部、拠点間、防災関係機関との情報連絡は、電話回線の被災や輻輳による通信障害に備えて、地域防災無線（MCA無線）を有効活用するほか、補助的な手段として優先電話回線を用いた情報連絡を行う。

電話回線による情報通信が可能な場合、電話やFAXによる情報通信も積極的に行うとともに、震災対応の各局面に応じて、適当な情報連絡手段を確保・使用する。

ただし、防災行政無線（同報無線）は、主に市民への緊急的な情報提供に用いることとし、各対応本部・拠点間等の情報連絡手段としては使用しない。

連絡先	連絡手段	補助的な手段
災害対策本部 ⇄ 現地対応拠点	地域防災無線(MCA)	電話、FAX等
災害対策本部・現地対応拠点 ⇒ 防災関係機関	地域防災無線(MCA)	電話、FAX等



(2) その他の通信施設の利用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

[他機関の通信施設]

- ・千葉県の無線通信施設
- ・警察通信施設
- ・国土交通省関係通信施設
- ・海上保安庁通信施設
- ・日本赤十字社通信施設
- ・東日本電信電話株式会社通信施設
- ・東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
- ・日本放送協会千葉放送局通信施設
- ・東京瓦斯株式会社通信施設

2 職員の参集・配置時における情報連絡

各職員は、参集途上の被災状況を観察しながら参集し、所属する各対応本部を通じて、被災生活支援本部に報告を行う。参集が困難な場合や参集途上にも、状況が許す範囲で各自の行動予定と周辺状況を災害対策本部に連絡する。

[東日本電信電話株式会社による通信確保のための応急措置]

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおりの応急措置を行う。

- ・通信の利用制限
- ・非常電話、緊急通話の優先、確保
- ・無線設備の使用
- ・特設公衆電話の設置
- ・臨時電報、電話受付所の開設
- ・回線の応急復旧
- ・災害用伝言ダイヤル「171」の提供

3 情報連絡の体系

被災状況に関する情報や、震災対応状況に関する情報は、被災生活支援本部が各対応本部からの情報を取りまとめ、全体の震災対応行動の調整を行う。

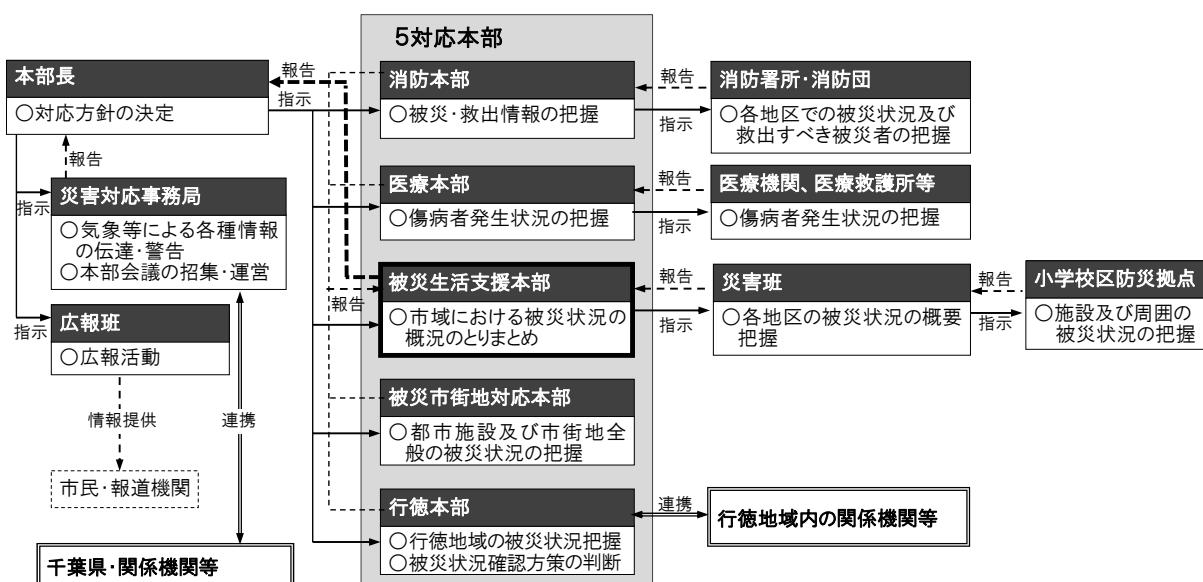


第2 被災情報の収集・伝達

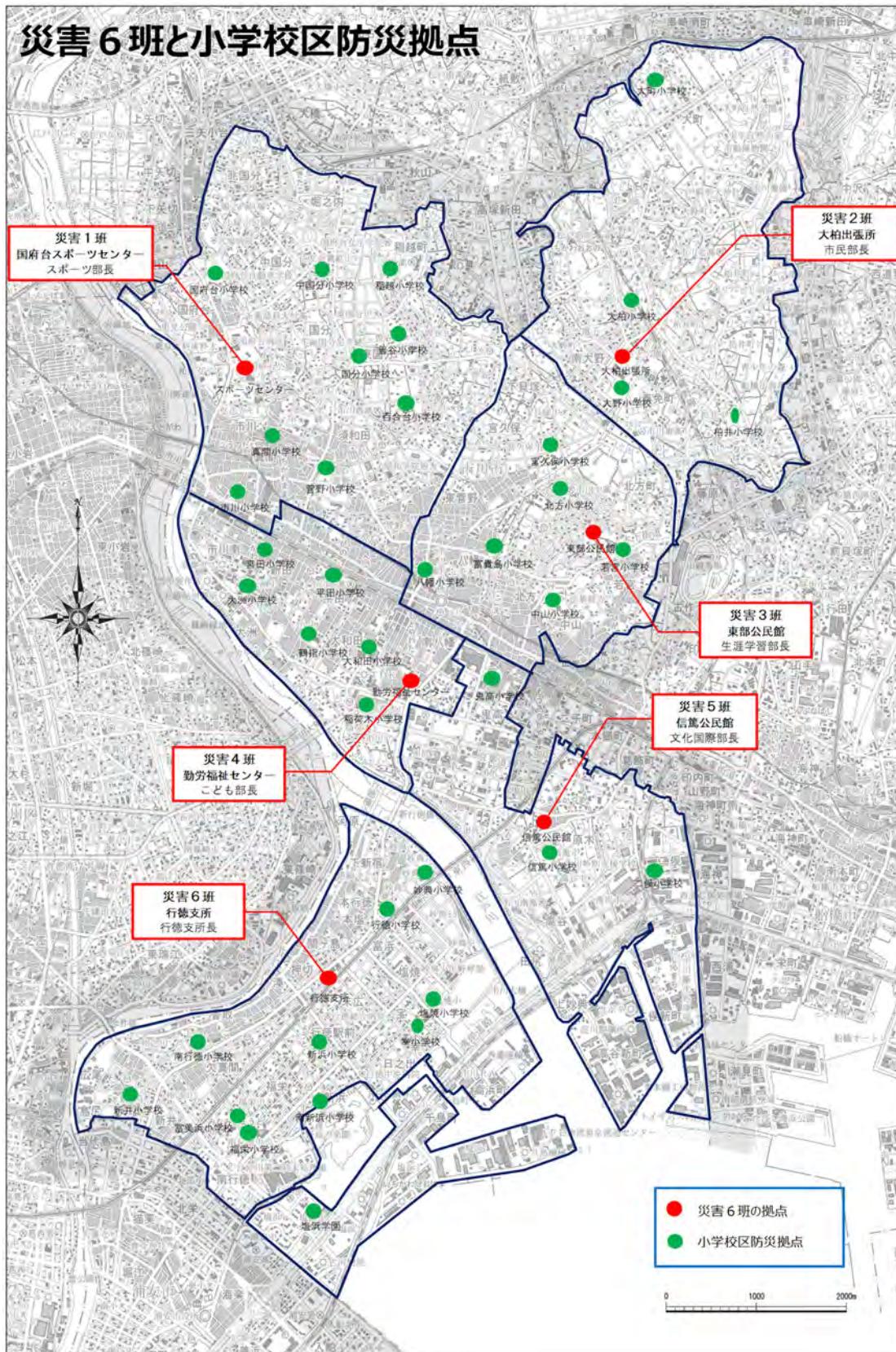
<基本方針>

- 初動時には、「どこで、どのような対応が必要か、どのような対応を優先すべきか」を迅速に判断するため、市内各地の被災状況を概略的にでも把握することが重要である。
- 被災生活支援本部では、小学校区防災拠点や市内各施設からの周辺状況の報告のほか、職員の派遣、防災関係機関や協定事業者、報道機関等からの情報収集等により、迅速な被災情報の収集・確認を行う。

<体制>



災害班・小学校区防災拠点配置図





<行動計画>

1 地震情報や津波予報の伝達・警告（災害対応事務局）

(1) 災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報の伝達

災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について千葉県、警察署又は東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、公共的団体等や地域（自主）防災組織等に通報する。

(2) 地震が発生した場合の初期情報の伝達

本市域又は周辺において、震度5強以上の地震が発生した場合、防災行政無線（同報無線）を通じて市民等に以下の初期情報を伝達する。

- ・大規模地震が発生したこと。
- ・本市が災害対応体制に移行したこと。
- ・災害時行動の注意事項

(3) 地震情報（余震情報を含む）や津波予報の伝達

(2)と同時に、気象庁が発表する地震情報や津波予報についても、確認され次第、市民へ情報提供を行い、必要に応じて警告を発する。

震度速報	「千葉県北西部」及び「東京23区」の震度を発表する。
地震情報	震源位置・規模、「千葉」「東京」の震度を発表し、そのうちどちらか大きな震度が本市の震度に相当する可能性がある旨を伝える。
津波情報	気象庁による津波予報の発表状況に基づき、津波に対する注意・警戒を呼び掛ける。
津波予報	気象庁の発表に基づいて、津波の心配の有無、津波の到達予想時刻、予想される津波の高さを発表する。

(4) 情報収集・伝達の留意点

- ア 円滑な避難や安全確保の観点から、災害を具体的にイメージできるような表現を用いる等、市民等が即座に避難行動に取りかかることができるよう工夫する。
- イ 地震情報や津波予報の伝達にあたっては、気象情報システム、ラジオ、テレビ、電子メール等を活用して、積極的な情報の把握・伝達に努める。
- ウ 気象庁から津波注意報・警報が発表されたとき、又は沿岸地域において震度4以上の地震を感じたときには、津波注意報が届くまでの間、安全な場所で海面状態を監視するとともに、消防署において沿岸部のパトロールを行う。また、市川市漁業協同組合、各関係機関へ連絡し、必要に応じ沿岸部の情報収集等についても協力を得ることとし、逐次、必要な情報の伝達を行う。
- エ 津波は第一波よりも後続波の方が大きくなる可能性があることや、津波警報等が発表されている間は危険性が継続していること等、市民等に対し、継続的に情報を伝達する。

2 被災状況の概況把握（各対応本部）

(1) 被災状況の概況把握・報告（各対応本部）

各対応本部は、以下の情報を収集し、適宜被災生活支援本部へ報告する。



各対応本部・拠点における情報収集の内容

各対応本部・拠点	情報収集の内容
消防本部	火災や救助・救出に関する情報、市民からの通報による被災情報
医療本部	傷病者発生状況
被災生活支援本部	避難所等の被災状況
被災市街地対応本部	都市施設及び市街地全般の被災状況
行徳本部	行徳地域の被災状況
災害班	各地区の被災状況の概況
小学校区防災拠点	各地区の被災状況の概況
消防署所・消防団	各地区の火災発生状況と救出すべき被災者の発生状況
医療救護所	各地区の傷病者発生状況
避難所	施設及び周囲の被災状況
各施設	施設及び周囲の被災状況
道路・鉄道・河川等に関する機関	それぞれが管理する施設の被災状況
警察機関	道路交通の閉塞状況
海上保安庁	海上交通の閉塞状況
協定事業者	事業所とその周囲の被災状況
千葉県災害対策本部	千葉県内の被災状況
報道機関	広域的な被災状況

(2) 被災状況の概況の集約

被災生活支援本部は、各対応本部・拠点・施設から被災情報を収集・集約し、被災規模と災害様相について、災害対応事務局に報告する。

3 本部会議及び千葉県への被災状況報告（災害対応事務局、広報班）

(1) 報告責任者の選任

次の基準により被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	事務分掌	職名
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	災害対応事務局長
取扱責任者	部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各対応本部長

(2) 本部会議の開催

被害の概況が把握された段階で、災害対応事務局は、本部会議（災害対策本部開設前の場合は市長）を招集して、被災状況を報告する。

(3) 千葉県への報告

千葉県（災害対策本部事務局）に対して、千葉県防災情報システム、電話・FAX又は防災行政無線により速やかに被災状況を報告する。

千葉県に報告できない場合は国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について千葉県と併せて総務省消防庁に報告する。



同時多発の火災等により消防本部への通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び千葉県に報告する。

また、千葉県より派遣された情報連絡員と被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等について情報共有を行う。

(4) 市民への被災情報の提供

広報班は、報道機関等を通じて市民に被災情報を提供する。

4 本部会議における対応方針の決定（本部会議、災害対応事務局）

本部会議は、災害対応事務局からの報告に基づいて対応方針を決定し、各対応本部に対応を指示する。

また、千葉県や防災関係機関に対して、本市の被害対応へ協力を要請する。

なお、本部会議を定期的に開催し、適時、応急対策活動への指示を行う。

5 被災状況の確認調査（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、行徳本部、災害班）

(1) 市街地の調査

市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、被災市街地対応本部及び災害班等は必要に応じて現地調査を行い、市街地や各施設の被災状況を確認する。

ア この調査は、二次災害の防止と対応活動に用いる施設確保を目的としているため、簡易的手法による迅速な確認を心がける。

イ 被害が大規模であったり、参集困難な職員が多い等の理由で、調査を迅速に進めることが困難な場合、二次災害防止の目的を優先し、被災生活支援本部に集められた被災情報に基づいて、優先的に確認すべき箇所や施設を絞り込んだ調査を実施する。

ウ 水防法に基づく水防管理団体として、隨時区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 施設管理者等による調査

上水道供給施設や電力供給施設等については、施設管理者である指定公共機関に対し、被災状況の調査及び被災生活支援本部への報告を依頼する。

(3) 被災生活支援本部への報告

災害班は、担当地域・施設の調査後、被災生活支援本部へ報告を行う。

(4) 被害状況のとりまとめ

被災市街地対応本部は、被災状況を地図上等に整理し、被災生活支援本部を通じて、災害対応事務局へ報告し、その後の対応活動に備える。

(5) 行徳地域における橋りょう被災時の被災状況の確認

ア 旧江戸川や江戸川放水路を渡る交通手段が途絶した場合、勤務時間内においては行徳地域に勤務している職員、勤務時間外においては予め定めた緊急初動配備職員による被災状況の確認を行う。

イ 被災市街地対応本部は、江戸川放水路を渡る交通手段を確保する。なお、行徳地域での被災が深刻で、二次災害の防止に向けた迅速な判断と対応が求められる場合、行徳本部長は、対応状況等に応じて以下の方策等を判断し、各職員等に対応を指示する。

- ・行徳地域内の建設業者や建築士に被災状況の確認を依頼する。

- ・被災市街地対応本部等による被災状況確認が行われるまで、余震等による二次災害の危険性がある



第3章 地震応急対策計画
第2節 迅速な情報収集・整理、
正確な情報の伝達

施設の利用やその周辺地域への立入りを制限し、広域避難場所等における屋外テントでの避難・対応を中心とする。

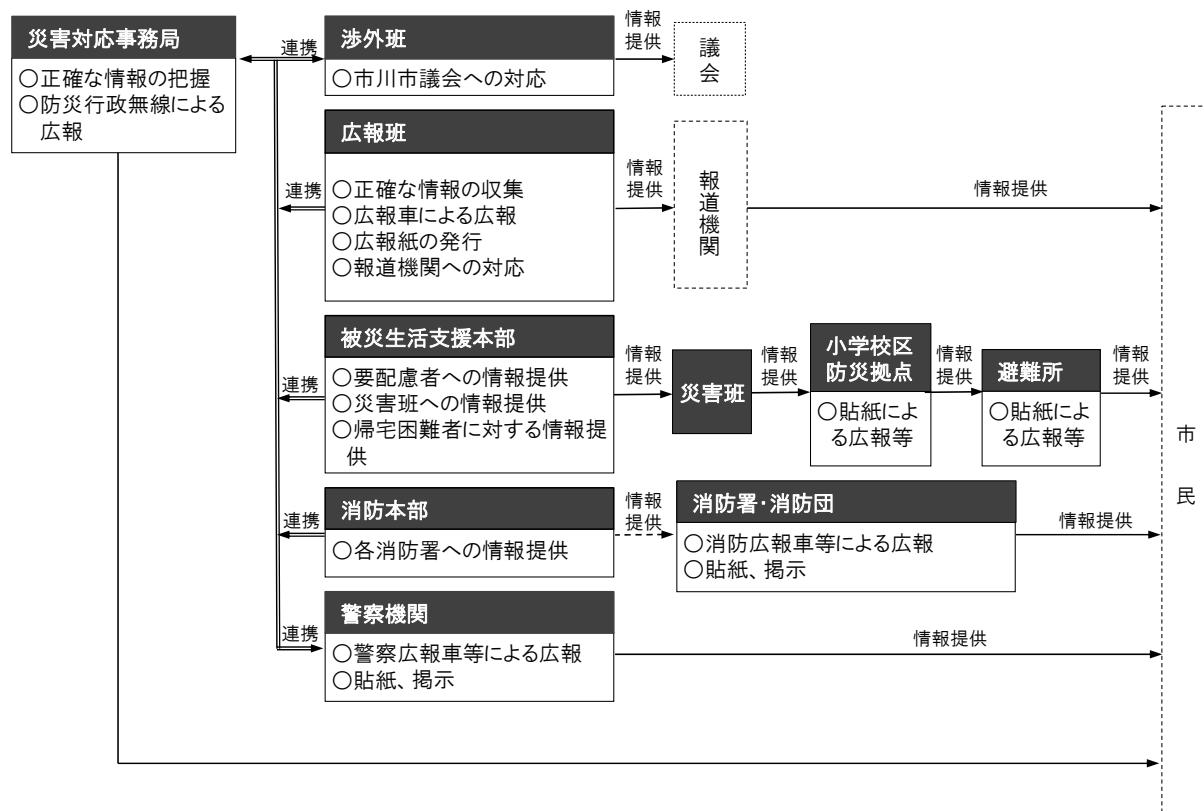
- ウ 行徳橋、新行徳橋、市川大橋、妙典橋の被災状況確認について、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等の協力を得て、迅速な調査を実施する。

第3 広報活動の実施

<基本方針>

- 震災時には被災地での情報収集手段は限られており、情報の混乱も発生する。
- 市民は、被災の全体状況を把握できず、自らの身を守るためにどんな行動をとればよいのかの判断が付くにくい。
- 各対応本部は、市民の不安感や本市の対応に対する不満感を緩和し、状況に適した対応行動を促すために、適時、市民に伝えるべき情報を整理して、災害対応事務局及び小学校区防災拠点等を通じ、きめ細かな広報活動に努める。

<体制>



<行動計画>

1 市民への広報（災害対応事務局、広報班、災害班、小学校区防災拠点）

- (1) 災害対応事務局及び広報班は、市民に対し、地震に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。
- (2) 災害班及び小学校区防災拠点では、市民の被災生活等に関する地区情報を収集・整理し、広報班と連携して、各地区で広報活動を実施する。
- (3) 市民に広報すべき内容と、それぞれの広報の方法は次頁の表を基本とする。



情報内容	無線	Web	メール	SNS	電話配信サービス	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV FM放送
① 地震情報や津波の予警報	○	○	○	○	○							○
② 余震情報		○	○	○				○				○
③ 被災状況の概要	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
④ 交通規制に関する情報	○	○	○	○	○		○	○		○		○
⑤ 応急医療体制	○	○	○	○	○	○	○	○				○
⑥ 避難情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
⑦ 危険区域に関する情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
⑧ 避難所に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○
⑨ 要配慮者対策に関する情報		○	○	○			○	○			○	○
⑩ 水、食糧・物資の供給に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○
⑪ 物資の流通等に関する情報		○	○	○		○	○	○		○	○	○
⑫ し尿やごみの収集に関する情報		○	○	○		○	○	○			○	○
⑬ 入浴施設に関する情報		○	○	○		○	○	○			○	○
⑭ ボランティア活動に関する情報		○	○	○			○	○			○	○
⑮ 動物救護及び飼育支援に関する情報		○	○	○			○	○			○	○
⑯ 労務希望者の募集		○	○	○			○	○			○	○
⑰ 市民生活再建支援に関する情報		○	○	○			○	○			○	○
⑱ 被災者住宅の斡旋に関する情報		○	○	○			○	○			○	○
⑲ 応急教育の実施に関する情報		○	○	○			○	○			○	○
⑳ 公共施設の復旧見通しに関する情報		○	○	○			○	○			○	○
㉑ 産業復旧支援に関する情報		○	○	○			○	○			○	○

(注) Web ; 本市公式W e b サイトによる広報

無 線 ; 防災行政無線（同報無線）による広報

消 防 ; 消防署及び消防団による広報活動

広報車 ; 広報車による巡回

警 察 ; 警察機関による広報活動

広報紙 ; 緊急広報紙の発行

貼 紙 ; 避難所等における貼り紙

相談室 ; 臨時市民相談室における情報提供

C A T V・F M 放送 ; ジェイコム千葉、ペイエフエム等による広報

メ リ ； メ リ 情 報 配 信 サ ー ビ ス に よ る 情 報 提 供

S N S ; 本 市 フ ェイ ス ブ ッ ク 、 X (I Dツイッタ) 、 L I N E 等 に よ る 広 報

電 話 配 信 サ ー ビ ス ； 電 話 ま た は F A X に よ る 情 報 提 供

(4) 被災生活支援本部、災害班及び小学校区防災拠点では、上記の他にも市民が被災生活を送る上で必要な情報を収集・整理し、情報の内容に応じた適切な方法によって、市民へ正確な情報が迅速に届けられるよう努める。

(5) 広報の方法については、要配慮者にも確実に伝わるよう、被災生活支援本部との連携により、情報提供手段の工夫を行うよう心がける。

(6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、広報班を通じて帰宅困難者に對して情報を提供する。また、帰り先の被災状況等の情報についても併せて提供できるよう努める。



2 市川市議会への対応（渉外班）

- (1) 議会による震災応急対策を支援するため、情報提供等を行う。
- (2) 議会での検討が求められる課題の整理を行い、必要に応じて議会を招集・開催する。

3 報道機関への対応（広報班）

- (1) 報道機関への被災状況や対応方針の発表等の情報提供のため、以下の対応を実施する。
 - ・報道担当者の明示
 - ・記者会見の設定
 - ・プレス発表用資料の作成
 - ・本部室等へのマスコミの立入制限
 - ・プレス室の設置
- (2) 広報班では、必要に応じ、「災害時における放送要請等に関する協定（災害対策基本法第57条）」に基づいて、C A T V・F M放送をはじめ各報道機関への放送要請を行い、市民に対しても、テレビ・ラジオ等による情報収集を呼び掛ける。

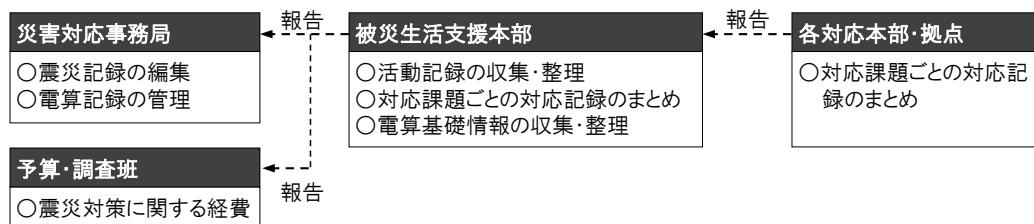


第4 被災記録の整理

<基本方針>

- 震災対応は、同時に多くの業務を遂行するため、いつ、誰が、どのような対応を行ったのかがわからなくながちである。
- その結果、災害対応組織の内部で対応行動の混乱が発生する危険性がある。
- 各対応本部にそれぞれ記録係を置き、適時、記録をまとめる。
- 災害対応事務局は、各記録を収集・整理し、震災対応の全体像を把握すると同時に、公式の記録として整理する。

<体制>



<行動計画>

1 各対応本部・拠点における活動記録の整理

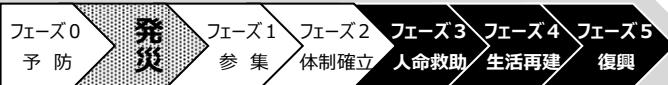
各対応本部、各班、各拠点にそれぞれ記録係を置き、課題ごとに記録をまとめ、その後の対応行動に資するものとする。

なお、災害班は管轄する地域及び小学校区防災拠点で実施された対応の記録、小学校区防災拠点はその地区で実施された対応の記録を取りまとめる。

本部・班	記録内容
消防本部	消防署所・消防団等の活動記録
医療本部	医療救護所等の活動記録
被災生活支援本部	避難所等における被災生活支援活動の記録
被災市街地対応本部	各種施設の被災状況や被災対応措置等の記録
災害班	管轄地域の被害状況や小学校区防災拠点における対応状況等
小学校区防災拠点	各地区で実施された被災者の生活支援活動、被災市街地の管理等の活動の記録
災害対応事務局	以上の記録、関係機関等による対応活動の記録のとりまとめ

2 各対応本部・拠点間の記録の相互活用（被災生活支援本部）

- (1) 応急対策に関する各種記録を収集・管理し、各対応本部・拠点間で相互活用が図れるよう、各対応本部・拠点の照会に応じて記録を提供して、対応行動の統一性の確保と円滑化を図る。また、市民の安否や避難先等、市民にとって必要な記録については、市民からの照会に応じる。
- (2) 市民向けの記録は、災害班を通じて小学校区防災拠点等にも送付し、小学校区防災拠点による市民対応を可能にする。



3 記録整理における電算情報の活用（災害対応事務局）

各対応本部・拠点に既存の電算基礎データを提供し、対応行動における活用に協力する。

4 災害対応にかかる経理（予算・調査班）

予算・調査班は、各対応本部・拠点に対して災害対策に関する経費の報告を求め、本部会議や議会に報告できるよう集計・整理する。

5 地震記録の編集（災害対応事務局）

各対応本部・拠点で整理された全ての記録を収集・整理し、公式記録として編集する。

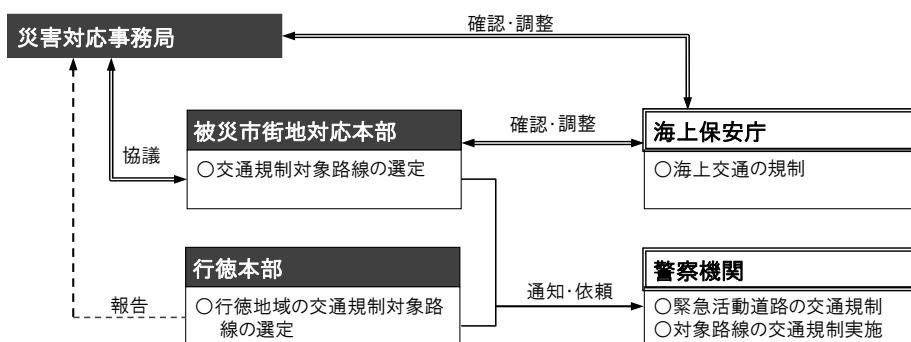
第3節 災害の拡大防止措置

第1 交通規制の実施

<基本方針>

1. 道路基盤が不十分な本市では、緊急活動道路の確保が大きな課題である。
2. 特に行徳地域では、行徳橋、新行徳橋、市川大橋、妙典橋の通行を確保できなければ、震災対応に大きな支障をきたす。
3. 消火・救出活動や広域避難活動等の直後対応に備えて、緊急活動道路については、警察機関が車両交通の規制を行う。

<体制>



<行動計画>

1 道路・橋りょうの交通規制（被災市街地対応本部、警察機関）

(1) 警察機関等による交通規制

ア 大規模地震時の交通規制

震災時の直後対応における緊急車両の通行を確保するために、警察機関は暫定措置として、緊急活動道路における一般車両の交通を規制する。

イ 直下地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下地震が発生した場合、交通規制は、次の計画に基づき、実施される。

- ・京葉東葛地域直下地震発生時の交通規制計画
- ・南房総地域直下地震発生時の交通規制計画

(2) 本市による交通規制の実施（被災市街地対応本部）

ア 交通規制路線の検討

緊急活動道路の被災状況や避難活動、応急対策活動の状況を踏まえて、改めて交通規制対象路線を選定し、災害対応事務局との協議により、これを確定する。

イ 交通規制対象路線選定の視点及び交通規制の内容

- ・危険箇所の通行による二次災害発生の防止（全面通行禁止）
- ・緊急活動道路の確保（緊急活動車両用に2車線確保）
- ・国・千葉県による規制路線との連携・調整



ウ 警察機関への通知

交通規制対象路線が確定した場合、災害対応事務局を通じ、警察機関にその旨を通知し、対象路線の交通規制実施を依頼する。

2 海上交通の規制（海上保安庁、災害対応事務局）

- (1) 海上保安庁は、応急対策活動における海上交通の活用に備えるために、港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、信号所又は巡視艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要に応じて一般船舶の航行制限を実施する。
- (2) 応急対策活動において海上交通及び河川交通を活用する場合、災害対応事務局は、海上保安庁との協議により規制内容の確認・調整を行う。

3 行徳地域における交通規制（被災市街地対応本部、行徳本部、警察機関）

- (1) 行徳地域では、行徳橋、新行徳橋、市川大橋、妙典橋における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、交通の混乱及び交通事故の発生するおそれがある場合、又は市長からの要請があった場合には、警察機関は、行徳橋、新行徳橋、妙典橋への一般車両の進入を全面的に禁止する。併せて、市川・浦安バイパスの通行も制限する。
- (2) これらの措置は、交通の混乱及び交通事故の発生するおそれが解消するまで継続する。
- (3) その他の路線の交通規制については、被災市街地対応本部に委ねることを原則とするが、被災市街地対応本部が交通規制路線の選定を行えない場合には、以下の対応とする。
 - ア 行徳本部の判断により選定し、行徳本部から災害対応事務局への報告をもって選定とみなす。
 - イ 警察機関への交通規制対象路線の通知と、交通規制実施の依頼も行徳本部が実施する。

4 緊急通行車両の確認等（千葉県）

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求める。
- イ 前記の場合、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 車両の使用者は、交付を受けた標章を当該車両の助手席側の内側ウインドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両の災害発生前の確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付す



第3章 震災応急対策計画 第3節 災害の拡大防止措置

る。

- ウ 標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

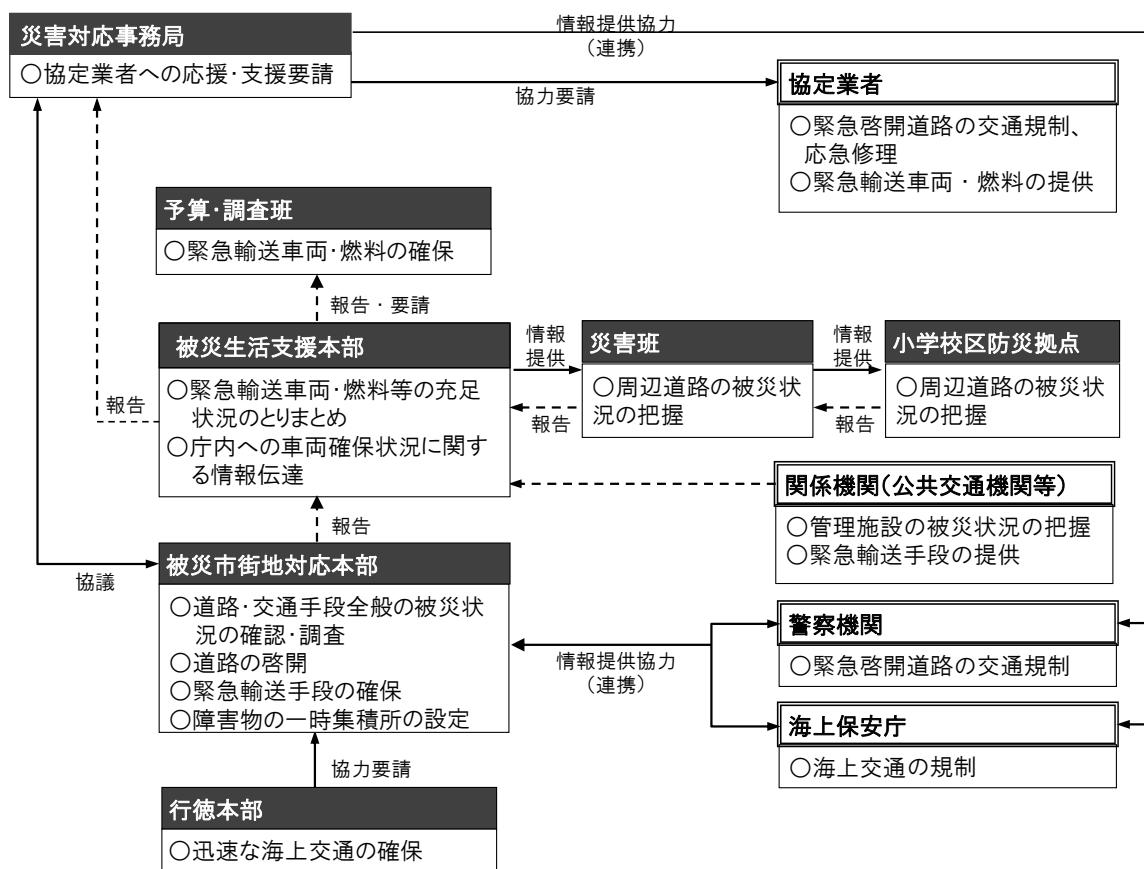


第2 道路・交通手段の確保

〈基本方針〉

1. 水・食糧・物資の運搬供給等、市民の被災生活支援のために、緊急車両の通行が増大する。
 2. 事前対策として、被災市街地対応本部は、できるだけ早い段階で道路上の瓦礫や車両の撤去、応急修理に着手し、道路啓開を急ぐ。
 3. 道路交通だけでは十分な輸送の確保が見込めない場合、船舶やヘリコプター等代替交通手段の確保に努める。
 4. 行徳地域では、江戸川放水路を渡る通行の確保が重要なため、早期に船舶等による交通手段の確保を検討する。

〈体制〉



〈行動計画〉

1 道路・交通手段の被災状況の確認（被災市街地対応本部）

- (1) 市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、必要に応じて、以下の優先順位により、道路・橋りょうの被災状況を確認し、被災生活支援本部へ報告する。

 - ア 緊急輸送道路・緊急活動道路（橋りょうを含む。）の被災状況
 - イ 河川堤防の被災状況
 - ウ 一般市道（橋りょうを含む。）の被災状況
 - エ その他の道路・橋りょうの被災状況

- (2) 被害が大規模な場合、協定に基づき市内の建設業者等の協力を得る。
- (3) 関係機関への問い合わせや災害班や施設等からの報告により、道路・交通手段の被災状況を確認する。

区分	項目	関係機関
河川・港湾	管内河川の被災状況	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所江戸川河口出張所
	千葉県が管理する港湾の被災状況	<u>千葉県</u> 葛南港湾事務所
	各企業の港湾施設の被災状況	市川共同防災センター
	市川漁港の被災状況	市川市漁業協同組合
道路	国道・県道の被災状況	千葉県葛南土木事務所
	京葉道路の被災状況	東日本高速道路株式会社
	首都高速湾岸線の被災状況	首都高速道路株式会社
鉄道	JR 総武線・武蔵野線・京葉線の被災状況	東日本旅客鉄道株式会社 市川駅
	京成線の被災状況	京成電鉄株式会社 市川真間駅
	東京地下鉄東西線の被災状況	東京地下鉄株式会社 行徳駅
	北総鉄道の被災状況	北総鉄道株式会社 東松戸駅
	都営地下鉄新宿線の被災状況	東京都交通局 本八幡駅
バス	京成バスの運行状況	京成バス株式会社
	京成トランジットバスの運行状況	京成トランジットバス株式会社

2 道路の啓開（被災市街地対応本部）

- (1) 被災市街地対応本部は、災害対応事務局との協議により、道路・橋りょうの被災状況と応急対策活動状況に基づいて、緊急啓開道路を選定する。
- (2) 緊急啓開道路の選定に当たっては、以下の視点に留意し、路線の優先順位を定めて道路啓開に当たるものとする。
 - ア 予め定められた緊急活動道路
 - イ 被災した緊急活動道路の迂回路
 - ウ 防災倉庫等の防災資器材を備蓄してある場所に通じる道路
- (3) 障害物の除去にあたっては、被災市街地対応本部において瓦礫等の仮置場を設定し、道路上の瓦礫等を一時的に搬入する。
- (4) 道路啓開活動は、被災市街地対応本部が協定を締結している建設業者に協力を要請して、道路上の障害物除去及び応急修理を実施する。
- (5) 警察機関による交通規制を実施して、道路交通の確保と円滑化を図る。

3 緊急通行車両の通行（被災市街地対応本部）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両が発生し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、次の事項を実施する。



(1) 緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策

予め区間を指定して以下の対策を実施する。

なお、区間を指定する場合は、原則として千葉県公安委員会に必要事項を通知し、区間指定後は速やかに周知を行う。

ア 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令

イ 運転者等の不在時は、道路管理者等が自ら車両を移動（やむを得ない限度で破損を容認する。）

(2) 土地の一時使用

やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

(3) 国・千葉県との連携・調整

災害対策基本法に基づき、国や千葉県からの指示を受けた場合、必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、千葉県に対し道路啓開を要請する。

4 緊急輸送車両・燃料等の確保（予算・調査班）

(1) 対応人員や応急物資等の緊急輸送に向けて、緊急輸送用の車両と燃料の確保に努める。

(2) 確保した車両は、知事又は公安委員会に「緊急通行車両」の確認を求め、標章及び確認証明書の発行を受けておく。

5 緊急輸送手段の確保（被災市街地対応本部、関係機関）

緊急輸送は道路交通に限らず、被災市街地対応本部と災害対応事務局との協議により、鉄道輸送、水上輸送、空輸等、総合的な手段の活用を検討する。

手段	内容
水上輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○水上輸送に活用できる河川堤防・港湾施設等については、それぞれの管理者が迅速に応急補修を行って、水上輸送に備える。 ○水上交通には、千葉県所有の船舶、海上保安庁による協力、市川市漁業協同組合との協定による協力のほか、民間による輸送も考える。 ○海上交通に関する交通規制は、海上保安庁が行う。
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等による空輸に備えて、市内 7カ所に指定されているヘリポートの他、必要に応じて被災地内外の空地をヘリポートに指定する。
鉄道輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道管理者との協議により、緊急輸送手段としての鉄道の活用を検討する。

6 行徳地域における緊急輸送手段の確保（行徳本部）

(1) 行徳地域は河川と海に囲まれているため、地域内の道路交通の確保とともに、水上交通の確保が極めて重要である。

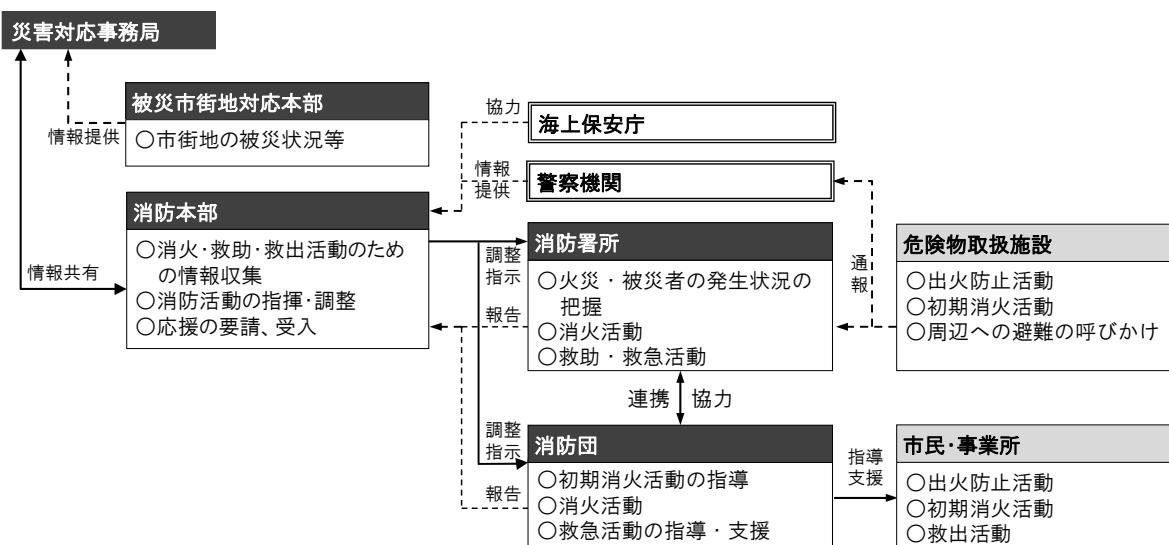
(2) 行徳本部では、被災市街地対応本部による対応を待たずに、迅速な水上交通の確保を図り、必要に応じて被災市街地対応本部に協力を求める。

第3 消火・救助・救急活動の実施

<基本方針>

- 本市では、大規模地震時には火災による被害が最も大きいと想定されている。
- 消防力の増強を図っているが、本市の道路事情等を考えると、市民による初期消火・救出活動が極めて重要であり、自治（町）会を中心とした市民による初期消火・救出活動を体制に位置づけ、各地域の総力をあげて、延焼火災の防止と人命救助を図る。
- 大規模地震においては、建築物等の倒壊、落下物、パニック及び火災等により広域的かつ集中的に救助・救急事象の発生が予想されるので、これらに対処するための体制を確保し、迅速的確な活動にあたるものとする。
- 消防活動の実施にあたっては、常に安全に対する配慮と確認を行ながら任務を遂行する。

<体制>



<行動計画>

1 消火・救出活動のための情報収集（消防本部）

(1) 情報の収集

地震発生後、市民からの通報やドローンからの監視等の方法によって、速やかに市内の火災発生状況や延焼拡大の危険性、救出すべき被災者の発生状況等について把握に努める。

(2) 情報の共有化

隨時、把握した情報を災害対応事務局に報告し、また、災害対応事務局で入手した情報の提供を受け、相互に情報の共有化を図る。

消火・救出活動に活用できる道路を把握するために、消防署所や消防団からの報告のほか、被災市街地対応本部や警察機関から情報提供を受け、道路の被災状況や交通状況の把握に努める。

(3) 消防署所・消防団による情報収集

消防署所及び消防団は、担当区域で発生している火災や救出活動を必要とする被災箇所を発見して消防本部へ報告するとともに、消防本部からの情報の提供に応じて出火点や被災箇所の確認を行い、担当区域における火災発生状況と救出すべき被災者の発生状況の把握に努める。



2 初期消火活動（消防団、市民、事業者）

初期消火活動は、出火が確認された場合には可能な限り迅速に行われる必要があるため、市民及び事業者の自主的な活動を基本とする。

（1）市民及び事業者の初期消火

自治（町）会等を中心に、市民及び事業者は、地震発生後の出火の防止に努めるとともに、身近に出火を確認した場合には速やかに消防機関への通報を行い、積極的な初期消火活動を行う。ただし、火が初期消火可能な範囲を超えて拡大した場合には、身の安全確保を優先する。

（2）消防団の初期消火

消防団は、市民及び事業者に対して出火防止活動と初期消火活動を呼び掛け、人的被害の発生が心配される火災や延焼拡大が心配される火災を優先して初期消火活動が行われるよう指導する。

（3）危険物等を扱う事業者の初期消火

危険物等を扱う事業者は、火災発生のおそれがある場合、自衛消防組織による出火防止活動と初期消火活動を行うと同時に、消防機関・警察機関への通報、周辺への避難の呼掛け及び立入禁止措置を行う。

（4）施設管理者の初期消火

施設管理者は、揺れが収まった直後に、施設からの出火防止を図り、出火が確認された場合には、施設利用者の避難誘導を行うと同時に初期消火活動に努め、火災発生の旨を消防機関に通報する。

3 消火活動（消防本部、消防団、海上保安庁）

（1）消防本部による消火活動

ア 消防活動の方針

消防本部長は、火災の全体状況に応じて以下の方針で消防活動を指揮する。

- ・消防力に対して火災件数が少ないと判断した場合、積極的な防ぎよを行い、一挙鎮圧を図る。
- ・火災件数が消防力を上回ると判断した場合、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎよる。
- ・火災が随所に発生し、消防個々の防ぎよでは効果を収め得ない場合、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防ぎよを行う。
- ・被害があまりにも甚大で消防個々の防ぎよでは全く効果がないと予想される場合、全力を尽くして避難者の避難路等の安全確保のための防ぎよを行う。
- ・耐火建築物等の火災で他への延焼の危険が少ない場合、他の延焼火災を鎮圧した後、防ぎよる。
- ・大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼の危険のある部分のみを防ぎよし、後に他の部分を防ぎよる。

イ 消防活動の調整、指示

消防本部は、消防本部長の指揮に従って消防計画を作成又は修正し、消防署所・消防団等による消防活動の調整、指示を行う。

ウ 消火活動の実施

各消防署所は、担当区域での火災発生状況の確認後、消防本部が定める消防計画に基づいて、消防活動を行う。



(2) 消防団による消火活動

消防団は、消防署所の活動を補完するための消火活動を単独又は消防署所と協力して行う。

(3) 市民、事業者による消火活動

初期消火活動後も可能な限り協力して、火災の拡大を防ぐために消火活動を行う。

(4) 海上保安庁による消火活動

海上保安庁は、海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて消防本部による消火活動に協力する。

4 救出活動（消防本部、消防団）

(1) 市民、事業者による救出活動

ア 自治（町）会等を中心とした市民及び事業者は、相互に近隣住民の安否を確認しあい、救出すべき被災者を確認した場合には、近くに火災発生の危険性がないことを確認した上で、可能な範囲での救出活動を行う。

イ 近くで出火や火災が確認された場合には、消火活動を優先して行い、鎮火後に救出活動を行う。

ウ 救出活動を行う際には、余震等により救出活動の従事者が被災してしまうことのないように注意し、危険のおそれがある場合には消防機関に通報して到着を待つ。

(2) 消防団による救出活動

消防団は、市民及び事業者による救出活動の概況を把握し、効率的な人命救助と二次災害の危険性の回避について、市民、事業者に対し、指導・支援を行う。

(3) 消防署所による救出活動

消防署所は、市民及び事業者又は消防団の求めに応じて救出活動を行う。

(4) 消防本部による救出活動

消防本部では、救出すべき被災者の発生状況に応じて部隊を適正に配置し、効率的な人命救助を行う。

5 救助救急活動

(1) 活動・出動の原則（消防本部）

救命処置を要する重症者を優先して、救助救急活動を行う。

救助救急を伴う場合は、努めて救急隊と消防隊等が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は、救急隊が次の優先順位により出動する。

- ①延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合、火災現場付近を優先する。
- ②延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合、多数の人命を救護することを優先する。
- ③同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合、救命効率の高い事象を優先する。
- ④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 傷病者の救急搬送（消防本部、医療本部）

ア 救命処置を要する者を優先して、傷病者の救急搬送を行う。なお、搬送に際しては、消防署、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院、国保直営総合病院君津中央病院のドクターヘリコプター、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターにより行う。

イ 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。



(3) 傷病者多数発生時の活動（消防本部、医療本部、消防団、市民）

- ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に応急救護所を設置し、消防隊等、医療救護班との密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、地域（自主）防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

6 資器材の調達（消防本部）

装備資器材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用し、装備資器材等に不足を生じた場合は、その関係機関が保有するもの又は民間事業者からの借入等を図り、消火・救出及び救助・救急に万全を期する。

7 危険物等の対策（消防本部）

高圧ガス等の保管施設の应急措置のため、消防本部は必要に応じて保安措置等についての指導及び関係機関との情報連絡を行う。

8 応援の要請（消防本部）

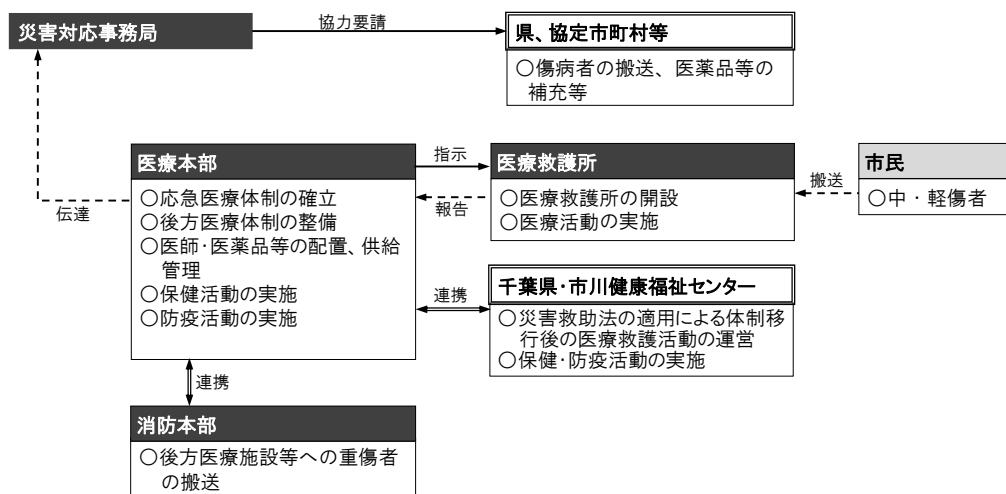
- (1) 消防本部長は、千葉県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な消防相互応援を実施する。
- (2) これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、千葉県内消防機関相互の連携強化に努める。

第4 応急医療活動の実施

<基本方針>

1. 応急医療活動については、千葉県によって災害救助法に基づく対応計画が示されているが、応急医療へのニーズは地震発生の直後から発生し、災害救助法に基づく対応では間に合わない可能性がある。
2. 市川市災害医療コーディネーター及び市川市医師会等の協力により、地震発生直後に、自動的に本市独自の応急医療体制を立ち上げ、速やかな応急医療活動の実施を図る。

<体制>



<行動計画>

1 医療活動

(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部）

ア 震度5弱若しくは5強の地震の発生又は市長からの指示があった場合

本市域で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、医療本部は、以下の方法によって市内の傷病者発生状況や医療機関の被災状況を速やかに把握・推測し、必要に応じて、担当職員に被害が甚大な地域における医療救護所の開設を指示する。

- ・消防本部に対する救急出動要請状況の確認
- ・各医療機関への問い合わせ
- ・災害対応事務局、又は災害班に対する各地区の被災概況の確認

イ 震度6弱以上の地震が発生した場合

本市域で震度6弱の地震が発生した場合は、医療本部の指示により、6箇所の医療救護所を開設するものとし、医療救護所の開設担当職員は、直ちにあらかじめ定められた医療救護所に参集・配置し、医療救護所の開設に努めるものとする。なお、震度6強以上の地震の際は、医療救護所を自動開設する。

- a 医療救護所の開設担当職員は、医療救護所に指定されている施設の施設管理者の協力を得て、医療救護所を開設する。その際、施設管理者が施設の開錠を行い、開設担当職員が薬品備蓄庫の開錠と、医療救護活動に必要な水、電力等の確保に努める。

- b 医療救護所における応急医療活動を担当する医師等は、医療本部からの要請に基づく参集・配置を原則とするが、地震情報を覚知した場合には、速やかに自主参集・配置し、医療救護所の開設に協力するよう心がける。
- c 医療救護所の開設担当職員は、医師等の参集・配置後、医療本部に開設の旨とともに患者概要や周辺状況等の事項について報告する。
- ウ** 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、広報班の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。

(2) 医療活動（医療本部、消防本部、関係機関）

医療救護所における負傷者のトリアージ、応急処置及び助産は「災害時等の医療救護活動についての協定書」等に基づいて、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会、公益社団法人千葉県柔道整復師会市川・浦安支部の医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師からなる救護班が実施する。

- ア 医療救護所の現場責任者は本市にあるが、現場指揮は原則として医師会の医師が統括する。
- イ 医療救護所の開設担当職員は、医療本部との連絡や救護班の補助を行う要員として医療救護所に留まり、隨時、活動状況等の報告等の活動を行う。
- ウ 医療救護所への負傷者の搬送は、原則として消防署所が行うが、多数の負傷者が発生した場合には、消防署所による十分な対応は困難になると予想される。
- エ この場合、応援協定等に基づき他機関の要請を図るとともに、消防署所は重症者等を優先して搬送活動を行うものとし、中等症・軽症者については、消防団や市民の協力によって行うものとする。

(3) 医薬品等の確保（医療本部）

- ア 医療救護所に必要な医薬品等は、「災害時等の医療救護活動についての協定」に基づいて、市川市薬剤師会の薬剤師が、医薬品備蓄倉庫等から調達・運搬する。
- イ 医療本部は、医療救護所からの報告に基づいて医薬品等の使用状況を管理し、必要に応じて各医療救護所への配分を定める。
- ウ 人工透析等の特殊医療については、十分な応急給水体制が整うまでの間、医療用井戸を保有する病院を中心に実施する。

(4) 後方医療体制（消防本部）

- ア 医療救護所で対応できない重症者については、千葉県指定の災害拠点病院をはじめ、後方医療を担当する病院で受け入れを行う。各病院への重症者の搬送は消防署所が実施する。
- イ 消防本部では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重症者の受け入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。

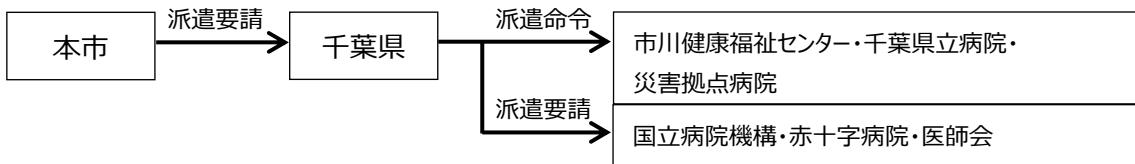
(5) 千葉県及び相互応援協定に基づく応援要請

本市の行う応急医療では処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国等その他関係機関の応援を要請する。

- ・傷病者の搬送等の協力
- ・医薬品等の補充



応援体系



(6) 活動体制の調整（医療本部）

医療本部は、市内の応急医療活動状況と広域医療活動状況等に応じて以下の対応を図り、災害発生後3日を目処に、活動体制の整備を行う。

- ① 応急医療活動に従事する医師等の配置調整
- ② 千葉県及び協定を結ぶ市町村に対する救護班派遣要請の検討
- ③ 派遣された千葉県救護班やボランティア救護班の受入れ
- ④ 医療救護所への千葉県救護班等の配置

(7) D M A Tの派遣要請

市長又は消防本部長は、千葉県D M A T運営要綱第20条派遣要請の基準に該当する場合、同要綱第22条派遣要請の特例に従い、千葉県消防広域応援基本計画に定める広域応援総括機関である千葉市消防局へ、千葉県知事に対するD M A Tの派遣要請を依頼する。

2 保健活動（医療本部）

医療本部が組織横断的な保健・福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。

- (1) 市川市医師会の協力のもとに、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
- (2) 食中毒予防のため、食品衛生指導及び検査の徹底を図る。
- (3) 状況に応じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を要請し、対応にあたる。

3 防疫活動（医療本部、被災市街地対応本部）

(1) 防疫活動

医療本部は千葉県健康福祉部、市川健康福祉センター及び被災市街地対応本部と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、以下の防疫活動を行うとともに、患者の発生状況や防疫活動の状況等を隨時、千葉県に報告する。

- ア 感染症及び食中毒等に関する情報の収集と市民等への広報
- イ 検病調査、健康診断及び臨時予防接種の実施
- ウ 飲料水の検水及び市民等への飲料水に関する情報の広報、指導

(2) 消毒の実施

医療本部は被災市街地対応本部とともに、以下の消毒を実施する。

- ア 避難所を中心とした衛生状況の概況管理
- イ 消毒に必要な薬剤及び資器材、作業員の確保
- ウ 「災害時防疫活動協力に関する協定」を締結している業者及び「災害時における支援に関する協定」を締結している市川市農業協同組合の協力により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条に基づく消毒の実施



4 動物対策（千葉県健康福祉部）

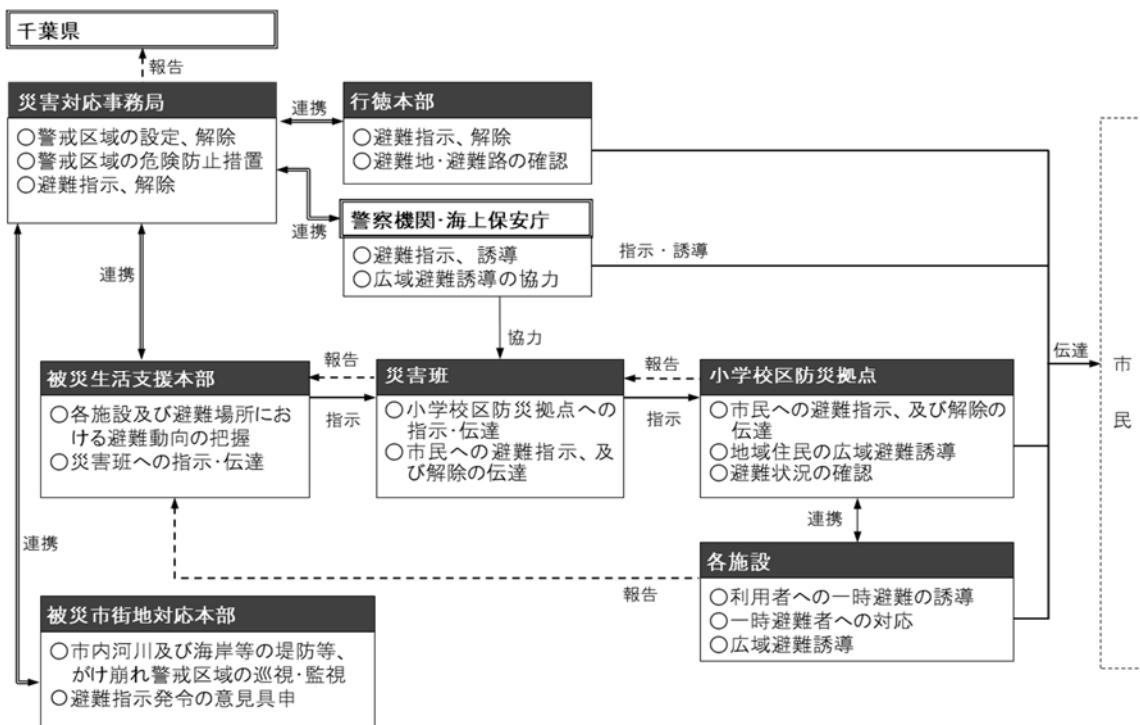
市川健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

第5 避難情報の発令

<基本方針>

- 市民の活動時間帯に地震が発生した場合、各公共施設の施設管理者は、施設利用者の安全確保と応急避難を行わなければならない。また、①地震発生後の津波、②崖崩れ、③延焼火災、④危険物・有害物質の漏洩・流出、⑤建物倒壊の5つの要因については、災害対応事務局及び被災市街地対応本部において応急避難の必要性を検討し、状況に応じて、市長が避難情報の発令を行う。
- 行徳地域では、避難所等の施設の安全性確認が早期に行えない可能性があるため、被災者支援を円滑に行うための応急避難も考える必要がある。
- 本項目では、応急避難の意思決定から避難誘導までのプロセスを示し、人命の尊重に向けた円滑な応急避難活動を図る。

<体制>



<行動計画>

1 避難誘導

(1) 施設利用者の安全確保と応急避難（施設管理者）

- 市民等の利用者が存在する施設の施設管理者は、敷地内あるいは近隣の安全な場所（屋外）に利用者を集めさせ、建物内に残留者がいないことを確認する。
- 避難場所に指定されている施設の場合は、その施設に留まる。
- 避難誘導後、施設及び周囲の被災状況と、施設利用者の安否・応急避難の状況について、被災生活支援本部へ報告する。

(2) 一時的な避難の判断（被災生活支援本部、施設管理者）

避難を行うべき状況を限定することは困難であることから、一時的な避難を行うか否かは基本的に市民の



判断に委ねるものとする。

(3) 建物内部に避難する場合

ア 一時的な避難は原則、空地利用のため、開設行為が必ずしも必要なわけではないが、津波や崖崩れの心配があるような場合には建物内部の利用も求められる。

イ 避難場所において建物内部の利用が必要な場合には、施設管理者は建物の安全性を確認した上で、必要に応じて建物を開錠・開放する。

2 警戒区域の設定（災害対応事務局、関係本部）

- (1) 災害対応事務局は、消防本部、被災市街地対応本部、その他の関係機関より、地震発生後の津波、崖崩れ、延焼火災、有害物質の流出・拡散、建物倒壊の危険性等に関する情報を収集し、二次災害の危険性がある区域を市長に報告する。
- (2) 市長は、二次災害の危険性がある区域を災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域に指定し、関係本部及び関係機関に、区域内の立入りを制限する等の措置を指示する。
- (3) 関係本部及び関係機関は、警戒区域に対する重点的な消火活動、有害物質等の流出・拡散防止措置、優先的な被災建物の除去や応急修理等の重点的な危険防止措置を、早急に実施する。
- (4) 警戒区域の指定は、危険防止措置の実施に伴って二次災害の危険性が低減した区域から、順次、解除する。

3 避難情報の発令（災害対応事務局、被災市街地対応本部、広報班、被災生活支援本部、関係機関）

(1) 避難指示の発令

津波や延焼火災、崖崩れ等の二次災害が発生するおそれがある場合、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な避難情報の発令を行う。

避難情報の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、必要に応じて千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求める。

避難指示	・直ちに避難行動をとる必要がある場合 ・強制するものではない
------	-----------------------------------

(2) 避難指示の実施者

避難指示を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施する。

- ・市町村長（災害対策基本法第60条）
- ・知事（災害対策基本法第60条）
- ・警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ・水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者）（水防法第29条）
- ・知事又はその命を受けた千葉県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がない場合に限る）（自衛隊法第94条）

(3) 避難情報発令の流れ

- ア 災害対応事務局及び被災市街地対応本部は、二次災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、市長に報告する。
- イ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難指示を行う。ただし、災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。
- ウ 避難指示を発令する場合には、避難対象地域や発令理由等の事項を明らかにして、対象地域の市民等に伝達・周知する。
- エ 市長による避難指示が発令された場合、災害対応事務局及び広報班は、直ちに、防災行政無線（同報無線）等を活用して周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に周知・徹底を指示する。
- オ 災害班及び小学校区防災拠点は、地区内の避難場所をはじめ各施設・機関の協力を得ながら、対象地域の市民等に避難指示を周知・徹底する。
- カ 避難行動要支援者に対する伝達に配慮する。
- キ 警察官及び海上保安官は、市長が避難の指示を行えないとき、又は市長から要請のあったときには、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難を指示し、避難場所等へ誘導する。
- ク 本市、千葉県、警察本部・警察署、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合、その内容について相互に通報連絡する。
- ケ 市長は、避難指示を発令したときには、知事にその旨を報告する。
- コ 避難指示を発令した地域に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、避難指示を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。

4 広域避難（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、災害班、関係機関等）

- (1) 広域避難の指示を行う際、市長は、災害対応事務局及び被災市街地対応本部に対し、予め安全な避難地・避難路を確認し、適切な避難誘導を実施するよう指示をする。
- (2) 災害対応事務局は、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に対して安全な避難地・避難路を明示し、適切な避難誘導を実施するよう指示をする。
- (3) 災害班は、小学校区防災拠点、警察機関、消防団等の協力を得て、避難指示の対象となった地域の市民等に対して、安全な避難路をとおり安全な避難地へ避難するよう誘導する。
- (4) 災害班は、対象地域における市民等の避難状況を、被災生活支援本部を通じて、市長に報告する。
- (5) 市長は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合は、千葉県内の他の市町村については直接協議を行い、他の都道府県の市町村については千葉県に対し他の都道府県との協議を行うよう要請する。また、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、千葉県知事に報告した上で、他の都道府県の市町村と直接協議を行う。

5 津波に対する避難（消防本部、関係機関、市民）

- (1) 消防本部及び警察等は、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、河川・海岸付近にいるものに對し、退避するよう呼び掛けを行う。



第3章 震災応急対策計画 第3節 災害の拡大防止措置

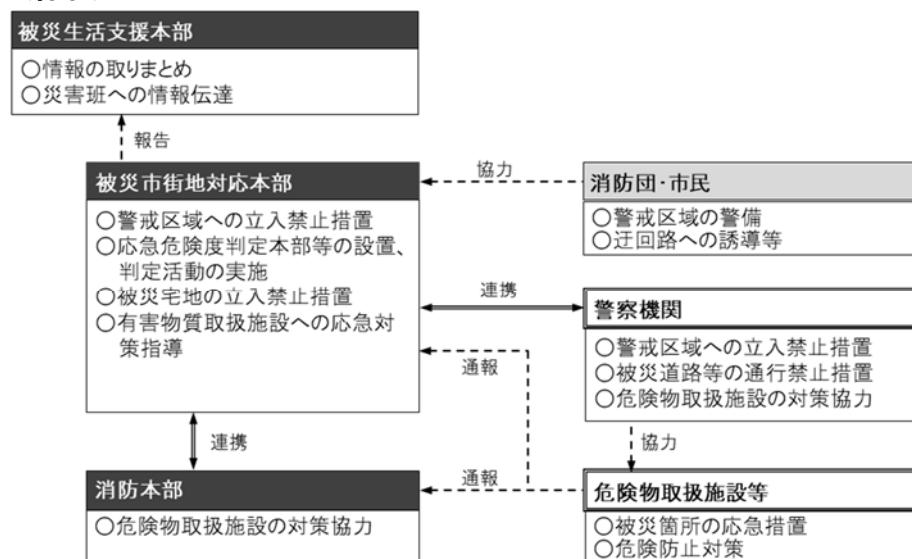
(2) 市民は、本市公式Webサイト、メール情報配信サービス等を利用して、津波警報等の発表や避難指示の情報を把握し、必要に応じて、迅速かつ自主的に自宅等の上階及び高台等の安全な場所へ避難する。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続し、自己の判断で河川・海岸付近に近寄らないこととする。

第6 危険区域の立入禁止措置

<基本方針>

- 避難指示を発令した区域では、区域内への入りを禁止し、二次災害の発生を未然に防ぐ。
- 橋りょうや沿道建物の被災が著しい道路等についても、二次災害の発生を未然に防ぐために立入禁止措置を行う。

<体制>



<行動計画>

1 警戒区域の設定（災害対応事務局、関係本部）

- 災害対応事務局は、避難指示の対象区域のほか、消防本部、被災市街地対応本部、その他の関係機関より、災害発生後の危険性等に関する情報を収集し、住民の生命・身体・財産に対する危険性がある区域を市長に報告する。
- 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体・財産に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、その区域への入りを制限し、又は禁止し、その区域からの退去を命ぜるものとする。
- 災害が発生し、又は発生しようとしている場合であって、市長又は市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、以下に示す者は、市長に代わって警戒区域を設定し、その区域への入りを制限し、又は禁止し、その区域からの退去を命ぜることができる。この場合において、警戒区域の設定等の措置をとったときは、直ちにその旨を市長へ通知するものとする。
 - ・警察官又は海上保安官
 - ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

2 立入禁止措置（災害対応事務局、被災市街地対応本部、広報班、関係機関）

- 指定された警戒区域については、区域内における事故の発生を防止するため、進入路を封鎖する等の方法により、立入禁止措置を行う。
- 災害対応事務局及び広報班は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関へ



の放送要請等により広く住民に周知する。

- (3) 警戒区域への立入禁止措置は、被災市街地対応本部と災害班、警察機関とが協力して実施することを基本とするが、警備を行う人員の不足が予測されるため、市民や消防団の協力を得て、区域内への立入りについて警備を行うものとする。
- (4) 被災した道路・橋りょうについては、警察機関が中心となって通行禁止措置を行うものとするが、この場合も市民や消防団の協力を得て、迂回路への誘導等を実施する。

3 建築物応急危険度判定への対応（被災市街地対応本部）

- (1) 被災市街地対応本部は、千葉県の支援を受け、応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士によって実施される住宅建築を主な対象とした建築物応急危険度判定活動、被災宅地危険度判定士によって実施される崖地近接宅地を主な対象とした被災宅地危険度判定活動を行う。
- (2) 被災した建物への立入禁止措置については、個々の建物を警備することは困難であるため、応急危険度判定等の結果に基づいて、被災建物への立入禁止の貼り紙や建物被害が著しい区域の封鎖のような措置を行う。

4 危険物取扱施設等（被災市街地対応本部、消防本部、関係機関）

- (1) 危険物取扱施設においては、危険物の漏洩・流出が生じないように、被災した箇所については迅速な応急措置を施す。
- (2) 万が一、危険物又は有害物質の漏洩・流出等が生じてしまった場合には、早急に消防機関に通報し、消防機関や警察機関と協力して、漏洩・流出等の拡大防止対策や、出火防止対策、周辺住民への応急避難の呼び掛け、危険物の回収作業等必要な危険防止対策を迅速に行う。
- (3) 海上において危険物又は有害物質等の流出が生じてしまった場合には、併せて海上保安庁にも通報を行う。

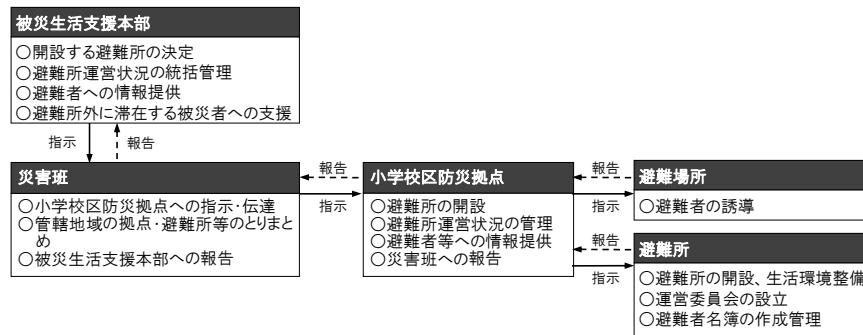
第4節 被災者の生活支援

第1 避難所の開設・運営

<基本方針>

- 東京湾直下地震が発生すると、本市では9万8千人（うち、避難所避難者は約4万9千人）を超える避難者の発生が想定される。
- 当初、避難者は避難場所における屋外避難を強いられるため、被災生活支援本部は各小学校区防災拠点と協力し、安全性が確認された施設の中から、各地区の避難状況に応じて避難所を指定し、早急な避難者の収容に努める。
- 避難所の運営は、市川市避難所マニュアルをもとに避難者自らが行う。

<体制>



<行動計画>

1 避難所の開設

(1) 開設する避難所の決定（被災生活支援本部、小学校区防災拠点）

- ア 被災生活支援本部は、避難所の使用可否の判定結果と各地の避難状況を踏まえて、小学校区防災拠点と協力し、あらかじめ指定した避難所から開設する避難所を決定する。
- イ 被災生活支援本部は、地区ごとに開設する避難所と避難誘導についてまとめ、災害班を通じて各小学校区防災拠点等に指示をする。
- ウ 被災生活支援本部及び小学校区防災拠点は、開設する避難所には開設する旨を伝え、その他の避難場所には避難者をどの避難所に誘導するかを伝える。

(2) 避難所の開設（被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者）

- ア 避難所に指定された施設は、小学校区防災拠点の指示に従って避難者を受け入れ、誘導する。
- イ 避難所として使用しない施設は、後から避難してくる者のために、各出入口への貼り紙等によって「避難所施設の名称と場所、連絡先（小学校区防災拠点）」を明示しておく。
- ウ 小学校区防災拠点は、市川市避難所マニュアルをもとに避難所を開設するとともに、避難者自身で避難所運営ができるよう支援を行う。
- エ 高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。**



2 避難所の運営

(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民）

原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点協議会はそれを支援する。

また、避難所の運営にあたっては、避難所のレイアウトや機能、運営体制等、多様な方への配慮についても検討する。

(2) 感染症対策（被災生活支援本部、小学校区防災拠点）

- ア 避難者に対し、避難所では基本的な感染対策を実施するよう周知を図る。
- イ 避難所の受付では、健康状態の確認を行うとともに、必要に応じてアルコール消毒の設置やマスクの配布等を行う。
- ウ 避難所の受付または避難所内で、体調不良等が発生した場合を想定し、予め、避難所内に体調不良等を分けるスペースを確保するとともに、受付から避難スペースまで移動する際には、一般の避難者と動線が交わることのないよう整備する。
- エ 間仕切り（プライバートテント）等を活用し、避難者間の距離を一定程度確保する。

(3) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、広報班）

- ア 被災生活支援本部は、広報班、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を隨時避難者等に対し行うよう配慮する。
- イ 情報は誰でも必要なときに入手し、その内容を理解できるよう、広報紙や貼紙、避難所へのインターネット端末の設置等、様々な方法を工夫する。
- ウ 被災生活支援本部は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、協定に基づく市川市国際交流協会等への語学ボランティアの派遣依頼等により、通訳・翻訳の手段を確保する。

(4) 福祉避難所への要配慮者の移送（被災生活支援本部、小学校区防災拠点等）

- ア 福祉避難所が開設された場合、被災生活支援本部は、避難所内の要配慮者を福祉避難所へ移送する。
- イ 福祉避難所への要配慮者の移送にあたっては、小学校区防災拠点をはじめ、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、地域（自主）防災組織、消防団等の誘導によるほか、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による移送を要請する。

(5) 避難生活状況の管理（被災生活支援本部、小学校区防災拠点）

- ア 小学校区防災拠点は、災害班を通じて、避難所の運営状況等を被災生活支援本部へ報告する。
- イ 被災生活支援本部は、避難所運営状況を統括的に管理し、避難者への必要な支援を実施する。
- ウ 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(6) ペット対策（被災生活支援本部、小学校区防災拠点）

- ア ペット同行避難所では、予め指定された場所にケージ等により収容する。
- イ ペット同伴避難所においては、飼い主と同じ建物内にてケージやキャリーバッグなどにより収容する。
- ウ 避難所は、動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人など、様々な人との共同生活の場であることから、飼い主は、ペット飼い主以外の人ともコミュニケーションを取り、動物を受け入れやすい環境づくりを行う。



- 工 避難所での飼育は、飼い主同士が協力し合って行う。給餌や排泄物の始末などはペットの飼い主の自己責任で管理する。
- オ 獣医師会や動物取扱業者等と協力し、飼い主に対して避難所における被災動物の適正飼育の指導等を行うなど、動物の保護及び環境衛生の維持に努める。また、県や獣医師会に対し、必要があれば資材の提供、獣医師の派遣等の支援を要請する。
- カ 災害後、余震等災害が落ち着いた状態で、自宅での飼育が可能であれば、飼い主に対し、自宅飼育を行いうよう促す。

(7) 避難所の開設期間（被災生活支援本部）

- ア 災害救助法が適用される避難所の開設期間は、地震発生の日から7日以内であるが、大規模な被災の場合等には、避難生活が長期化する可能性もある。
- イ このような場合には、応急仮設住宅等により必要量の住宅が確保されるまでの期間を避難所の開設期間として想定し、その間は避難者への支援を継続するものとする。
- ウ 被災生活支援本部は、各避難所における避難者数を隨時確認し、避難者の減少に応じて、適時、避難所の統合・閉鎖を行う。
- エ 避難所の閉鎖を検討するにあたっては、ボランティア、NPO、社会福祉士やケアマネジャー等の専門性を有する関係者との協働により、避難所で生活を送る被災者について、個々の状況について聞き取りを行い、被災者の住家の被害状況や自立・生活再建の希望、仮設住宅への入居の希望の有無等を把握するなど状況の把握を行った上で、課題を抱える被災者については寄り添った支援を実施する。
- オ 避難所閉所にあたっては、行き先が決まらない被災者がいる中で一方的に閉所するなど追い出しとならないように配慮する。

3 避難所外に滞在する被災者への支援（被災生活支援本部、医療本部）

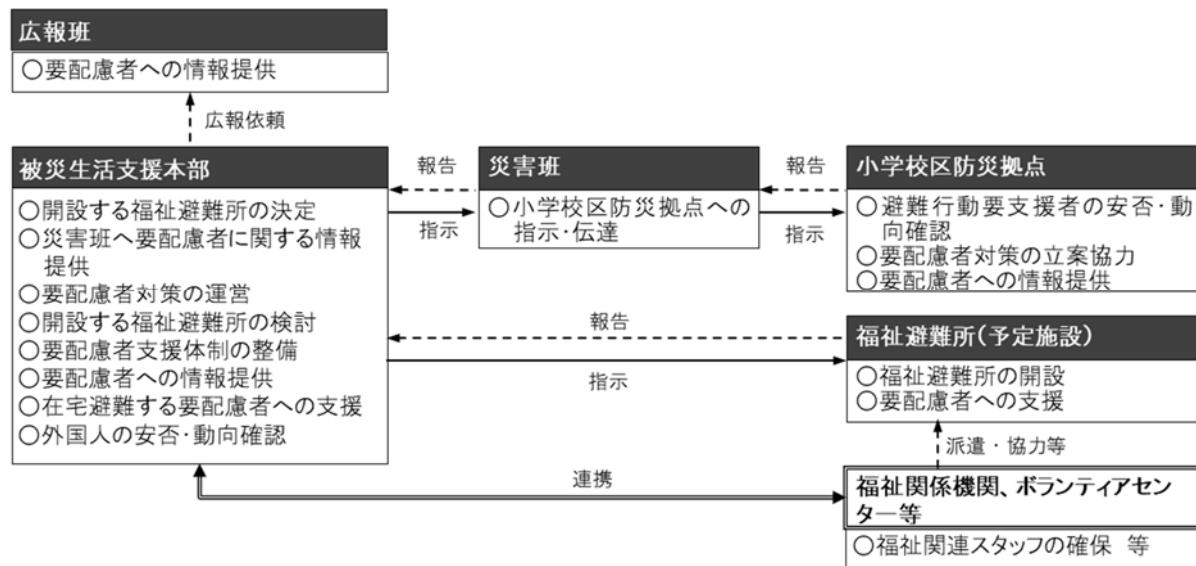
- (1) 被災生活支援本部は、在宅避難者、車中泊、テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供等必要な支援の実施に努める。
- (2) 被災生活支援本部は、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラスマ症候群）の予防のため、医療本部と連携し、健康相談や保健指導を実施する。
- (3) 把握した避難所外避難者への情報伝達や食料・物資の提供等の支援については、小学校区防災拠点を通じて、自治(町)会に協力を依頼する。なお、避難所外避難者への食料・物資の提供等の支援については、原則として避難所において実施するものとする。
- (4) 災害により孤立している世帯が存在する場合や、被害の状況が把握できていない者が存在する場合については、訪問等により被災者の状況を把握する。

第2 要配慮者対策の実施

<基本方針>

- 被災生活支援本部は、要配慮者に対する支援の必要性を判断し、必要に応じ、安全が確認された福祉避難所を開設し、要配慮者を受け入れ、支援体制を整備する。
- 必要に応じて、在宅で避難する要配慮者に対しても支援を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 避難行動要支援者の安否・動向確認（被災生活支援本部）

- 避難行動要支援者名簿を活用し、自治（町）会、民生委員、児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否及び動向の確認に努める。
- 外国人等の要配慮者については、住民基本台帳等に基づき、小学校区防災拠点と協力して安否・動向確認を行うとともに、必要に応じて「災害時における支援に関する協定」に基づき、市川市国際交流協会に通訳等の協力を依頼する。
- 避難指示が発令された場合、消防団や地域（自主）防災組織に対して避難行動要支援者を優先した避難誘導を呼び掛け、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。
- 福祉関連施設等の施設管理者は、予め定める避難確保計画等に基づき、速やかに入所者等の安全を確保するとともに、被災生活支援本部等からの問い合わせに対し、迅速かつ正確に答えられるよう、入所者等の安否・動向確認に努める。
- 避難支援等関係者等の災害応急対策に従事する者の安全確保に十分配慮して実施するよう努める。



2 福祉避難所の運営（被災生活支援本部）

- (1) 小学校区防災拠点等からの報告に基づき、要配慮者支援の必要性を検討・判断し、必要に応じ、福祉避難所を開設する。
- (2) 福祉避難所については、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、施設管理者等が中心となって運営し、被災生活支援本部は運営支援を行う。
- (3) 福祉避難所を開設しない場合、避難所において要配慮者対策を実施するものとする。

3 要配慮者への支援活動（被災生活支援本部）

- (1) 広報班と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。
- (2) 福祉関係機関や市川市災害ボランティアセンター等の協力を得て、福祉関連スタッフを確保し、福祉避難所又は避難所等へ派遣して、適切な支援活動を実施する。
- (3) 要配慮者に対して、生活支援情報等を的確に伝えるため、災害班や小学校区防災拠点と協議を行い、要配慮者向けの情報提供を工夫するよう心がける。
- (4) 応急仮設住宅の入居にあたっては、要配慮者を優先し、高齢者や障がい者に配慮した「福祉仮設住宅」の設置等についても検討する。

4 在宅避難する要配慮者への支援（被災生活支援本部）

市川健康福祉センター（保健所）、社会福祉法人市川市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、在宅避難又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対して、健康相談や生活支援を行う。

5 DWAT の派遣要請（被災生活支援本部）

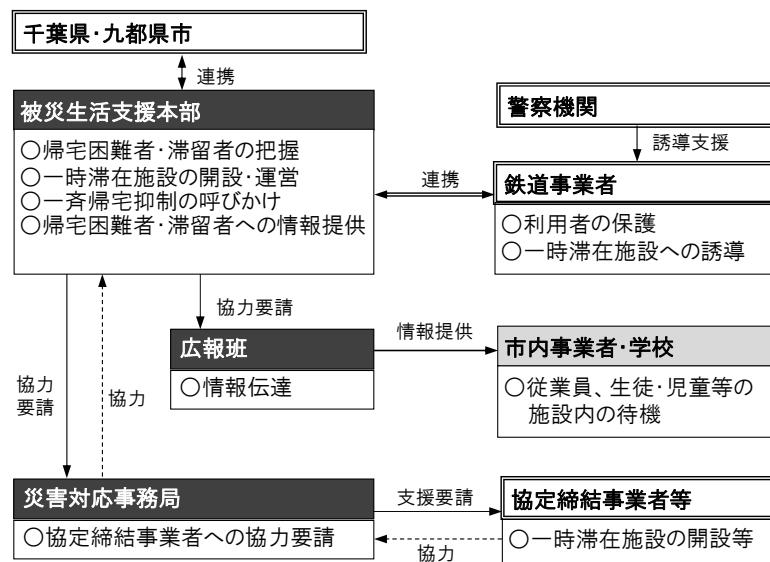
被災生活支援本部は、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児などの他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため、福祉支援が必要と認めるときは、千葉県に対し、千葉県災害福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

第3 帰宅困難者・滞留者対策の実施

<基本方針>

- 東京都に隣接する本市には、千葉方面へ向かう幹線道路や鉄道が存することから、震災時には都心から千葉方面へ向かう帰宅困難者が多数流入することが予想される。
- 震災後に市内に流入してくる帰宅困難者を想定し、帰宅困難者・滞留者に対して適切な情報と休憩の場を提供する支援を行う。そして、その支援により被災した市街地に大量の人が溢れ、各種の応急対策活動に混乱が生じることを防止する。

<体制>



<行動計画>

1 帰宅困難者への情報提供

(1) 一斉帰宅抑制の呼び掛け（広報班、被災生活支援本部）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、広報班の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、国、千葉県、周辺市区と連携して、放送機関や本市公式Webサイト等を通じて、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼び掛けを行う。

(2) 事業所、学校等における施設内待機（施設管理者、事業者）

ア 事業所及び学校等は、施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

イ 帰宅困難者が路上に溢れて混乱が生じることのないよう、むやみに帰宅を促すことのないよう留意する。

(3) 駅等における利用者保護（鉄道事業者）

駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全を確認し、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

(4) 帰宅困難者・滞留者の把握（被災生活支援本部）

駅や警察機関等との情報交換を行い、付近で発生した滞留者や幹線道路等を通じて徒歩で市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。



(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供（被災生活支援本部、広報班）

広報班の協力を得て、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧状況等について、放送機関や本市公式Webサイト等を活用し、情報提供を行う。

2 一時滞在施設の確保等

(1) 一時滞在施設の開設（被災生活支援本部）

- ア あらかじめ指定をした一時滞在施設の施設管理者に対し、施設の被災状況や安全性を確認のうえ、開設の指示又は要請を行う。
- イ あらかじめ指定をした一時滞在施設だけでは不足する場合、必要に応じて本市施設を一時滞在施設として開設する。
- ウ 一時滞在施設の開設状況を集約し、千葉県へ報告するとともに、各種の手段を用いて、駅、帰宅困難者、事業者等への情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導（鉄道事業者、警察機関）

原則、各事業者は、本市や警察機関等と連携して、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。
なお、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの市民等、自力で徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

(3) 一時滞在施設の運営（千葉県、被災生活支援本部、施設管理者）

被災生活支援本部は、施設管理者と協力し、帰宅困難者等を一時滞在施設に受け入れる。
その際、本市は千葉県や関係機関と連携し、施設管理者に対して災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

(4) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請（被災生活支援本部）

コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

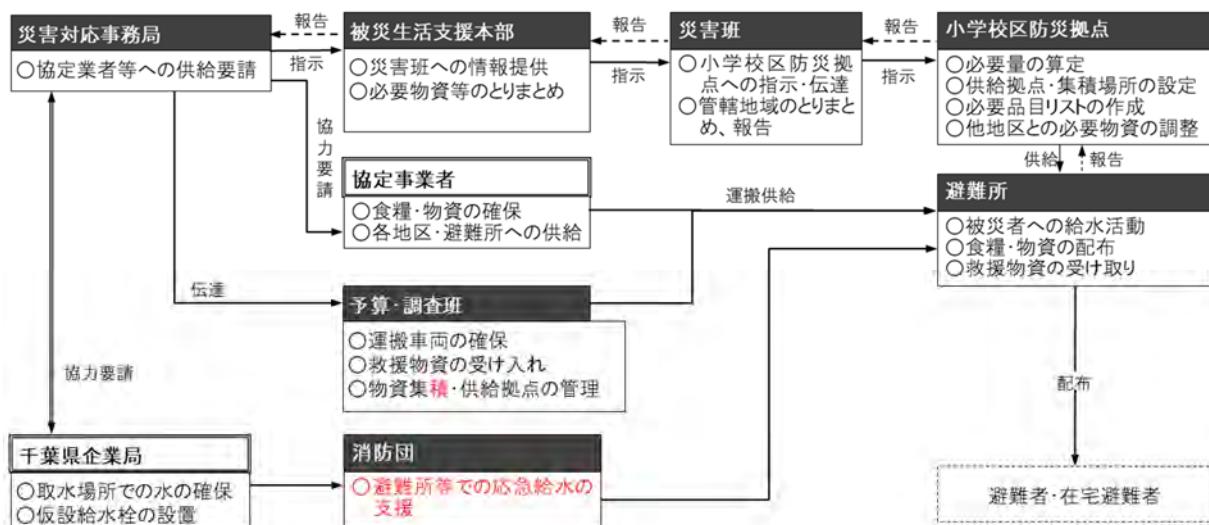


第4 水、食糧、物資の供給

＜基本方針＞

1. 被災者への食糧・物資の供給には、避難所や防災倉庫の備蓄分（1日分）をあてる。
 2. 被災者への水の供給には、学校の受水槽等をあてる。
 3. 2日目以降、被災生活支援本部は、必要量を調達し、協定事業者等を通じて運搬・供給を行う。
 4. 水・食糧・物資の配布は、避難所で行うことを原則とし、避難所が少ない地区では、災害班が地区内の公共施設等を利用して行う。
 5. 在宅避難者に対しても、水・食糧・物資の供給を行う。

<体制>



〈行動計画〉

1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県、消防団）

(1) 応急給水活動の体系

被災地における応急給水活動は、以下の3つの体系からなる。

- ア 千葉県企業局による応急給水
 - イ 本市による避難所等での応急給水（被災生活支援本部、消防団）
 - ウ 応援給水活動（千葉県企業局、関係機関）

(2) 被災当日の給水活動

- ア 千葉県企業局による応急給水活動と本市による応急給水は、取水場所が限られており、避難所や公園等、被災者の身近な場所での給水活動を実現するためには、道路啓開と運搬車両・運搬人員の確保を得たなければならない。
 - イ このため、被災当日の応急給水は、学校の受水槽等を活用した給水を中心とし、可能な範囲で、消防団や避難者等の自助努力により取水場所からの飲料水の運搬等を実施する。

(3) 被災2日目以降の給水活動

2日目以降は、「災害時の物資の供給に関する協定」を締結している業者の協力や、相互応援協定を締結している市町村の応援等を得て、被災状況に応じた水の運搬体制を整備し、避難所等における十分



な給水活動が行われるよう努める。

(4) 飲料水の安全確保

応急給水用資器材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民に対して、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

2 備蓄食糧・物資の供給（予算・調査班、小学校区防災拠点）

避難所には、順次、食糧・物資の備蓄を進めており、被災当日は、これらの備蓄食糧・物資を被災者に供給する。

- (1) 避難所の備蓄分だけでは不足する場合、小学校区防災拠点は、最寄りの使用されていない避難所や、防災倉庫に備蓄されている食糧・物資を予算・調査班によって確保・配分されたトラック等を利用して、運搬・供給する。
- (2) 在宅避難者への供給は、避難所において小学校区防災拠点が実施する。

3 協定事業者による水、食糧・物資の供給（災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点）

- (1) 2日目以降、小学校区防災拠点は、避難者名簿（在宅避難者を含む） やライフラインの被災状況に基づいて、各地区の食糧・物資の必要供給量を算定する。
- (2) 災害対応事務局は、小学校区防災拠点の算定結果に基づいて、「災害時の物資の供給に関する協定」を締結している業者に、各避難所へ必要量を直接届けるよう要請する。
 - ア 協定事業者の都合等で各避難所への運搬が困難な場合、災害班が地区内に集積場所を確保し、予算・調査班や小学校区防災拠点と協力して食糧・物資を配布するものとする。
 - イ 集積場所までの食糧・物資の運搬は、協定事業者自身が行えない場合、別途、協定に基づく協力要請等を検討する。

4 救援物資の供給（災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点）

- ア 災害対応事務局及び予算・調査班は、広報班を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。受け入れられない物資の内容についてもリストを作成し、公表に努める。
- イ 国・県への救援物資の支援要請は、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、大洲防災公園、広尾防災公園とし、予算・調査班は、確保・配分したトラック等により食糧・物資を搬送する。
- エ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって道の駅いちかわ、市川地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、民間物流倉庫の使用についても検討する。
- オ 小学校区防災拠点は、災害班を通して、物資の過不足に関する情報を共有し、相互に必要な物資を融通するよう努める。
- カ 物流に関する協定締結団体・企業等と連携して集積・供給拠点の運営を行うとともに、必要に応じて、物流専門家等の派遣や荷役資機材の提供を要請する。

5 千葉県による供給

本市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合、千葉県は、本市からの要請等に基づき、食糧及び生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。



なお、本市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測された場合、本市からの要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食糧、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

6 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達をする際、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

当該米穀を買い受ける場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結した上で、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

第5 行方不明者等の搜索及び遺体の収容・埋葬

<基本方針>

1. 震災時には、多数の行方不明者や犠牲者の発生が予想される。
2. 行方不明者を早急に搜索し、遺体を遺族へ返し、早期に埋葬するための対策を講じる。

<体制>



<行動計画>

1 行方不明者等の搜索（消防本部、消防団、警察機関）

- (1) 市長は、行方不明者等の搜索を消防本部に指示し、また、警察機関、その他関係機関及び市民等へ情報提供・活動協力を要請する。
- (2) 消防本部は、消防署所に行方不明者等の搜索活動を指示し、管理・調整を行う。
- (3) 警察機関は、行方不明者の届出により、行方不明者の搜索にあたる。
- (4) 消防本部及び関係機関は、搜索活動中に行方不明者の遺体を発見した場合は、医療本部へ搬送の手配を要請するとともに、搬送・収容活動へ協力する。

2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本部、施設管理者等）

- (1) 医療本部は、被災生活支援本部と協力して、必要に応じて遺体の**安置所**を指定し、警察機関、消防団、その他関係機関及び市民等の協力で、**安置所**への遺体の収容を行う。なお、**安置所**は、屋内体育施設等の中から、状況に応じて指定する。
- (2) **遺体安置所**に指定された施設の施設管理者は、遺体の受入体制を整える。なお、遺体を安置する間の**安置所**の管理責任者は、医療本部が派遣する職員とする。
- (3) 医療本部は、被災生活支援本部及び**遺体安置所**に指定されている施設の施設管理者の協力のもとに、遺体の検視への協力やドライアイス等必要資器材等の調達を行う。
- (4) **安置所**への遺体の搬送は、医療本部からの協力依頼に基づき、葬儀社その他関係機関及び市民等が実施する。



3 遺体の取扱（医療本部、被災生活支援本部、警察機関）

- (1) 警察機関は、死体取扱規則等により、遺体の検視を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族への引渡しを行う。
- (2) 被災生活支援本部は、警察機関の協力により、身元の不明な遺体に対する措置を行う。
- (3) 医療本部は、検視、検案、身元確認等、遺体の処理について、警察機関との連携を図る。

4 埋葬等（医療本部）

- (1) 遺体の埋葬等は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施するものとする。
- (2) 埋火葬許可書の発行手続については、市民課との連携を図る。
- (3) 遺族等の引取り手のない場合、又は遺族等が埋葬等を行うことが困難な場合には、市長の指示により、医療本部が関係機関及び地元業者の協力を得て埋葬等を行う。

5 広域火葬（医療本部）

- (1) 市の火葬能力を上回る場合など、市内だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て埋火葬を実施する。
- (2) 災害等発生時には速やかに市域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握し、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。
- (3) 県の広域火葬場の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整する。
- (4) 火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行う。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行う。
- (5) 迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行う。
- (6) 広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告する。
- (7) 広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡する。

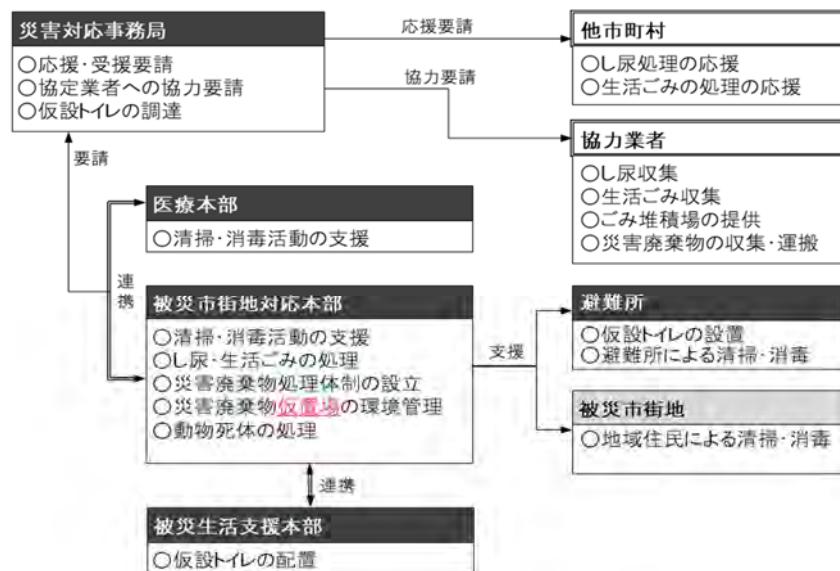


第6 被災地の清掃

<基本方針>

- 大規模地震発生時には、損壊建物の撤去等に伴う廃棄物が発生し、また、し尿や生活ごみ等の廃棄物が平常時よりも大幅に増加することから、「市川市災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。
- 上・下水道及び液状化被害等により浄化槽が被災した地区では、被災生活支援本部が小学校区防災拠点を中心に速やかに仮設トイレを設置するとともに、その後も順次追加的に配置する。設置後は適時巡回し、清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努める。
- 被災市街地対応本部は、し尿収集を行うとともに、避難所で大量に発生する生活ごみについても収集を行う。
- 被災地で大量に発生する損壊建物の撤去等に伴う廃棄物の処理については、仮置場を設ける等して応急的な対応を行い、最終的な処理計画を立案する。
- 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

<体制>



<行動計画>

1 避難所等の清掃（被災市街地対応本部、市民）

- (1) 避難所の清掃・消毒活動は、避難者が自主的に行う。
- (2) 被災した市街地の清掃・消毒活動についても、自治（町）会等が中心となって地域住民が自主的に行うものとする。
- (3) 消毒薬品は、環境部が保有しているものを、被災市街地対応本部が避難所あるいは自治（町）会単位等で配布するものとし、環境部が保有している消毒薬品だけでは不足する場合には、協定事業者より提供を受ける。
- (4) その他、被災市街地対応本部では、市民の自主的な清掃・消毒活動に対して、適時必要な支援を行う。



2 災害用トイレの設置・清掃管理（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、市民）

（1）災害用トイレの設置

- ア 避難所においては、開設と同時に被災生活支援本部が備蓄されている災害用トイレを設置し、避難生活に備える。
- イ 被災市街地対応本部は、下水道管、配水管、浄化槽の破損等を考慮して、災害用トイレの設置の検討やし尿処理収集計画を作成する。
- ウ 被災地内での災害用トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。
- エ 災害用トイレの設置にあたっては、BJ☆projectによる活動で得られた知見等、女性の視点も踏まえ、設置場所や設置する災害用トイレの種類等について検討する。

（2）清掃管理

災害用トイレの清掃管理については、避難所内のものは避難者が、被災地内のものについては、自治（町）会が実施する。

（3）調整・撤去

被災生活支援本部では、適時、災害用トイレの利用状況を確認し、必要に応じて、設置箇所の調整、撤去を行う。

3 し尿の収集・処理（被災市街地対応本部）

（1）し尿収集計画の策定・周知

- ア 被災市街地対応本部は、下水道の被災状況や仮設トイレ・マンホールトイレ等の設置状況等から、し尿収集が必要な箇所の確認を行い、道路状況に応じた収集ルートを検討した上で、し尿収集計画を策定する。
- イ し尿収集計画は、収集対象となる被災者を中心に、市民へも周知する。

（2）し尿の収集・処理

- ア し尿収集の実施にあたっては「災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定書」に基づいて、公益財団法人市川市清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に依頼する。し尿収集は、避難所及び避難場所を優先して行う。
- イ 収集したし尿は、衛生処理場及び終末処理場に運んで処理をする。
- ウ 衛生処理場及び終末処理場が被災した場合には、下水道施設へ投入する等の暫定措置や一時的な貯留方法を検討するほか、他市町村等へのし尿処理に関する応援依頼を行う。
- エ 本市のみでし尿の収集・処理を行うことが困難な場合、他市町村や県を通じて民間事業者に応援要請する。

4 生活ごみの収集・処理（被災市街地対応本部）

（1）生活ごみ収集計画の策定・周知

- ア 被災状況及び道路状況に応じた収集ルートを設定し、生活ごみ収集計画を策定する。
- イ 生活ごみ収集計画についても、し尿収集計画と同様に市民に周知する。
- ウ 生活ごみの収集にあたって車両及び人員が不足する場合には、協定に基づいて、市川市清掃業協同組合等に出動を要請する。



(2) 生活ごみの収集・処理

- ア 収集した生活ごみはクリーンセンターに運搬して分別・処理を行うが、クリーンセンターが被災した場合には場内に一時的に堆積するほか、集積場が不足する場合には協定等に基づき、ごみの堆積場として民有地又は教育委員会が所有・管理する用地を使用する。
- イ さらに、他市町村等への応援依頼を行い、早急なごみの処理に努める。

5 ペット等の遺体の処理（被災市街地対応本部）

被災市街地対応本部は、クリーンセンター小動物火葬炉にて、ペット等の遺体の処理を行う。なお、処理能力を超える場合には、伝染病等の発生を予防する方法をとる。

6 損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の収集・処理（被災市街地対応本部）

(1) 震災によって発生する廃棄物の種類

- ア 被災した建物や構造物、工作物
- イ 片付けごみ

(2) 処理体制

- ア 被災建築物の解体・撤去は原則として所有者が行う。ただし、国により公費負担による解体制度が設けられた場合は、その制度に該当する建築物について公費解体を行う。
- イ 産業廃棄物については、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。
- ウ 適正処理が困難な廃棄物については、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。
- エ 災害が発生した場合、損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の量も膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に処理体制を確立して対応するものとする。
- オ 本市で災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合、地方自治法に基づき、県に災害廃棄物処理事務を委託する。また、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、必要に応じて災害廃棄物の処理の代行を国に要請する。

(3) 損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の収集・運搬

- ア 損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の収集処理については、市川市災害廃棄物処理計画等に基づき対応する。
- イ 損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の収集・運搬にあたっては、協定に基づき建設業者等に依頼して実施する。
- ウ 本市のみで損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の収集・処理を行うことが困難な場合、県を通じて民間事業者に応援要請する。

(4) 環境汚染の防止対策

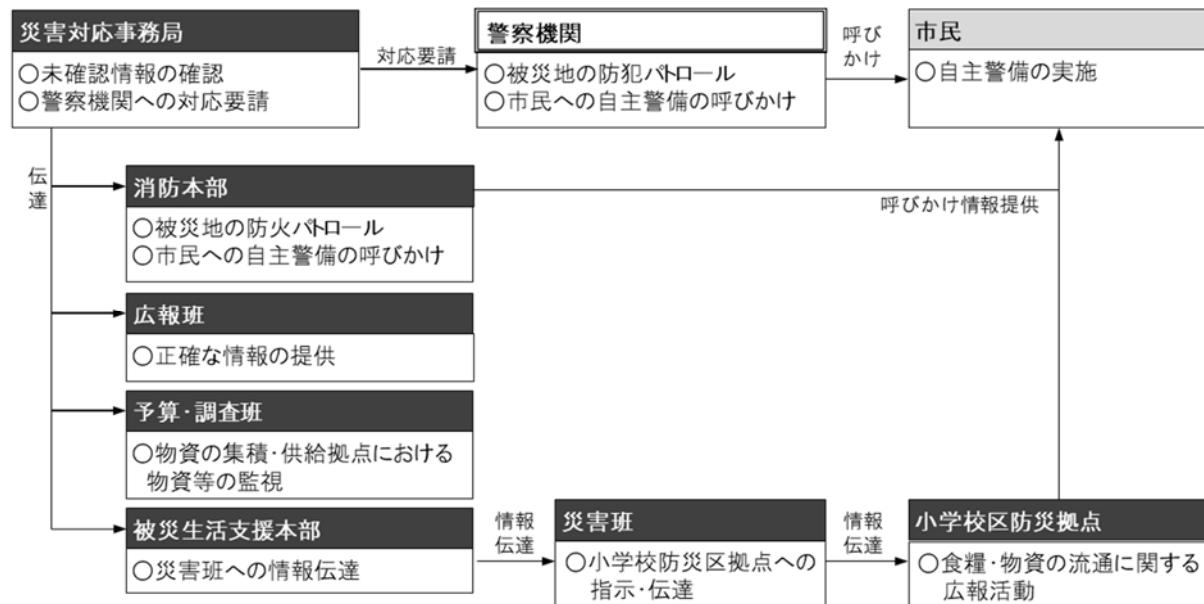
- ア 仮置場の環境管理を行う。
- イ 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」等を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

第7 被災地の警備

<基本方針>

震災時には、放火、不当値上げ、流言による暴動等、特異な犯罪が発生する可能性があるため、消防機関や警察機関と連携し、被災地の警備活動を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 物価の安定、物資の安定供給（被災生活支援本部）

被災地における食糧・物資等の流通状況を監視し、不当値上げや売り惜しみの発生防止に努める。

また、食糧・物資等の流通に関する情報を被災者に提供し、適正な流通が行われるよう、注意を呼び掛けるとともに、災害班を通じ、小学校区防災拠点から各地区の市民へ、きめ細かな情報提供を行うよう指示をする。

2 被災地のパトロール（警察機関、消防機関、市民等）

- (1) 警察機関は、犯罪の発生を未然に防止するため、防犯パトロールを実施する。
- (2) 消防機関は、火災の発生を未然に防止するため、防火パトロールを実施する。
- (3) 警察機関や消防機関は、市民にも、積極的に自主警備を実施するよう呼び掛ける。
- (4) 市民等は、特に危険区域における事故の発生防止のため、自主警備に努める。

3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、広報班）

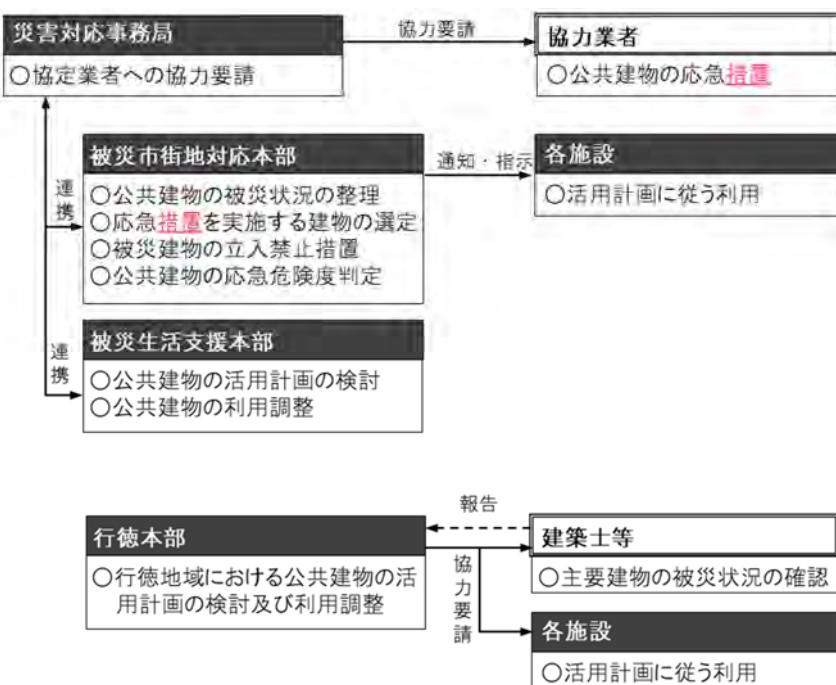
- (1) 常に正確な情報を迅速に提供するよう心がけ、情報の混乱による流言飛語の発生を未然に防止するよう努める。
- (2) 未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて警察機関に対して混乱の防止や取締り、警備等を要請する。**特に近年は、SNS等を通じたデマ情報が問題視されていることから、公的機関以外が発信した不確かな情報は安易に拡散しないよう周知する。**

第8 公共建物の応急対策

<基本方針>

- 震災対応には、多くの公共建物が拠点施設として使用される。
- 震災対応を円滑に行うためには、拠点施設となる公共建物を安全に使用できることが不可欠である。
- 被災市街地対応本部は、早期に被災した公共建物の応急対策を行い、拠点施設として安全に使用できるよう努める。

<体制>



<行動計画>

1 公共建物の被災状況の確認（被災市街地対応部、被災生活支援本部）

- (1) 市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生し、市長から指示があった場合、被災市街地対応本部は応急危険度判定実施本部を設置し、直ちに、以下の順位により被災状況を確認し、被災生活支援本部へ報告する。
 - ① 第1庁舎・第2庁舎・行徳支所・消防局庁舎
 - ② 消防署所・医療救護所
 - ③ 小学校区防災拠点・避難所施設（福祉避難所を含む）
 - ④ その他の公共施設
- (2) 各拠点・施設等から早急な確認の要請があった場合、可能な限り、その施設の被災状況確認を優先し、被災が大規模で十分な確認を行えない場合、市内の建築士等の協力を得て、迅速な調査の実施に努める。
- (3) 被災市街地対応本部は、応急危険度判定実施本部からの報告のほか、各拠点・施設からの報告により、公共建物の被災状況を確認する。
- (4) 被災により利用が不可能な拠点施設がある場合、被災生活支援本部は、利用可能な避難所等から代替施設を選定し、早急な移転・開設を指示する。

2 公共建物の応急措置（被災市街地対応本部）

- (1) 応急措置によって暫定的な利用が可能な公共建物については、被災市街地対応本部が必要に応じて応急措置を行う。
- (2) 応急措置は、対応本部施設及び現地対応拠点施設を優先し、ライフライン機関に対しても、優先的に応急復旧等の措置を実施するよう要請する。
- (3) 作業については、協定に基づき、建設業者や市川電業協同組合の協力を得る。
- (4) 公共建物の被災が大規模で、応急措置で対応できない場合には、協定等に基づき、民間施設を借り上げ、必要な建物を確保する。
- (5) 応急措置を行わない被災建物については、立入禁止等の措置を実施する。

3 公共建物の利用調整（被災生活支援本部、予算・調査班）

被災生活支援本部を中心に、各対応本部、災害対応事務局、予算・調査班の間で利用可能な公共建物の調整を行う。

4 行徳地域における公共建物の応急対策（行徳本部）

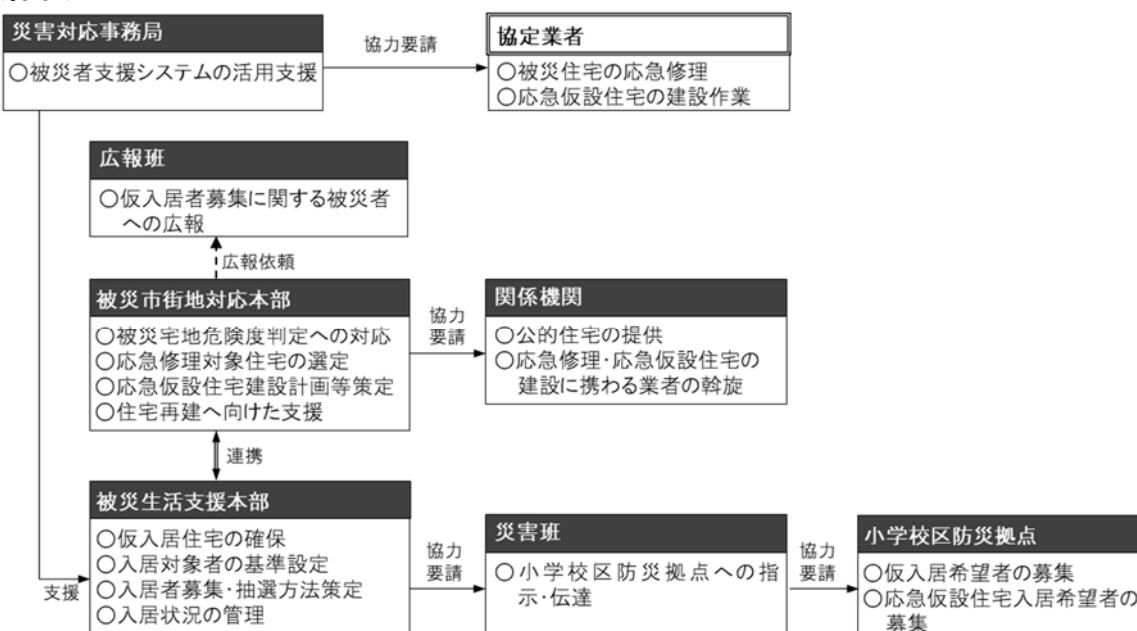
- (1) 行徳地域は、孤立した場合、初期には十分な被災状況の確認を行えないことが想定される。
- (2) 行徳本部は、地域内の建築士等の協力を得て、以下の順位により、被災状況を確認し、他の施設については、被災市街地対応本部の対応を待つ。
 - ① 行徳支所
 - ② 消防署所・医療救護所
 - ③ 小学校区防災拠点・大規模な避難所
- (3) 本部が適切な指示を出せない場合、行徳本部は行徳地域内の公共建物の利用調整を独自に行う。

第9 被災者住宅の確保

<基本方針>

- 震災時には、振動や液状化、そして延焼火災等によって、多くの市民が住宅に被害を受け、長期的な避難生活を強いられることが予測される。
- 住宅被害を受けた被災者に対して、被災市街地対応本部は、災害救助法に定められた住宅応急修理や応急仮設住宅の建設、住宅再建に関する支援を行うほか、被災生活支援本部は、仮入居住宅の確保・斡旋に関する支援を行う等、総合的に被災者への住宅対策を図り、早期に避難所を閉鎖するように努める。

<体制>



<行動計画>

1 被災宅地危険度判定への対応（被災市街地対応本部）

- 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士によって実施される被災した宅地を主な対象とした被災宅地危険度判定活動へ、協力・支援を行う。
- 判定活動の集計結果をもとに、確保・修理すべき住宅戸数を算定する。

2 被災住宅の応急修理（被災市街地対応本部）

- 災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、災害救助法に基づき、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分の応急修理を実施する。
 - ア 応急修理を実施する被災住宅は、千葉県が災害毎に定める応急修理の実施要領を参考に選定する。
 - イ 被災住宅の応急修理活動は、被災者が選定した建設業者に依頼して実施する。
- 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある被災者に対し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。



- (3) 災害救助法が適用される以前や適用されない場合についても、災害救助法の適用に準じて実施する。
- (4) 市のみにおいて処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

3 公的住宅の確保斡旋（被災生活支援本部、広報班）

- (1) 住宅が被災した市民に応急的な住まいを提供するために、被災生活支援本部は千葉県や千葉県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等に協力を要請して、公的住宅の空室を仮入居住宅として確保するよう努める。
- (2) 仮入居住宅を確保した場合、住宅被災者にその旨を広報し、仮入居希望者の募集を行う。
- (3) 仮入居希望者の抽選等の手続を小学校区防災拠点の協力を得て実施する。

4 応急借上げ住宅（みなし仮設）の活用（被災市街地対応本部、被災生活支援本部）

応急仮設住宅の建設と並行して、千葉県と連携して民間賃貸住宅の提供に努める。

5 応急仮設住宅の提供（被災市街地対応本部、被災生活支援本部）

- (1) 建築物応急危険度判定結果や仮入居住宅の確保状況等から、建設すべき応急仮設住宅戸数（原則として市内の全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内）を算定し、建設用地の確保を図る。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合には、千葉県が実施し、本市はこれに協力し、被災者への入居決定を行う。
- (3) 災害救助法が適用されない場合、又はその他の状況により市長がその必要性を認めた場合には、本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する。
- (4) 本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する場合には、被災市街地対応本部は応急仮設住宅の建設設計画を決定する。
- (5) 災害救助法に基づく一般の応急仮設住宅のほかに、必要に応じて、高齢者等を数人以上収容する福祉仮設住宅等の建設も計画する。
- (6) 建設作業にあたっては、協定を締結している建設業者のほか、千葉県や国、独立行政法人都市再生機構等とも連携を図りながら、短期間で効率的に完成するよう心がける。
- (7) 応急仮設住宅の入居対象者の選定にあたっては、災害救助法の基準に基づいて被災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力、その他地域コミュニティ等を勘案する。
- (8) 本市が建設する応急仮設住宅の入居対象者は、被災生活支援本部が基準を設定し、抽選等によって選定する。
- (9) 本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する場合、被災生活支援本部が応急仮設住宅の管理を行い、その際には、入居期間、使用条件等を明確にする。
- (10) 応急仮設住宅等の斡旋後、入居状況を管理する。

6 住宅再建に向けた支援（被災市街地対応本部）

- (1) 住宅被災者の個別住宅やマンションの再建に向けた支援活動として、専門家による相談業務を実施する。
- (2) 個別の住宅再建に向けたまちづくりへの取組み意欲を持つ地域に対しては、職員を派遣する。
- (3) まちづくりの検討が具体化してきた場合、市街地の復旧・復興と防災都市の建設に向けて、被害状況に応じて、適切なまちづくり関連事業の導入を検討する。



7 広域一時滞在

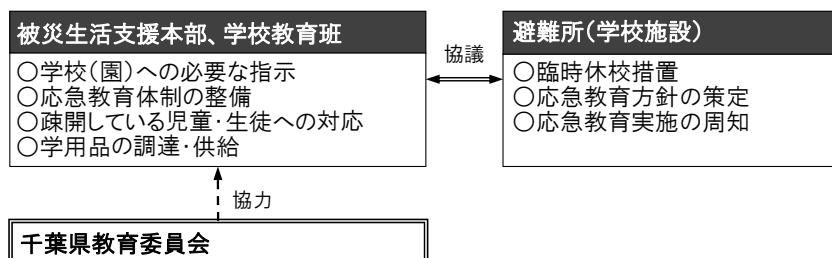
市長は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、千葉県内の他の市町村については直接協議を行い、他の都道府県の市町村については千葉県に対し、他の都道府県との協議を行うよう要請する。

第10 応急教育の実施

<基本方針>

1. ライフラインの仮復旧や被災者への住宅対策によって避難者が徐々に減少してくると、避難所は統合・閉鎖され、避難所の指定を解除された小中学校や公共施設における応急教育の実施が可能になる。
2. 被災生活支援本部及び学校教育班では、適時、応急教育実施の可能性を検討しながら準備を進め、状況が整い次第、応急教育の実施を図る。

<体制>



<行動計画>

1 避難誘導、安否確認

(1) 就学時間帯における安全確保と応急避難（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長）

- ア 学校（園）長は、児童・生徒、教職員等の安全を確保するために、状況に応じて、以下の対応を行う。
- ① 救出及び屋外への避難誘導
 - ② 児童・生徒、教職員等の安否確認
 - ③ 施設の安全確認及び応急措置
 - ④ 被災生活支援本部・学校教育班への状況報告
 - ⑤ 臨時休校措置

イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校長が決定する。

ウ その他の対応については、被災生活支援本部及び学校教育班が学校（園）長に対し適切に指示する。

(2) 帰宅時間帯における安否・動向確認（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長）

ア 学校（園）長は、避難所運営への対応と応急教育の実施に向けて、状況に応じて、以下の対応を行う。

- ① 施設の安全確認及び応急措置
- ② 教職員等の安否・動向確認
- ③ 教職員に対する、児童・生徒の安否・動向把握の指示
- ④ 被災生活支援本部・学校教育班への状況報告
- ⑤ 臨時休校措置

イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校（園）長が決定する。

ウ その他の対応については、被災生活支援本部・学校教育班が、学校（園）長に対し適切に指示する。

2 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施（学校教育班、学校（園）長）

ア 学校（園）長は、学校教育班と協議の上、施設の被災・利用状況に応じて応急教育実施方針を策定する。

イ 応急教育の実施に向けて、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、以下の体制を整える。

- ① 校舎の確保
- ② 教職員の確保
- ③ 学用品の調達
- ④ 避難所との調整
- ⑤ 給食施設の利用調整等

ウ 以下の方法等により校舎の確保を行い、学校施設が避難所に使用される期間においても、可能な限り応急教育を実施するよう努める。

- ① 他の公共施設の利用調整
- ② 校舎の応急復旧
- ③ 応急仮設校舎の建設

エ 学校（園）長は、応急教育を実施する場合、速やかに、児童・生徒及び保護者に対し、その旨を周知する。

オ 児童・生徒が疎開している場合、学校教育班が疎開先で教育が受けられるよう対応を行う。

(2) 学用品の供与（学校教育班）

学校教育班は、千葉県教育委員会の協力を得て、被災により学用品を失った児童・生徒のために、必要量の学用品を調達し、各児童・生徒への配給を行う。

(3) 授業料の減免（学校教育班）

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を策定する。



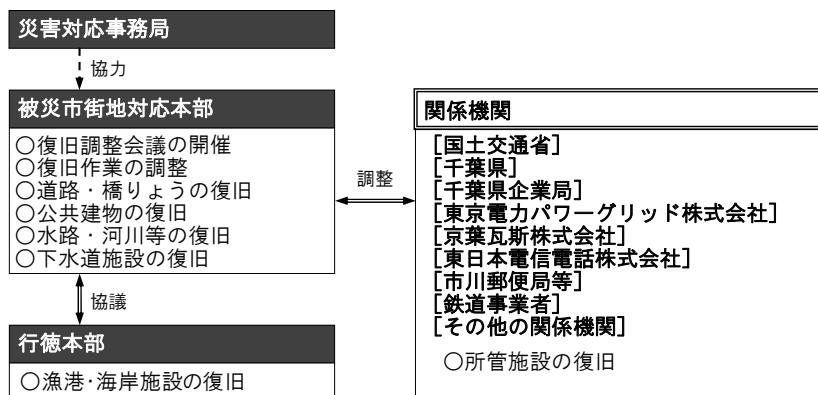
第5節 社会基盤の復旧

第1 公共施設の復旧

<基本方針>

1. 道路やライフライン施設の本格復旧には、被災地への大量の資器材の搬入・ストックが不可欠であり、限られた道路や空地の利用を調整しながら段階的に進めていく必要がある。
2. 被災市街地対応本部は、関係部局やライフライン関係機関による復旧手順と道路・空地の利用計画から全体の復旧作業スケジュールを調整し、復旧計画を策定し、これを実行する。

<体制>



<行動計画>

1 復旧活動体制の整備（被災市街地対応本部、関係機関等）

- (1) 公共施設の復旧活動は、概ね以下の担当に基づいて実施する。

項目	対応本部・機関
道路・橋りょうの復旧作業	被災市街地対応本部、国土交通省、千葉県
水路の復旧作業	被災市街地対応本部
河川・海岸等の復旧作業	被災市街地対応本部、国土交通省、千葉県
漁港・海岸施設の復旧作業	行徳本部
公共建物の復旧作業	被災市街地対応本部、被災生活支援本部
上水道供給施設の復旧作業	千葉県企業局
下水道施設の復旧作業	被災市街地対応本部、千葉県
電力供給施設の復旧作業	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス供給施設の復旧作業	京葉瓦斯株式会社
通信施設の復旧作業	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
郵便施設	日本郵便株式会社
鉄道施設	各鉄道事業者
その他の公共施設	各施設管理者



- (2) 上記の各部局及び機関は、発災直後から、管理施設の被災状況調査及び必要な応急対策と、応急復旧を実施するとともに、市民生活の安定に向けて早急な本格復旧に努める。
- (3) 応急復旧から本格復旧の作業にあたっては、被災市街地対応本部において、各部局及び各機関の代表者等によって構成される復旧調整会議を開催し、それぞれの復旧作業について、以下の点を調整する。
 - ア 被災市街地全体の復旧手順
 - イ 各施設の復旧作業にあたっての道路・空地の活用調整
 - ウ 資器材の調達・保管
- (4) 復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、広報班や災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。
- (5) 公共施設の復旧活動にあたっては、これを迅速に実施する必要があることから、許認可等の手続について弾力的な対応を図る。

2 道路・橋りょうの復旧（被災市街地対応本部）

- (1) 道路交通の確保のために緊急啓開を実施したのち、被災した道路・橋りょうについて早急に道路復旧計画を策定し、道路交通機能の迅速な回復を図る。
- (2) 復旧作業は、応急対策活動や復旧作業に欠かせない以下の道路を優先して実施するものとし、他の一般道路は応急修理を実施して、復興期における基盤整備に備える。
 - ア 緊急活動道路のうち、甚大な被害によって通行が禁止・制限されている路線
 - イ 深刻な交通渋滞が発生している路線の迂回路となる路線
 - ウ 他の復旧作業等に伴う通行制限が必要な路線の迂回路となる路線
 - エ ライフライン関係機関による地下埋設物の復旧作業との同時施工が可能な路線
- (3) 千葉県、国、首都高速道路株式会社が管理する路線については、各機関に早期復旧を要請するほか、必要に応じて各機関の連携による復旧を図る。

3 水路・河川・堤防等の復旧（被災市街地対応本部）

- (1) 水路・河川・堤防等については、被災状況の調査後、二次災害のおそれがある箇所を優先して、応急修理を実施する。
- (2) 応急修理作業にあたっては、水上輸送における船舶の接岸、消火用水や生活用水等の取水への利便性に配慮して、修理箇所を選定する。
- (3) 早急な道路交通の確保の必要性を考えて、道路付堤防の復旧を優先する。また、道路復旧や水道橋の復旧との連携に配慮した効率的な復旧を図る。
- (4) 千葉県、国が管理する河川・堤防等については、復旧を優先すべき箇所、本市の道路復旧計画等をそれぞれの機関に提示し、復旧計画において配慮するよう要請する。

4 公共建物の復旧（被災市街地対応本部）

- (1) 被災状況の調査によって、公共建物を概ね以下の3つに分類する。
 - ア 応急修理によって応急対策活動の拠点施設として活用する建物
 - イ 当面は閉鎖し、後日、復旧のための本格的な修理を行う建物



ウ 復興期に新築を要する建物

- (2) 応急修理によって活用する建物について早急に修理を実施し、新築を要する建物については、二次災害の発生が心配される建物を優先して、順次、解体作業を行う。
- (3) 解体した建物の跡地は、復旧調整会議において、復旧・復興作業に向けた以下の活用を検討する。
 - ア 応急対策活動や市民の被災生活に必要な公共施設の仮設
 - イ 各種復旧作業に必要な資器材のストックヤード
 - ウ 復旧作業関連車両の駐車場
 - エ 広域応援作業員の仮設宿舎の建設
 - オ 応急仮設住宅の建設
- (4) 公共建物の本格復旧は、復興期における市街地復興計画の動向に合わせて復旧・復興計画を策定し、市街地復興の推進に役立てる。

5 上水道供給施設の復旧（千葉県企業局）

取・浄水場及び給水場については、発災後も運転の継続に努め、取・浄・配水機能への影響が大きな施設から復旧作業を実施する。

6 下水道施設の復旧（被災市街地対応本部）

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに復旧の方針を立案する。
- (2) 応急復旧については、幹線の復旧を優先し、被害の程度に応じて順次下流側から枝線の順に行うことを中心とし、最低限簡易処理ができるように迅速に応急復旧を行う。

7 電力供給施設の復旧（東京電力パワーグリッド株式会社）

- (1) 災害発生時にも、原則として電力供給を維持するが、浸水、建物倒壊により供給することがかえって危険である場合等は、供給を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。
- (2) 感電事故及び漏電による出火を防止するため、広報車、報道機関、窓口掲示等により市民に情報を提供する。

8 都市ガス供給施設の復旧（京葉瓦斯株式会社）

ガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

9 LPガス設備等の復旧（千葉県LPガス協会市川支部）

加盟業者と連携してLPガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や本市と連携して広報する。



10 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

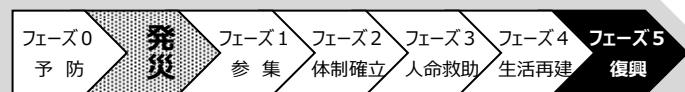
- (1) 被災した通信回線の復旧にあたっては、予め定められた順位に従って実施する。
- (2) 通信の途絶又は利用の制限を行ったときは、広報車、報道機関、窓口掲示等によって利用者に周知する。

11 郵便施設（日本郵便株式会社）

- (1) 被災地における郵便の運送、集配、臨時運送集配便の開設等の応急措置を講じる。
- (2) 東日本電信電話株式会社から委託を受けた電気通信取扱業務については、運営の確保を図る。
- (3) 被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、仮局舎急設による迅速な業務の再開、移動郵便車による臨時窓口の開設等の措置を講ずる。
- (4) 応急対策及び復旧活動にあたっては、本市、郵便局がそれぞれ所有・管理する施設及び土地を相互に提供して、使用する。

12 鉄道施設（各鉄道事業者）

- (1) 各鉄道事業者は、震災時にはまず乗客の安全確保のために以下の対策を講じる。
 - ア 乗客の救出・救護
 - イ 列車火災等が発生した場合の初期消火活動
 - ウ 最寄りの安全な場所への避難誘導
- (2) 乗客の安全を確保したのち、被害状況に応じた迅速かつ的確な復旧による輸送の確保に努める。
- (3) 鉄道施設の被害状況や復旧状況について、市川市災害対策本部に連絡するほか、報道機関への発表や駅における掲示等により、市民や乗客への周知に努める。



第3章 震災応急対策計画
第5節 社会基盤の復旧

第4章 災害復興計画

計画の主旨

第1 目的

大規模地震による市街地の面的な被災は、都市の機能や経済力の低下につながる。長期間にわたって都市の機能や経済力が低下した状態が続くと、その後の都市復興への活力を喪失させ、震災によるダメージが慢性化してしまうことが心配される。従って、市街地の被災規模が大きい場合等は、特に早急かつ計画的な復興まちづくりの推進が求められる。

本計画は、被災程度に応じて早急に復興体制を確立し、被災市街地の円滑な復興を図ることを目的とする。

第2 基本目標

復興まちづくりには、被災市民の生活を再建することと、再び同じ経験を繰り返さないために防災都市を建設することの2つの側面がある。復興まちづくりは、この2つの側面を同時に満たしながら推進していくことが条件となる。

本計画では、被災市民の生活再建と防災都市建設とを整合させ得る「適正な復興プロセスの構築」を基本目標に、復興まちづくりのフレームについて定める。

第3 運用体系

1 復興まちづくりに関する調査・研究成果の活用

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、学術界をはじめとして、国や自治体でも復興まちづくりに関する調査・研究が盛んに行われている。本市においてもこれらの調査・研究成果を参考にするとともに、総合防災基礎調査等を通じて復興まちづくりについての知見を深め、必要に応じて、適時、本計画を見直していくものとする。

2 日常時のまちづくりへの反映

復興まちづくりは、日常のまちづくり課題に対して極めて短期間で取り組むという性格のものもあることから、計画内容には日常時のまちづくりにおいても参考ができる部分が多い。従って、復興まちづくりに限らず、日常時のまちづくりへの取組みにおいても、本計画を活用・反映させるものとする。



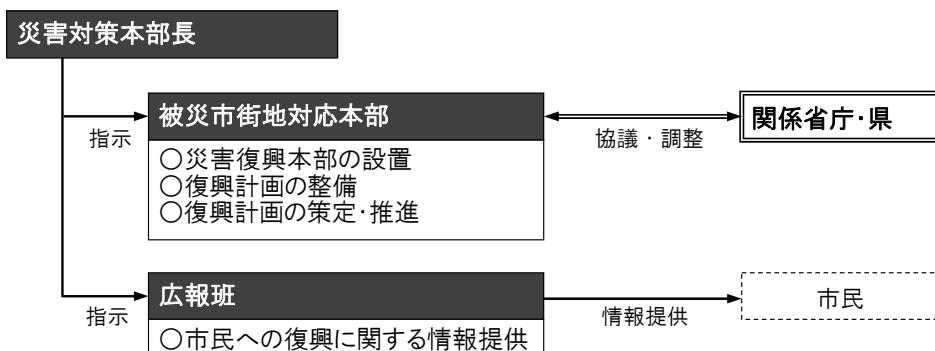
第1節 復興まちづくり

第1 復興まちづくり

<基本方針>

- 大規模地震により被災した市民の生活や企業等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。
- 復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。
- 復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業であるため、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、市川市震災復興マニュアルに基づき計画的な復興事業を推進するものとする。

<体制>



<行動計画>

1 復興体制

(1) 災害復興本部の設立

応急対策における被災情報の収集によって、市街地が面的な被災を受けていることが明らかな場合、災害対策本部長は災害復興本部設立の必要性を判断し、被災市街地対応本部長に災害復興本部の設立を指示する。

この場合、被災市街地対応本部は、大規模地震発生から1週間を目処に災害復興本部へ移行し、復興体制の整備と復興計画の策定・推進を図る。

(2) 災害復興本部の組織体制

災害復興本部長は災害対策本部長が兼任するものとし、被災市街地対応本部長を事務局長、街づくり部が事務局を担当する。災害復興本部を構成する職員は、被災市街地対応本部に所属する職員を原則とするが、必要に応じて関係部課・機関からも、災害復興本部長の判断により招集できるものとする。

(3) 災害復興本部の基本的な業務

ア 復興基本計画の策定

市街地の被災状況等に応じて、新たな基盤整備、市街地の面整備、住宅の供給、条例制定の必要性等を検討し、復興基本計画を策定する。



イ 関係省庁や千葉県との協議・調整

復興を円滑に進めるために、被災市街地復興特別措置法の適用や運用、財政上の特別措置等について、関係省庁や千葉県との協議・調整を行う。

ウ 市民への復興に関する広報・周知

被災者の理解を得るために、復興への取組状況について、災害復興本部の設立時から隨時、市民への広報・周知を図る。

エ 市民参加による復興まちづくりの推進

被災者の生活再建と防災都市建設との整合を図り、被災市街地の円滑な復興を可能にするために、市民参加による復興まちづくりを基本とする。災害復興本部は、関係市民に復興まちづくり計画の検討への参加を呼び掛け、個々の被災者が置かれた状況や生活事情等を踏まえた上で、計画の策定・推進を図る。

オ 被災者の生活再建や産業復興への支援

復興事業の実施により、被災者の住宅再建や住宅確保等を促進する支援を実施する。

2 復興プロセスの概要

震災復興は、被災市街地における復興まちづくりを柱に、被災者の生活再建や産業復興に貢献・支援していくことを想定する。

復興まちづくりは、被災市街地復興特別措置法に基づき、概ね以下のプロセスに従って実施する。

(1) 復興基本方針の策定・周知（地震発生後1～2週間程度）

震災応急対策活動によって収集・把握した市街地の被災データをもとに、被災市街地の整備に関する枠組みを復興基本方針としてまとめ、市民をはじめ、関係機関等に周知する。

(2) 重点復興予定区域の設定

市街地の被災状況や従前の市街地が抱えていた問題等を総合的に検討して、重点的に復興すべき区域を設定し、建築基準法第84条による建築制限を適用する。重点復興予定区域では、市街地開発事業等の導入や、市民参加による復興まちづくりの検討・推進が想定されることから、自治（町）会等を中心として早急にまちづくり協議会の設立を図る。

(3) 復興基本計画（案）の作成（地震発生後2ヶ月以内）

重点復興予定区域を中心に、詳細な被害状況や地域住民の復興まちづくりへの意向を調査・把握し、積極的に基盤整備を含めた復興まちづくりを推進する地区を抽出して、被災市街地復興特別措置法における復興推進地域に指定する。復興推進地域の指定は重点復興予定区域に限られるものではなく、その他の区域においても、住民の復興まちづくりへの意向等に応じて地域指定を検討するものとする。

さらに、将来の土地利用や都市施設等の方針、復興推進地域以外の市街地整備の方針をまとめ、復興基本計画（案）を整理し、市民をはじめ関係機関等に周知する。

住宅再建・地場産業の復興等へ向けた支援策についても、この段階で計画化を図り、市民をはじめ関係機関等に周知すると同時に、順次、必要に応じた支援活動を展開する。

(4) 市街地整備課題の検討

被災市街地の整備課題は、都市・地区・街区の3つのスケールに応じて分類することができる。

課題抽出から計画策定までのプロセスを円滑化するために、本市・住民協議会・個々の住民とでそれぞれのスケールに応じた検討範囲を分担し、まちづくり専門家等の協力を得て、それぞれの視点からの検討を進め る。



ア 都市スケールにおける復興課題の検討

幹線道路や都市公園、広域防災拠点等、都市骨格を形成する基盤整備の課題について、本市が主体となり、復興都市計画事業として検討する。

イ 地区スケールにおける復興課題の検討

生活道路や近隣公園、地区防災拠点等、地区骨格を形成する基盤整備の課題について、住民協議会が主体となって、都市骨格の整備課題と住宅再建やまちのイメージに対する個々の住民の事情・意向等を反映しながら検討する。

ウ 街区スケールにおける復興課題の検討

区画道路やポケットパーク、共同建替用地等、個々の住宅再建を可能にし、防災街区を形成するための整備課題について、個々の住民を主体として、法制度や費用面等の事情に応じた住宅再建イメージを検討し、住民協議会による地区スケールでの課題検討に反映させる。

(5) 復興まちづくり構想の策定

本市・住民・専門家の3者の協議により、3つのスケールに応じて抽出された市街地整備課題の整合・調整を図り、復興まちづくり構想として以下の4点をまとめる。

ア まちの将来像（骨格基盤と土地利用の構想）

イ 都市基盤整備方針（概ねの位置と規模）

ウ 住宅再建イメージ（建て方と街並み）

エ 計画・事業手法（基盤整備、住宅再建支援、街並み誘導等）

(6) 第1次都市計画決定（地震発生後2年以内）

復興まちづくり構想は、事業に関する具体的な検討の段階で、住民の住宅再建事情等から若干の変更があり得ることを見込んで、都市計画決定を段階的に行う。

第1次都市計画決定として想定される事項は以下のとおり。

ア 市街地開発事業等の事業区域と導入する事業手法

イ 都市骨格基盤の位置と規模

ウ 地区計画の方針等

(7) 事業計画の策定

第1次都市計画決定を行った市街地開発事業等について、事業計画を策定する。

事業計画の検討には、高度に専門的な技術と判断が要求されるため、住民協議会や個々の住民の意見を集めながら、本市が主体となって策定する。

(8) 第2次都市計画決定

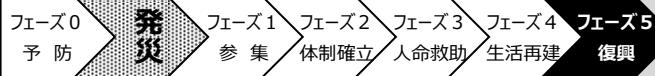
事業計画によって明確化された都市基盤や、まちの将来像の実現に向けた住宅等の建て方のルール等、必要な項目について新たに都市計画決定を行う。

ア 事業計画に基づく区画道路、街区公園等位置と規模

イ 地区整備計画等、住宅再建に関するルール等

(9) 事業推進

事業計画及び第2次都市計画が決定された地域から、順次、事業の推進を図ると同時に、事業地域における個別の住宅再建・共同建替・住宅移転等への資金面及び専門技術的な支援を積極的に実施する。



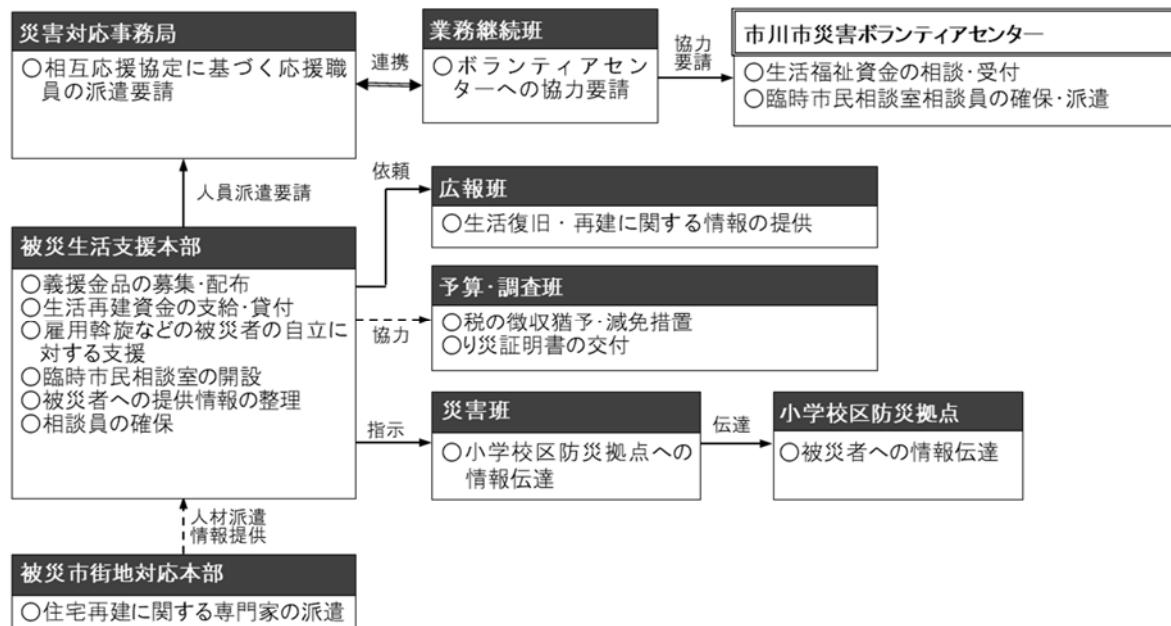
第2節 被災者の生活再建

第1 市民生活再建支援

<基本方針>

1. 震災時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。
2. 被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、罹災証明書の交付を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の検討、市税の減免や徴収猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。
3. 災害発生後の市民生活の安定を図るため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的にマネジメントする取組み）の実施に努める。

<体制>



<行動計画>

1 罹災証明書の交付（予算・調査班）

- (1) 被災建物応急危険度判定の調査結果等を参考として、住家被害認定調査の方針を立案し、被災市街地対応本部の協力を得て、住家被害認定調査を計画・実施する。
- (2) 調査結果に基づき、被災者個々人の罹災データを作成・管理するとともに、罹災者の申請により、罹災証明書を交付する。
- (3) 罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家が罹災した場合に証明するものとする。
- (4) 罹災証明書の対象とならない非住家と動産の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災家屋等証明書を必要に応じて交付する。



2 義援金品の募集・配布（被災生活支援本部）

- (1) 全国に向けて義援金品の募集を行い、被災者への配布方法を検討する。
- (2) 複数の市町村や都県にまたがる災害の場合、被災地全体で一括して義援金品の管理を行うことが考えられるため、その活用方策の検討に参加する。
- (3) 義援金品を被災者に配布する際、被災生活支援本部が窓口となって対応する。なお、義援金品の活用方策については、本部会議の承認を得て、日本赤十字奉仕団等関係団体の協力のもと、被災者への配布を実施するものとする。
- (4) 義援品の募集にあたっては、内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、職員の負担になることから、原則、個人からの義援品については受け取らないものとする。

3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班）

- (1) 予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。
- (2) 税の徴収猶予及び減免等の措置が適当と考えられる場合、予算・調査班は、その旨を本部会議に報告し、本部会議の決定に基づいて、被災者への広報・通知を行う。

4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部）

被災した市民が速やかに再起、更生するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害見舞金品の支給
- (4) 災害援護資金等の貸付

5 被災者生活再建支援金の支給（被災生活支援本部）

本市域又は千葉県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、千葉県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建と被災地の速やかな復興を図る。

6 災害ケースマネジメントの実施（被災生活支援本部）

- (1) 災害ケースマネジメントを含めた被災者支援の総合調整を行う担当を明確化するとともに、県からのリソース派遣の受入体制を整備する。被災者支援の担当は、県や社会福祉協議会等と連携し、被災者からの一元的な相談窓口の設置や、避難所運営、救援物資の調整などとともに、避難所外避難者の状況把握のためのアウトリーチや情報共有会議、災害ケースマネジメントの実施に向けた調整を行う。
- (2) 支援が必要な被災者に対し、被災者見守り・相談支援等事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を検討する。
- (3) 社会福祉協議会やNPO等と連携して、応急仮設入居者や在宅で被災生活を送っている者の中、支援が必要な者に対して、アウトリーチを継続的に実施する。また、相談窓口を訪れる被災者の相談事に対応するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報の提供等を行う。



- (4) 訪問等により取得した情報を基に、個々の被災者についてアセスメントを実施する。アセスメントの結果に基づき、自立・生活再建にあたっての継続的に寄りそった支援の必要性や、継続的な支援が必要な場合の今後の見守り・相談等の実施頻度を検討し、訪問、見守り・相談の実施体制の確立を進める。
- (5) 訪問時等には、住まい再建の実現性や家族の状況等について被災者に確認する。聞き取り等を行った被災者の個人情報については、その利用目的を明示し、取り扱いは個人情報保護法にのっとり適切に行うものとする。
- (6) 社会福祉協議会ほか関係機関等とともに、災害ケースマネジメント情報連携会議を開催し、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、被災者の個別訪問の状況やケース会議の開催状況等について共有する。
- (7) 個々の被災者の状況について、アウトーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- (8) 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者ごとに支援記録を作成し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。支援記録の記載事項として想定される主な項目は以下のとおり。
- (9) ケース会議での議論を踏まえ、専門的な支援機関等を紹介するだけではなく、必要に応じて支援機関等まで同行し、そこでアドバイスや意見を踏まえて被災者とともに今後の対応を検討する。

7 被災者台帳の作成（被災生活支援本部）

被害が甚大な場合等で市長が必要と認める場合、災害対策基本法に基づく被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

- ア 被災生活支援本部は、被災者支援システムを活用して、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3第4項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。
- イ 被災生活支援本部は、罹災証明書の交付窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図されることを説明する。また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

8 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) その他の支援として、職業相談、生活保護法の適用への対応等を行い、被災者の生活の確保に努める。
- (2) 災害救助法適用時には、郵便局では郵便物の無料送配や為替貯金・簡易保険の解約等の所要手続きの簡略化の措置が講じられる。

9 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、業務継続班）

- (1) 被災生活支援本部は、被災者への生活情報の提供や生活再建に向けた相談に応じるために、必要に応じて、臨時市民相談室を開設する。
- (2) 臨時市民相談室の主な相談業務として、被災者への経済的な支援、食糧・物資等の流通に関する相談、住宅の修理や住宅再建に関する相談等を想定する。



- (3) 臨時市民相談室において被災者に提供する情報は、被災生活支援本部が把握・整理し、被災者への相談業務に応じる。
- (4) 臨時市民相談室の相談業務は、被災生活支援本部の職員のほか、各相談の所管部署の職員や専門家等の協力を得て実施する。
- (5) 被災生活支援本部は、必要に応じ業務継続班の協力を得て、市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室の相談員を確保する。
- (6) 被災市街地対応本部は、住宅再建に向けて建築、まちづくり、不動産及び法律の専門家等を臨時市民相談室に派遣する。
- (7) 被災生活支援本部は、女性の悩みや相談を受け付けるために、必要に応じて女性相談員を確保する。
- (8) 被災生活支援本部は、日本語を十分に理解できない外国人の相談に応じるために、市川市国際交流協会に支援を要請する等、外国語の通訳や外国語の相談を受けられる相談員を確保する。

1.0 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部、広報班）

- (1) 臨時市民相談室における被災者への生活情報の提供のほか、被災者に提供すべき情報を隨時整理し、被災者への広報に努める。
- (2) 広報班の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。

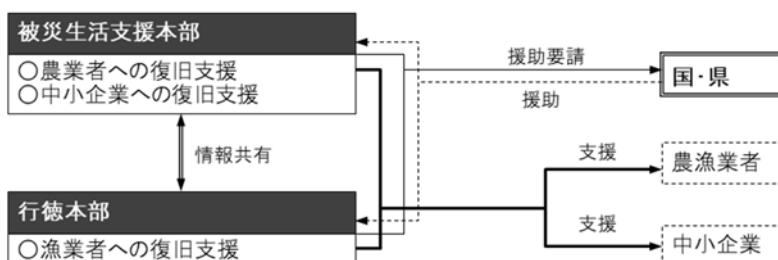


第2 産業復旧支援

<方針>

1. 公共施設の復旧等によって都市機能が一応の復旧をした後も、多くの産業活動は低迷を続けることが予想される。
2. 被災生活が落ち着きを見せ、応急対応が一段落した時点で、被災生活支援本部及び行徳本部は被災地の産業活動を早期に活性化していくために、農漁業者や中小企業を対象にした災害復旧助成事業等の適用を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部）

- (1) 被災生活支援本部及び行徳本部は、被災地の農漁業者の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて、農漁業者に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。
- (3) 就労支援、税の減免など被災した農漁業従事者に対する生活再建支援や既往債務の償還猶予、償還期間の延長などの支援を検討する。**

2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) 被災生活支援本部は、市内の中小企業の被災状況を把握し、産業と経済活動を速やかに復旧させるために、必要に応じて、中小企業に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。
- (3) 就労支援、税の減免など被災した中小企業従事者に対する生活再建支援や既往債務の償還猶予、償還期間の延長などの支援を検討する。**



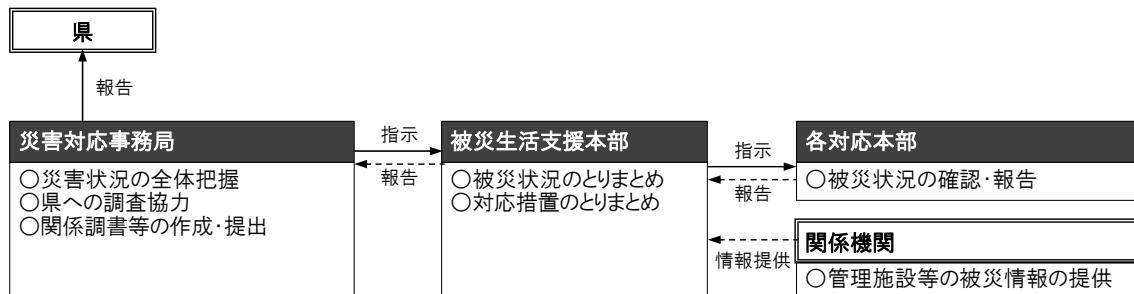
第3節 激甚災害

第1 激甚災害の指定に関する計画

<基本方針>

1. 災害による被害の規模が甚大な場合、災害復旧を実施するためには膨大な費用がかかる。
2. 災害対応事務局は、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施されるため、特別な財政措置が行われるよう、早期に激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律の指定を受けるため、被害状況調査等を行う。

<体制>



<行動計画>

1 激甚災害指定の手続（災害対応事務局）

- (1) 速やかに激甚災害指定の手続を進めるため、各対応本部は現地対応拠点等への指示や報告により、発災直後から迅速かつ正確な被害情報の把握及び整理を行い、被災生活支援本部に報告する。
- (2) 災害対応事務局は、被災生活支援本部からの報告を整理し、本市全域としての災害状況を整理する。
- (3) 整理した災害状況を速やかに千葉県に報告するとともに、千葉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、千葉県各部局に提出する。